

## 指定障害児通所支援事業者自己点検表

( 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス  
・ 居宅訪問型児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援 ・ 共生型障害児通所支援 )

※児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援はセンターを除く。

点 検 年 月 日	平成30年12月1日
事 業 所 名	リアッタ 児童発達支援事業 みらころ
法 人 名	株式会社 OTis
点 検 者 職 氏 名	神代 律子
備 考	

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
第1 一般原則	【法第21条5の17】	【法第21条5の17】	【法第21条5の17】	【法第21条5の17】	【法第21条5の17】		
一般原則	(1) 通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(通所支援計画)を作成し、これに基づき障害児に対して指定児童発達支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定児童発達支援を提供しているか。 《平24条例104第4条第1項》 【平24厚令15第3条第1項】	(1) 通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(通所支援計画)を作成し、これに基づき障害児に対して指定医療型児童発達支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定医療型児童発達支援を提供しているか。 《平24条例104第4条第1項》 【平24厚令15第3条第1項】	(1) 通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(通所支援計画)を作成し、これに基づき障害児に対して指定放課後等デイサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定放課後等デイサービスを提供しているか。 《平24条例104第4条第1項》 【平24厚令15第3条第1項】	(1) 通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(通所支援計画)を作成し、これに基づき障害児に対して指定居宅訪問型児童発達支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することにより障害児に対して適切かつ効果的に指定居宅訪問型児童発達支援を提供しているか。 《平24条例104第4条第1項》 【平24厚令15第3条第1項】	(1) 通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(通所支援計画)を作成し、これに基づき障害児に対して指定保育所等訪問支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定保育所等訪問支援を提供しているか。 《平24条例104第4条第1項》 【平24厚令15第3条第1項】	適・否	
	(2) 指定児童発達支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定児童発達支援の提供に努めているか。 《平24条例104第4条第2項》 【平24厚令15第3条第2項】	(2) 指定医療型児童発達支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定医療型児童発達支援の提供に努めているか。 《平24条例104第4条第2項》 【平24厚令15第3条第2項】	(2) 指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定放課後等デイサービスの提供に努めているか。 《平24条例104第4条第2項》 【平24厚令15第3条第2項】	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定居宅訪問型児童発達支援の提供に努めているか。 《平24条例104第4条第2項》 【平24厚令15第3条第2項】	(2) 指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定保育所等訪問支援の提供に努めているか。 《平24条例104第4条第2項》 【平24厚令15第3条第2項】	適・否	
	(3) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、道、市町村、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第20条及び第49条において「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。 《平24条例104第4条第3項》 【平24厚令15第3条第3項】	(3) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、道、市町村、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第20条及び第49条において「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。 《平24条例104第4条第3項》 【平24厚令15第3条第3項】	(3) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、道、市町村、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第20条及び第49条において「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。 《平24条例104第4条第3項》 【平24厚令15第3条第3項】	(3) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、道、市町村、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第20条及び第49条において「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。 《平24条例104第4条第3項》 【平24厚令15第3条第3項】	(3) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、道、市町村、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第20条及び第49条において「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。 《平24条例104第4条第3項》 【平24厚令15第3条第3項】	適・否	

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類																																																																										
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援																																																																												
	(4) 指定児童発達支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。 《平24条例104第4条第4項》 【平24厚令15第3条第4項】	(4) 指定医療型児童発達支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。 《平24条例104第4条第4項》 【平24厚令15第3条第4項】	(4) 指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。 《平24条例104第4条第4項》 【平24厚令15第3条第4項】	(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。 《平24条例104第4条第4項》 【平24厚令15第3条第4項】	(4) 指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。 《平24条例104第4条第4項》 【平24厚令15第3条第4項】	<input checked="" type="checkbox"/> 適	否	<ul style="list-style-type: none"> <li>発令簿</li> <li>事務分掌</li> <li>設置に関する規程</li> <li>委員名簿、委嘱状</li> <li>研修計画</li> <li>研修受講が確認できる書類</li> <li>研修会開催記録</li> </ul>																																																																									
① 虐待の防止に関する責任者を設置しているか。 ア 虐待防止責任者の職・氏名 ( 神代 律子 ) イ 設置年月日 (平成26年5月1日)						<input checked="" type="checkbox"/> 適	否																																																																										
② 虐待防止に資するための組織を整備しているか。 ア 虐待防止に資するための組織の名称 ( 福祉事業部虐待防止委員会 ) イ 設置年月日 (平成29年12月1日) ウ 設置形態 ( 単独設置・ <input checked="" type="checkbox"/> 既存の組織に機能を付加 ) エ 第三者委員の有無 ( 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 ) ※ 第三者委員～施設職員や法人理事以外の者						<input checked="" type="checkbox"/> 適	否																																																																										
③ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しているか。 ア 虐待防止に関する研修計画の有無 ( <input checked="" type="checkbox"/> 有・無) ※ 27の(3)の「従業者の資質の向上のため」の研修計画に含まれている場合は、「有」となる。 イ 研修実施の有無 (ア) 職場外研修への参加 ( <input checked="" type="checkbox"/> 有・無) (イ) 職場内研修の実施 ( <input checked="" type="checkbox"/> 有・無) ウ 研修実施状況(実地指導前の直近1年間) (ア) 職場外研修への参加の状況						<input checked="" type="checkbox"/> 適	否																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">研修の主催者</th> <th rowspan="2">参加回数</th> <th colspan="7">参加延人員</th> <th rowspan="2">事務その他職員</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>管理者</th> <th>児管理発達支援</th> <th>看護職員</th> <th>児保指導員</th> <th>障ビス福祉サ一</th> <th>機職能員訓練担当</th> <th>理学療法士</th> <th>訪問支援員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・道</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道社協</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>全社協</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						研修の主催者	参加回数	参加延人員							事務その他職員	総数	管理者	児管理発達支援	看護職員	児保指導員	障ビス福祉サ一	機職能員訓練担当	理学療法士	訪問支援員	国・道	1		1								市町村											道社協											全社協											その他												
研修の主催者	参加回数	参加延人員							事務その他職員																																																																								
		総数	管理者	児管理発達支援	看護職員	児保指導員	障ビス福祉サ一	機職能員訓練担当		理学療法士	訪問支援員																																																																						
国・道	1		1																																																																														
市町村																																																																																	
道社協																																																																																	
全社協																																																																																	
その他																																																																																	
※ 「研修の主催者」が「その他」場合は、主催者の名称 ( )																																																																																	

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類																																																											
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援																																																													
	<p>(イ) 職場外研修の報告・伝達方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">研修の 主催者</th> <th colspan="5">報告・伝達の方法</th> </tr> <tr> <th>伝達研修の 実施</th> <th>職員会議等 で報告</th> <th>報告書・復 命書の回覧</th> <th>研修資料の 配付</th> <th>そ の 他 ※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・道</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道社協</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>全社協</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1 5</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>1 2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※報告・伝達の方法が「その他」の場合は、具体的な方法 〔 〕</p> <p>(ウ) 職場内研修（研修名及び参加人数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施年月日</th> <th>参加人数</th> <th>研修内容（テーマ等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年1月27日</td> <td>6名</td> <td>・ アンガーマネジメント</td> </tr> <tr> <td>平成30年2月17日</td> <td>6名</td> <td>・ マイクロカウンセリング</td> </tr> <tr> <td>平成30年3月21日</td> <td>6名</td> <td>・ 野中事例検討</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月21日</td> <td>6名</td> <td>・ アドラー心理学</td> </tr> <tr> <td>平成30年5月19日</td> <td>6名</td> <td>・ コミュニケーション技法</td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ) 職場内研修不参加職員への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 研修資料等の配付</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 研修資料等の回覧</li> <li><input type="checkbox"/> 自己学習レポート等の提出</li> <li><input type="checkbox"/> その他（2名体制で月ごとに担当を決めて研修内容のテーマを決める）</li> </ul> <p>※ 倫理綱領・行動指針・掲示物等の周知徹底</p> <p>① 虐待を許さないための「倫理綱領」や「行動指針」などを制定しているか。 ( <input checked="" type="checkbox"/> ・ いない )</p> <p>・ 制定している綱領や指針などの名称 ( )</p> <p>② 「虐待防止マニュアル」などを作成しているか。 ( <input checked="" type="checkbox"/> ・ いない )</p> <p>③ 「権利侵害防止の掲示物」の掲示等により全従業員に周知徹底を図っているか。 ( <input checked="" type="checkbox"/> ・ いない )</p> <p>【平29.4 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き】</p>					研修の 主催者	報告・伝達の方法					伝達研修の 実施	職員会議等 で報告	報告書・復 命書の回覧	研修資料の 配付	そ の 他 ※	国・道	4	4	4			市町村	5	5	5			道社協						全社協						その他	1 5	3	3	1 2		実施年月日	参加人数	研修内容（テーマ等）	平成30年1月27日	6名	・ アンガーマネジメント	平成30年2月17日	6名	・ マイクロカウンセリング	平成30年3月21日	6名	・ 野中事例検討	平成30年4月21日	6名	・ アドラー心理学	平成30年5月19日	6名	・ コミュニケーション技法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修計画</li> <li>・ 研修受講が確認できる書類</li> <li>・ 研修会開催記録</li> <li>・ 倫理綱領、行動指針</li> <li>・ 虐待防止マニュアル</li> <li>・ 掲示物</li> </ul>
研修の 主催者	報告・伝達の方法																																																																	
	伝達研修の 実施	職員会議等 で報告	報告書・復 命書の回覧	研修資料の 配付	そ の 他 ※																																																													
国・道	4	4	4																																																															
市町村	5	5	5																																																															
道社協																																																																		
全社協																																																																		
その他	1 5	3	3	1 2																																																														
実施年月日	参加人数	研修内容（テーマ等）																																																																
平成30年1月27日	6名	・ アンガーマネジメント																																																																
平成30年2月17日	6名	・ マイクロカウンセリング																																																																
平成30年3月21日	6名	・ 野中事例検討																																																																
平成30年4月21日	6名	・ アドラー心理学																																																																
平成30年5月19日	6名	・ コミュニケーション技法																																																																
	<p>(5) 指定児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行っているか。 《平24条例104第5条》 【平24厚令15第4条】</p>	<p>(5) 指定医療型児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行っているか。 《平24条例104第62条》 【平24厚令15第55条】</p>	<p>(5) 指定放課後等デイサービスの事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行っているか。 《平24条例104第72条》 【平24厚令15第65条】</p>	<p>(5) 指定居宅訪問型児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行っているか。 《平24条例104第81条の2》 【平24厚令15第71条の7】</p>	<p>(5) 指定保育所等訪問支援の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行っているか。 《平24条例104第82条》 【平24厚令15第72条】</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> ・ 否</p>																																																												

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
第2 人員に関する基準	【法第21条5の18第1項】	【法第21条5の18第1項】	【法第21条5の18第1項】	【法第21条5の18第1項】	【法第21条5の18第1項】		
1 従業者の員数	<p>(1) 事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>① 児童指導員(※)、保育士又は障害福祉サービス経験者(※) 指定児童発達支援の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供にあたる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、2以上で、障害児の数に応じた数</p> <p>ア 障害児の数が10までのもの 2以上</p> <p>イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>※ 児童指導員とは、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者</p> <p>※ 障害福祉サービス経験者とは、高校卒業以上等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者</p> <p>《平24条例104第6条第1項第1号、平25道規則38第3条第1項》 【平24厚令15第5条第1項第1号】</p>	<p>(1) 事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>① 医療法に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数</p> <p>② 児童指導員 1以上</p> <p>③ 保育士 1以上</p> <p>④ 看護師 1以上</p> <p>⑤ 理学療法士又は作業療法士 1以上</p> <p>⑥ 児童発達支援管理責任者 1以上</p> <p>《平24条例104第63条第1項》 【平24厚令15第56条第1項】</p>	<p>(1) 事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>① 児童指導員(※)、保育士又は障害福祉サービス経験者(※) 指定放課後等デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供にあたる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、2以上で、障害児の数に応じた数</p> <p>ア 障害児の数が10までのもの 2以上</p> <p>イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>※ 児童指導員とは、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者</p> <p>※ 障害福祉サービス経験者とは、高校卒業以上等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者</p> <p>《平24条例104第73条第1項第1号、平25道規則38第16条第1項》 【平24厚令15第66条第1項第1号】</p>	<p>(1) 事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>① 訪問指導員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数</p> <p>② 児童発達支援管理責任者 1以上</p> <p>《平24条例104第81条の3第1項》 【平24厚令15第71条の第1項】</p>	<p>(1) 事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>① 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数</p> <p>② 児童発達支援管理責任者 1以上</p> <p>《平24条例104第83条第1項》 【平24厚令15第73条第1項】</p>	<p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員名簿</li> <li>雇用契約書</li> <li>勤務表</li> <li>出勤状況に関する書類</li> <li>利用者数に関する書類</li> <li>資格等を証明する書類</li> <li>経験年数を証明する書類</li> </ul>

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
	<p>(旧児童デイサービス事業所に関する経過措置)            ※ 改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、上記ア、イについて以下のとおりとする。            ア 障害児の数が15までは、2以上            イ 障害児の数が15を超えるときは、2に、障害児の数が15を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上            《平25道規則38附則第2項》            【平24厚令15附則第2条】</p>		<p>(旧児童デイサービス事業所に関する経過措置)            ※ 改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、上記ア、イについて以下のとおりとする。            ア 障害児の数が15までは、2以上            イ 障害児の数が15を超えるときは、2に、障害児の数が15を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上            《平25道規則38附則第2項》            【平24厚令15附則第2条】</p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員名簿</li> <li>・雇用契約書</li> <li>・勤務表</li> <li>・出勤状況に関する書類</li> <li>・利用者数に関する書類</li> <li>・資格等を証明する書類</li> <li>・経験年数を証明する書類</li> </ul>
	<p>② 児童発達支援管理責任者 1以上            《平24条例104第6条第1項第2号》            【平24厚令15第5条第1項第2号】</p>		<p>② 児童発達支援管理責任者 1以上            《平24条例104第73条第1項第2号》            【平24厚令15第66条第1項第2号】</p>			<p>適・否</p>	
	<p>(旧児童デイサービス事業所に関する経過措置)            法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、②は適用しない。            《平24条例104附則第2項》            【平24厚令15附則第2条】</p>		<p>(旧児童デイサービス事業所に関する経過措置)            法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、②は適用しない。            《平24条例104附則第2項》            【平24厚令15附則第2条】</p>				

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
				<p>(2) (1)の①の訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行っているか。なお、当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。</p> <p>《平24条例104第81条の3第2項》 【平24厚令15第71条の8第2項】</p>		適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員名簿</li> <li>・雇用契約書</li> <li>・勤務表</li> <li>・出勤状況に関する書類</li> <li>・利用者数に関する書類</li> <li>・資格等を証明する書類</li> <li>・経験年数を証明する書類</li> </ul>
	<p>(2) (1)に掲げる従業者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置いているか。</p> <p>この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供にあたる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。</p> <p>《平24条例104第6条第2項》 【平24厚令15第5条第2項】</p>	<p>(2) (1)に掲げる従業者のほか、日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置いているか。</p> <p>《平24条例104第63条第2項》 【平24厚令15第56条第2項】</p>	<p>(2) (1)に掲げる従業者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置いているか。</p> <p>この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供にあたる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。</p> <p>《平24条例104第73条第2項》 【平24厚令15第66条第2項】</p>			適・否	

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
	<p>(旧児童デイサービス事業所に関する経過措置) 法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、(2)は適用しない。 《平24条例104附則第2項》 【平24厚令15附則第2条】</p>		<p>(旧児童デイサービス事業所に関する経過措置) 法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、(2)は適用しない。 《平24条例104附則第2項》 【平24厚令15附則第2条】</p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員名簿</li> <li>・雇用契約書</li> <li>・勤務表</li> <li>・出勤状況に関する書類</li> <li>・利用者数に関する書類</li> <li>・資格等を証明する書類</li> <li>・経験年数を証明する書類</li> </ul>
	<p>(3) (1)及び(2)にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業員及び員数は、次のとおりとなっているか。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、④の機能訓練担当職員を置かないことができる。</p> <p>① 嘱託医 1以上 ② 看護職員 1以上 ③ 児童指導員又は保育士 1以上 ④ 機能訓練担当職員 1以上 ⑤ 児童発達支援管理責任者 1以上 《平24条例104第6条第3項》 【平24厚令15第5条第3項】</p>		<p>(3) (1)及び(2)にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業員及び員数は、次のとおりとなっているか。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、④の機能訓練担当職員を置かないことができる。</p> <p>① 嘱託医 1以上 ② 看護職員 1以上 ③ 児童指導員又は保育士 1以上 ④ 機能訓練担当職員 1以上 ⑤ 児童発達支援管理責任者 1以上 《平24条例104第73条第3項》 【平24厚令15第66条第3項】</p>			<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	
	<p>(4) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、1人以上は常勤となっているか。 《平25道規則38第3条第2項》 【平24厚令15第5条第5項】</p>		<p>(3) 児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者のうち、1人以上は常勤となっているか。 《平25道規則38第16条第2項》 【平24厚令15第66条第4項】</p>			<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	
	<p>(多機能型事業所の従業員の員数に関する特例) 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所(指定通所支援の事業のみを行う多機能事業所を除</p>		<p>(多機能型事業所の従業員の員数に関する特例) 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所(指定通所支援の事業のみを行う多機能事業所を除</p>				



確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
	く。)については、(4)にかかわらず、多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、1人以上は常勤とすることができる。 《平25道規則38第22条》 【平24厚令15第80条第2項】		く。)については、(3)にかかわらず、多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、1人以上は常勤とすることができる。 《平25道規則38第22条》 【平24厚令15第80条第2項】				
	(5) 児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士となっているか。 《平25道規則38第3条第3項》 【平24厚令15第5条第6項】		(4) 児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士となっているか。 《平25道規則38第16条第3項》 【平24厚令15第66条第5項】			適・否	・職員名簿 ・雇用契約書 ・勤務表 ・出勤状況に関する書類 ・利用者数に関する書類 ・資格等を証明する書類 ・経験年数を証明する書類
	(6) 児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤となっているか。 《平25道規則38第3条第4項》 【平24厚令15第5条第7項】		(5) 児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤となっているか。 《平25道規則38第16条第4項》 【平24厚令15第66条第6項】	(3) (1)の②の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者となっているか。 《平24条例104第81条の3第3項》 【平24厚令15第71条の8第3項】	(2) 児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者となっているか。 《平24条例104第83条第2項》 【平24厚令15第73条第2項】	適・否	
	(旧児童デイサービス事業所に関する経過措置) 法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては平成27年3月31日までの間は、(5)は適用しない。 《平25道規則38附則第2項》 【平24厚令15附則第2条】		(旧児童デイサービス事業所に関する経過措置) 法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、(4)は適用しない。 《平25道規則38附則第2項》 【平24厚令15附則第2条】				
		(3) (1)及び(2)に規定する従業者は専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させること				適・否	

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
		ができる。 《平24条例104第63条第3項》 【平24厚令15第56条第3項】					
	<p>(従たる事業所を設置する場合) 従たる事業所を設置している場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事するものとなっているか。 《平24条例104第9条第2項、平25道規則38第5条》 【平24厚令15第8条】</p> <p>※ 指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 《平24条例104第6条第4項、平25道規則38第3条第5項》 【平24厚令15第5条第4項】</p> <p>※ 指定児童発達支援の単位ごとに、サービスの提供時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うこと。</p> <p>※ 「障害児の数」とは、指定児童発達支援の単位ごとの障害児の数をいうものであり、障害児の数は実利用者の数をいう。 【解釈通知 平24障発0330第12】</p>	<p>ができる。 《平24条例104第63条第3項》 【平24厚令15第56条第3項】</p>	<p>(従たる事業所を設置する場合) 従たる事業所を設置している場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事するものとなっているか。 《平24条例104第74条(準用第9条第2項)、平25道規則38第17(準用第5条)》 【平24厚令15第67条(準用第8条)】</p> <p>※ 指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 《平24条例104第73条第3項、平25道規則38第16条第5項》 【平24厚令15第66条第3項】</p> <p>※ 指定放課後等デイサービスの単位ごとに、サービスの提供時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うこと。</p> <p>※ 「障害児の数」とは、指定放課後等デイサービスの単位ごとの障害児の数をいうものであり、障害児の数は実利用者の数をいう。 【解釈通知 平24障発0330第12】</p>			<p>適・否</p> <p>・職員名簿 ・雇用契約書 ・勤務表 ・出勤状況に関する書類 ・利用者数に関する書類 ・資格等を証明する書類 ・経験年数を証明する書類</p>	

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
	<p>(児童発達支援管理責任者の資格要件)  ※ 児童発達支援管理責任者の資格要件とは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。</p> <p>※ 児童発達支援管理責任者の資格要件（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）（抄）  1 ①及び②を満たす者とする。  ① 実務経験者  ※ 実務経験の対象となる業務  障害児等の保健、医療、福祉、就労、教育の分野において直接支援業務、相談支援業務、就労支援業務などの業務を対象とする。  ※ 障害児、児童又は障害者に対する支援の経験年数が3年以上であること。  ※ 児童福祉施設及び児童の福祉に係る事業に従事した期間を実務経験年数に算入できる。  ※ 直接支援業務として、日常生活における基本的な動作の指導や生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行う業務及びその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務が含まれる。  ② 児童発達支援管理責任者研修修了者で、次のいずれかの要件を満たしていること。  ・相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者  ・旧障害者ケアマネジメント研修修了者</p> <p>2 障害児通所支援事業所又は障害児入所施設若しくは指定発達支援医療機関（以下「障害児入所施設等」という。）において提供される障害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として配置される者であって、実務経験者であるものについては、当該障害児通所支援事業所において行う事業の開始の日又は障害児入所施設等の開設の日から起算して1年間（当該事業の開始の日又は当該障害児入所施設等の開設の日が平成27年4月1日前の場合にあつては平成28年3月31日までの間、平成29年4月1日以降の場合にあつては平成31年3月31日までの間）は、1の②の要件を満たしているものとみなす。</p> <p>3 やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた障害児通所支援事業所又は障害児入所施設等については、当該事由の発生した日から起算して1年間は、当該事業所又は施設等において提供される障害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるものについては、1の②の要件を満たしているものとみなす。</p> <p>4 改正前の児童に関する分野のサービス管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者については、児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなす。</p> <p style="text-align: right;">【昭23厚令63第49条第1項、平24厚告230】</p>						
2 管理者	<p>事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。  《平24条例104第8条》  【平24厚令15第7条】</p>	<p>事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。  《平24条例104第64条（準用第8条）》  【平24厚令15第57条（準用第7条）】</p>	<p>事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。  《平24条例104第74条（準用第8条）》  【平24厚令15第67条（準用第7条）】</p>	<p>事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。  《平24条例104第81条の4（準用第8条）》  【平24厚令15第71条の9（準用第7条）】</p>	<p>事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。  《平24条例104第84条（準用第8条）》  【平24厚令15第74条（準用第7条）】</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否	<p>・職員名簿  ・雇用契約書  ・勤務表  ・出勤状況に関する書類</p>

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
	<p>※ 指定児童発達支援事業所の管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。</p> <p>① 当該指定児童発達支援事業所の従業者としての職務に従事する場合</p> <p>② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所又は施設等がある場合に、当該他の事業所又は施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所又は施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される指定障害者支援施設等において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、指定障害者支援施設等における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。)</p> <p>【解釈通知 平24障発0330第12】</p>	<p>※ 指定医療型児童発達支援事業所の管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。</p> <p>① 当該指定医療型児童発達支援事業所の従業者としての職務に従事する場合</p> <p>② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所又は施設等がある場合に、当該他の事業所又は施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所又は施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される指定障害者支援施設等において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、指定障害者支援施設等における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。)</p> <p>【解釈通知 平24障発0330第12】</p>	<p>※ 指定放課後等デイサービス事業所の管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。</p> <p>① 当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者としての職務に従事する場合</p> <p>② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所又は施設等がある場合に、当該他の事業所又は施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所又は施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される指定障害者支援施設等において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、指定障害者支援施設等における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。)</p> <p>【解釈通知 平24障発0330第12】</p>	<p>※ 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。</p> <p>① 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者としての職務に従事する場合</p> <p>② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所又は施設等がある場合に、当該他の事業所又は施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所又は施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される指定障害者支援施設等において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、指定障害者支援施設等における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。)</p> <p>【解釈通知 平24障発0330第12】</p>	<p>※ 指定保育所等訪問支援事業所の管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。</p> <p>① 当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者としての職務に従事する場合</p> <p>② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所又は施設等がある場合に、当該他の事業所又は施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所又は施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される指定障害者支援施設等において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、指定障害者支援施設等における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。)</p> <p>【解釈通知 平24障発0330第12】</p>		

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
第3 設備に関する基準	【法第21条の5の18第2項】	【法第21条の5の18第2項】	【法第21条の5の18第2項】	【法第21条の5の18第2項】	【法第21条の5の18第2項】		
	(1) 指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 《平24条例104第10条第1項》 【平24厚令15第9条第1項】	(1) 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有しているか。 《平24条例104第65条第1項第1号》 【平24厚令15第58条第1項第1号】	(1) 指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けているか。 《平24条例104第75条第1項》 【平24厚令15第68条第1項】	(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 《平24条例104第81条の5第1項》 【平24厚令15第71条の10第1項】	(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 《平24条例104第78条（準用第81条の5第1項）》 【平24厚令15第79条（準用第71条の10第1項）】	適・否	・事業所の平面図 ・設備、備品台帳
	(2) (1)の指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えているか。 《平24条例104第10条第2項》 【平24厚令15第9条第2項】	(2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有しているか。 《平24条例104第65条第1項第2号》 【平24厚令15第58条第1項第2号】	(2) (1)の指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えているか。 《平24条例104第75条第2項》 【平24厚令15第68条第2項】			適・否	
		(3) 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有しているか。 《平24条例104第65条第1項第3号》 【平24厚令15第58条第1項第3号】				適・否	
		(4) 階段の傾斜を緩やかにしているか。 《平24条例104第65条第2項》 【平24厚令15第58条第2項】				適・否	
	(3) (1)の設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。 《平24条例104第10条第3項》 【平24厚令15第9条第3項】	(5) (1)～(3)の設備は、専ら当該医療型児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(1)に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。 《平24条例104第65条第3項》 【平24厚令15第58条第3項】	(3) (1)の設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものとなっているか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。 《平24条例104第75条第1項》 【平24厚令15第68条第3項】	(2) (1)の設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。 《平24条例104第81条の5第2項》 【平24厚令15第71条の10第2項】	(2) (1)の設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものとなっているか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。 《平24条例104第78条（準用第81条の5第1項）》 【平24厚令15第79条（準用第71条の10第2項）】	適・否	
	(多機能型事業所の設備に関する特例) 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。						
							《平24条例104第91条》 【平24厚令15第81条】

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
第4 運営に関する基準	【法第21条の5の18第2項】	【法第21条の5の18第2項】	【法第21条の5の18第2項】	【法第21条の5の18第2項】	【法第21条の5の18第2項】		
1 利用定員	<p>事業所の利用定員は10人以上となっているか。ただし、重症心身障害児を通わせる事業所にあつては利用定員は5人以上とすることができる。</p> <p>《平24条例104第12条》 【平24厚令15第11条】</p>	<p>事業所の利用定員は10人以上となっているか。</p> <p>《平24条例104第66条》 【平24厚令15第59条】</p>	<p>事業所の利用定員は10人以上となっているか。</p> <p>《平24条例104第76条》 【平24厚令15第69条】</p>			<p>適・否</p>	<p>・運営規程</p>
<p>(多機能型事業所の利用定員に関する特例)</p> <p>(1) 多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能事業所に限る。）は、上記にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業所を通じて10人以上とすることができる。</p> <p>《平24条例104第92条第1項》 【平24厚令15第82条第1項】</p>							
<p>(2) 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能事業所を除く。）は、(1)にかかわらず、その利用定員を5人以上（指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。</p> <p>《平24条例104第92条第2項》 【平24厚令15第82条第2項】</p>							
<p>(3) (1)及び(2)にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能事業所にあつては、その利用定員を、5人以上とすることができる。</p> <p>《平24条例104第92条第3項》 【平24厚令15第82条第3項】</p>							
<p>(4) (1)及び(2)にかかわらず、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。</p> <p>《平24条例104第92条第4項》 【平24厚令15第82条第4項】</p>							
<p>(5) 離島その他の地域であつて、将来的にも利用者の確保が見込めないと知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、(2)中「20人」とあるのは、「10人」とする。</p> <p>《平24条例104第92条第5項》 【平24厚令15第82条第5項】</p>							
<p>※ 「利用定員」とは、1日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数をいう。</p> <p>【解釈通知 平24障発0330第12】</p>			<p>※ 「利用定員」とは、1日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数をいう。</p> <p>【解釈通知 平24障発0330第12】</p>				

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
2 内容及び手続の説明及び同意	<p>(1) 通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 《平24条例104第13条第1項》 【平24厚令15第12条第1項】</p>	<p>(1) 通所給付決定保護者が指定医療型児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定医療型児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 《平24条例104第71条(準用第13条第1項)》 【平24厚令15第64条(準用第12条第1項)】</p>	<p>(1) 通所給付決定保護者が指定放課後等デイサービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定放課後等デイサービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 《平24条例104第78条(準用第13条第1項)》 【平24厚令15第71条(準用第12条第1項)】</p>	<p>(1) 通所給付決定保護者が指定居宅訪問型児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 《平24条例104第81条の9(準用第13条第1項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第12条第1項)】</p>	<p>(1) 通所給付決定保護者が指定保育所等訪問支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定保育所等訪問支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 《平24条例104第89条(準用第13条第1項)》 【平24厚令15第79条(準用第12条第1項)】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用申込書</li> <li>・申込み時の説明書類</li> <li>・同意に係る書類</li> <li>・運営規程</li> </ul>
	<p>※ 重要事項の説明時に次の内容を記した説明書、パンフレット等を交付し、懇切丁寧に説明すること。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程の概要</li> <li>・従業者の勤務体制</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・苦情処理体制</li> <li>・提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)</li> <li>・虐待防止等の人権擁護の取組等</li> </ul> 【解釈通知 平24障発0330第12】</p>						
2 内容及び手続の説明及び同意	<p>(2) 社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 《平24条例104第13条第2項》 【平24厚令15第12条第2項】</p>	<p>(2) 社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 《平24条例104第71条(準用第13条第2項)》 【平24厚令15第64条(準用第12条第2項)】</p>	<p>(2) 社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 《平24条例104第78条(準用第13条第2項)》 【平24厚令15第71条(準用第12条第2項)】</p>	<p>(2) 社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 《平24条例104第81条の9(準用第13条第2項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第12条第2項)】</p>	<p>(2) 社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 《平24条例104第89条(準用第13条第2項)》 【平24厚令15第79条(準用第12条第2項)】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用契約書</li> </ul>
	<p>※ 交付する書面に記載すべき内容  <ul style="list-style-type: none"> <li>① 経営者の名称及び主たる事務所の所在地</li> <li>② 提供する指定児童発達支援の内容</li> <li>③ 通所給付決定保護者が支払うべき額に関する事項</li> <li>④ 指定児童発達支援の提供開始年月日</li> <li>⑤ 苦情を受け付けるための窓口</li> </ul> </p>						

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類	
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援			
3 契約支給量の報告等	(1) 指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、契約支給量その他の必要な事項（通所受給者証記載事項）を通所給付決定保護者の受給者証に記載しているか。 《平24条例104第14条第1項》 【平24厚令15第13条第1項】	(1) 指定医療型児童発達支援を提供するときは、当該指定医療型児童発達支援の内容、契約支給量その他の必要な事項（通所受給者証記載事項）を通所給付決定保護者の受給者証に記載しているか。 《平24条例104第71条（準用第14条第1項）》 【平24厚令15第64条（準用第13条第1項）】	(1) 指定放課後等デイサービスを提供するときは、当該指定放課後等デイサービスの内容、契約支給量その他の必要な事項（通所受給者証記載事項）を通所給付決定保護者の受給者証に記載しているか。 《平24条例104第78条（準用第14条第1項）》 【平24厚令15第71条（準用第13条第1項）】	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援を提供するときは、当該指定居宅訪問型児童発達支援の内容、契約支給量その他の必要な事項（通所受給者証記載事項）を通所給付決定保護者の受給者証に記載しているか。 《平24条例104第81条の9（準用第14条第1項）》 【平24厚令15第71条の14（準用13条第1項）】	(1) 指定保育所等訪問支援を提供するときは、当該指定保育所等訪問支援の内容、契約支給量その他の必要な事項（通所受給者証記載事項）を通所給付決定保護者の受給者証に記載しているか。 《平24条例104第89条（準用第14条第1項）》 【平24厚令15第79条（準用第13条第1項）】	適・否	・受給者証写し	
	(2) 契約支給量の総量は、通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。 《平24条例104第14条第2項》 【平24厚令15第13条第2項】	(2) 契約支給量の総量は、通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。 《平24条例104第71条（準用第14条第2項）》 【平24厚令15第64条（準用第13条第2項）】	(2) 契約支給量の総量は、通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。 《平24条例104第78条（準用第14条第2項）》 【平24厚令15第71条（準用第13条第2項）】	(2) 契約支給量の総量は、通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。 《平24条例104第81条の9（準用第14条第2項）》 【平24厚令15第71条の14（準用13条第2項）】	(2) 契約支給量の総量は、通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。 《平24条例104第89条（準用第14条第2項）》 【平24厚令15第79条（準用第13条第2項）】	適・否		
	(3) 指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 《平24条例104第14条第3項》 【平24厚令15第13条第3項】	(3) 指定医療型児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 《平24条例104第71条（準用第14条第3項）》 【平24厚令15第64条（準用第13条第3項）】	(3) 指定放課後等デイサービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 《平24条例104第78条（準用第14条第3項）》 【平24厚令15第71条（準用第13条第3項）】	(3) 指定居宅訪問型児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 《平24条例104第81条の9（準用第14条第3項）》 【平24厚令15第71条の14（準用13条第3項）】	(3) 指定保育所等訪問支援の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 《平24条例104第89条（準用第14条第3項）》 【平24厚令15第79条（準用第13条第3項）】	適・否		・市町村への報告文書の控え
	(4) 受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。 《平24条例104第14条第4項》 【平24厚令15第13条第4項】	(4) 受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。 《平24条例104第71条（準用第14条第4項）》 【平24厚令15第64条（準用第13条第4項）】	(4) 受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。 《平24条例104第78条（準用第14条第4項）》 【平24厚令15第71条（準用第13条第4項）】	(4) 受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。 《平24条例104第81条の9（準用第14条第4項）》 【平24厚令15第71条の14（準用13条第4項）】	(4) 受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。 《平24条例104第89条（準用第14条第4項）》 【平24厚令15第79条（準用第13条第4項）】	適・否		



確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
4 提供拒否の禁止	<p>正当な理由がなく指定児童発達支援の提供を拒んでいないか。 《平24条例104第15条》 【平24厚令15第14条】</p> <p>※ 特に障害の程度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否してはならない。</p> <p>※ 正当な理由の例 ① 当該事業の利用定員を超える利用申し込みがあった場合 ② 入院治療の必要がある場合 ③ 当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難な場合等 【解釈通知 平24障発0330第12】</p>	<p>正当な理由がなく指定医療型児童発達支援の提供を拒んでいないか。 《平24条例104第71条(準用第15条)》 【平24厚令15第64条(準用第14条)】</p> <p>※ 特に障害の程度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否してはならない。</p> <p>※ 正当な理由の例 ① 当該事業の利用定員を超える利用申し込みがあった場合 ② 入院治療の必要がある場合 ③ 当該指定医療型児童発達支援事業所が提供する指定医療型児童発達支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定医療型児童発達支援を提供することが困難な場合等 【解釈通知 平24障発0330第12】</p>	<p>正当な理由がなく指定放課後等デイサービスの提供を拒んでいないか。 《平24条例104第78条(準用第15条)》 【平24厚令15第71条(準用第14条)】</p> <p>※ 特に障害の程度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否してはならない。</p> <p>※ 正当な理由の例 ① 当該事業の利用定員を超える利用申し込みがあった場合 ② 入院治療の必要がある場合 ③ 当該指定放課後等デイサービス事業所が提供する指定放課後等デイサービスの主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定放課後等デイサービスを提供することが困難な場合等 【解釈通知 平24障発0330第12】</p>	<p>正当な理由がなく指定居宅訪問型児童発達支援の提供を拒んでいないか。 《平24条例104第81条の9(準用第15条)》 【平24厚令15第71条の14(準用14条)】</p> <p>※ 特に障害の程度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否してはならない。</p> <p>※ 正当な理由の例 ① 当該事業の利用定員を超える利用申し込みがあった場合 ② 入院治療の必要がある場合 ③ 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が提供する指定居宅訪問型児童発達支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定居宅訪問型児童発達支援を提供することが困難な場合等 【解釈通知 平24障発0330第12】</p>	<p>正当な理由がなく指定保育所等訪問支援の提供を拒んでいないか。 《平24条例104第89条(準用第15条)》 【平24厚令15第79条(準用第14条)】</p> <p>※ 特に障害の程度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否してはならない。</p> <p>※ 正当な理由の例 ① 当該事業の利用定員を超える利用申し込みがあった場合 ② 入院治療の必要がある場合 ③ 当該指定保育所等訪問支援事業所が提供する指定保育所等訪問支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定保育所等訪問支援を提供することが困難な場合等 【解釈通知 平24障発0330第12】</p>	適・否	・利用申込受付簿
5 連絡調整に対する協力	<p>指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 《平24条例104第16条》 【平24厚令15第15条】</p>	<p>指定医療型児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 《平24条例104第71条(準用第16条)》 【平24厚令15第64条(準用第15条)】</p>	<p>指定放課後等デイサービスの利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 《平24条例104第78条(準用第16条)》 【平24厚令15第71条(準用第15条)】</p>	<p>指定居宅訪問型児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 《平24条例104第81条の9(準用第16条)》 【平24厚令15第71条の14(準用15条)】</p>	<p>指定保育所等訪問支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 《平24条例104第89条(準用第16条)》 【平24厚令15第79条(準用第15条)】</p>	適・否	・市町村等との連絡調整に関する記録
<p>※ 連絡調整～市町村又は障害児相談支援事業者が行う障害児の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等 【解釈通知 平24障発0330第12】</p>							

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
6 サービス提供困難時の対応	事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 《平24条例104第17条》 【平24厚令15第16条】	事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定医療型児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定医療型児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 《平24条例104第71条(準用第17条)》 【平24厚令15第64条(準用第16条)】	事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定放課後等デイサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定放課後等デイサービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 《平24条例104第78条(準用第17条)》 【平24厚令15第71条(準用第16条)】	事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定居宅訪問型児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅訪問型児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 《平24条例104第81条の9(準用第17条)》 【平24厚令15第71条の14(準用16条)】	事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定保育所等訪問支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定保育所等訪問支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 《平24条例104第89条(準用第17条)》 【平24厚令15第79条(準用第16条)】	適・否	・利用申込受付簿 ・紹介等の記録
7 受給資格の確認	指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する受給者証によって、給付決定の有無、給付決定された支援の種類、給付決定の有効期間、支給量等確かめているか。 《平24条例104第18条》 【平24厚令15第17条】	指定医療型児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する受給者証によって、給付決定の有無、給付決定された支援の種類、給付決定の有効期間、支給量等確かめているか。 《平24条例104第71条(準用第18条)》 【平24厚令15第64条(準用第17条)】	指定放課後等デイサービスの提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する受給者証によって、給付決定の有無、給付決定された支援の種類、給付決定の有効期間、支給量等確かめているか。 《平24条例104第78条(準用第18条第1項)》 【平24厚令15第71条(準用第17条)】	指定居宅訪問型児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する受給者証によって、給付決定の有無、給付決定された支援の種類、給付決定の有効期間、支給量等確かめているか。 《平24条例104第81条の9(準用第18条)》 【平24厚令15第71条の14(準用17条)】	指定保育所等訪問支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する受給者証によって、給付決定の有無、給付決定された支援の種類、給付決定の有効期間、支給量等確かめているか。 《平24条例104第89条(準用第18条第1項)》 【平24厚令15第79条(準用第17条)】	適・否	・受給者証写し
8 通所給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 《平24条例104第19条第1項》 【平24厚令15第18条第1項】	(1) 指定医療型児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 《平24条例104第71条(準用第19条第1項)》 【平24厚令15第64条(準用第18条第1項)】	(1) 指定放課後等デイサービスに係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 《平24条例104第78条(準用第19条第1項)》 【平24厚令15第71条(準用第18条第1項)】	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 《平24条例104第81条の9(準用第19条第1項)》 【平24厚令15第71条の14(準用18条第1項)】	(1) 指定保育所等訪問支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 《平24条例104第89条(準用第19条第1項)》 【平24厚令15第79条(準用第18条第1項)】	適・否	・利用申込受付簿 ・援助等の記録

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
	(2) 指定児童発達支援に係る給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 《平24条例104第19条第2項》 【平24厚令15第18条第2項】	(2) 指定医療型児童発達支援に係る給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 《平24条例104第71条(準用第19条第2項)》 【平24厚令15第64条(準用第18条第2項)】	(2) 指定放課後等デイサービスに係る給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 《平24条例104第78条(準用第19条第2項)》 【平24厚令15第71条(準用第18条第2項)】	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援に係る給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 《平24条例104第81条の9(準用第19条第2項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第18条第2項)】	(2) 指定保育所等訪問支援に係る給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 《平24条例104第89条(準用第19条第2項)》 【平24厚令15第79条(準用第18条第2項)】	適・否	・利用者に関する記録 ・援助等の記録
9 心身の状況等の把握	指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 《平24条例104第20条》 【平24厚令15第19条】	指定医療型児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 《平24条例104第71条(準用第20条)》 【平24厚令15第64条(準用第19条)】	指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 《平24条例104第78条(準用第20条)》 【平24厚令15第71条(準用第19条)】	指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 《平24条例104第81条の9(準用第20条)》 【平24厚令15第71条の14(準用第19条)】	指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 《平24条例104第89条(準用第20条第1項)》 【平24厚令15第79条(準用第19条)】	適・否	・利用者に関する記録
10 指定障害児通所支援事業者等との連携等	(1) 指定児童発達支援を提供するに当たっては、道、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 《平24条例104第21条第1項》 【平24厚令15第20条第1項】	(1) 指定医療型児童発達支援を提供するに当たっては、道、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 《平24条例104第71条(準用第21条第1項)》 【平24厚令15第64条(準用第20条第1項)】	(1) 指定放課後等デイサービスを提供するに当たっては、道、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 《平24条例104第78条(準用第21条第1項)》 【平24厚令15第71条(準用第20条第1項)】	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援を提供するに当たっては、道、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 《平24条例104第81条の9(準用第21条第1項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第20条第1項)】	(1) 指定保育所等訪問支援を提供するに当たっては、道、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 《平24条例104第89条(準用第21条第1項)》 【平24厚令15第79条(準用第20条第1項)】	適・否	・利用者に関する記録 ・他の指定障害サービス事業者等との連携に関する記録

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
	(2) 指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、道、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 《平24条例104第21条第2項》 【平24厚令15第20条第2項】	(2) 指定医療型児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、道、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 《平24条例104第71条(準用第21条第2項)》 【平24厚令15第64条(準用第20条第2項)】	(2) 指定放課後等デイサービスの提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、道、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 《平24条例104第78条(準用第21条第2項)》 【平24厚令15第71条(準用第20条第2項)】	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、道、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 《平24条例104第81条の9(準用第21条第2項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第20条第2項)】	(2) 指定保育所等訪問支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、道、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 《平24条例104第89条(準用第21条第2項)》 【平24厚令15第79条(準用第20条第2項)】	適・否	
11 サービスの提供の記録	(1) 指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を、指定児童発達支援の提供の都度記録しているか。 《平24条例104第22条第1項》 【平24厚令15第21条第1項】	(1) 指定医療型児童発達支援を提供した際は、当該指定医療型児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を、指定医療型児童発達支援の提供の都度記録しているか。 《平24条例104第71条(準用第22条第1項)》 【平24厚令15第64条(準用第21条第1項)】	(1) 指定放課後等デイサービスを提供した際は、当該指定放課後等デイサービスの提供日、内容その他必要な事項を、指定放課後等デイサービスの提供の都度記録しているか。 《平24条例104第78条(準用第22条第1項)》 【平24厚令15第71条(準用第21条第1項)】	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅訪問型児童発達支援の提供の都度記録しているか。 《平24条例104第81条の9(準用第22条第1項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第21条第1項)】	(1) 指定保育所等訪問支援を提供した際は、当該指定保育所等訪問支援の提供日、内容その他必要な事項を、指定保育所等訪問支援の提供の都度記録しているか。 《平24条例104第89条(準用第22条第1項)》 【平24厚令15第79条(準用第21条第1項)】	適・否	・サービス提供実績記録票
※ 記録する事項 ～ 提供日、サービスの具体的内容、利用者負担等に係る必要な事項					【解釈通知 平24障発0330第12】		
	(2) (1)の記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。 《平24条例104第22条第2項》 【平24厚令15第21条第2項】	(2) (1)の記録に際しては、通所給付決定保護者から指定医療型児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。 《平24条例104第71条(準用第22条第2項)》 【平24厚令15第64条(準用第21条第2項)】	(2) (1)の記録に際しては、通所給付決定保護者から指定放課後等デイサービスを提供したことについて確認を受けているか。 《平24条例104第78条(準用第22条第2項)》 【平24厚令15第71条(準用第21条第2項)】	(2) (1)の記録に際しては、通所給付決定保護者から指定居宅訪問型児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。 《平24条例104第81条の9(準用第22条第2項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第21条第2項)】	(2) (1)の記録に際しては、通所給付決定保護者から指定保育所等訪問支援を提供したことについて確認を受けているか。 《平24条例104第89条(準用第22条第2項)》 【平24厚令15第79条(準用第21条第2項)】	適・否	・サービス提供実績記録票

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
12 通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 《平24条例104第23条第1項》 【平24厚令15第22条第1項】	(1) 指定医療型児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 《平24条例104第71条(準用第23条第1項)》 【平24厚令15第64条(準用第22条第1項)】	(1) 指定放課後等デイサービスを提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 《平24条例104第78条(準用第23条第1項)》 【平24厚令15第71条(準用第22条第1項)】	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 《平24条例104第81条の9(準用第23条第1項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第22条第1項)】	(1) 指定保育所等訪問支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 《平24条例104第89条(準用第23条第1項)》 【平24厚令15第79条(準用第22条第1項)】	適・否	・運営規程 ・領収証控え
	(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。 《平24条例104第23条第2項》 【平24厚令15第22条第2項】	(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。 《平24条例104第71条(準用第23条第2項)》 【平24厚令15第64条(準用第22条第2項)】	(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。 《平24条例104第78条(準用第23条第2項)》 【平24厚令15第71条(準用第22条第2項)】	(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。 《平24条例104第81条の9(準用第23条第2項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第22条第2項)】	(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。 《平24条例104第89条(準用第23条第2項)》 【平24厚令15第79条(準用第22条第2項)】	適・否	・説明書類 ・同意に係る書類
13 通所利用者負担額等の受領	(1) 指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。 《平24条例104第24条第1項》 【平24厚令15第23条第1項】	(1) 指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。 《平24条例104第67条第1項》 【平24厚令15第60条第1項】	(1) 指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けているか。 《平24条例104第77条第1項》 【平24厚令15第70条第1項】	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。 《平24条例104第81条の7第1項》 【平24厚令15第71条の12第1項】	(1) 指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。 《平24条例104第78条(準用第81条の7第1項)》 【平24厚令15第79条(準用第71条の12第1項)】	適・否	・利用者負担額請求書 ・領収証控え

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
	<p>(2) 法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。 《平24条例104第24条第2項》 【平24厚令15第23条第2項】</p>	<p>(2) 法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から次に掲げる費用の支払を受けているか。 ① 指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額 ② 指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（健康保険法第63条第2項第1号に規定する食事療養を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額 《平24条例104第67条第2項、平25道規則第14条第1項》 【平24厚令15第60条第2項】</p>	<p>(2) 法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供したときは、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。 《平24条例104第77条第2項》 【平24厚令15第70条第2項】</p>	<p>(2) 法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。 《平24条例104第81条の7第2項》 【平24厚令15第71条の12第2項】</p>	<p>(2) 法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供したときは、通所給付決定保護者から、当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。 《平24条例104第78条（準用第81条の7第2項）》 【平24厚令15第79条（準用第71条の12第2項）】</p>	適・否	
	<p>(3) (1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に係るもの以外の支払を通所給付決定保護者から受けていないか。 ① 食事の提供に要する費用（児童発達支援センターに限る。） ② 日用品費 ③ ①及び②に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの 《平24条例104第24条第3項、平25道規則38第7条第1項》 【平24厚令15第23条第3項】</p>	<p>(3) (1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げるもの以外の支払を通所給付決定保護者から受けていないか。 ① 食事の提供に要する費用 ② 日用品費 ③ ①及び②に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの 《平24条例104第67条第3項、平25道規則38第14条第2項》 【平24厚令15第60条第3項】</p>	<p>(3) (1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの額以外の支払を通所給付決定保護者から受けていないか。 《平24条例104第77条第3項》 【平24厚令15第70条第3項】</p>	<p>(3) (1)及び(2)の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実地地域以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額以外の支払を通所給付決定保護者から受けていないか。 《平24条例104第81条の7第3項》 【平24厚令15第71条の12第3項】</p>	<p>(3) (1)及び(2)の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実地地域以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費の額以外の支払を通所給付決定保護者から受けていないか。 《平24条例104第78条（準用第81条の7第3項）》 【平24厚令15第79条（準用第71条の12第3項）】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者負担額請求書</li> <li>・領収証控え</li> <li>・運営規程</li> </ul>

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
	※ ③の具体的な範囲については、別に通知するところによる。 (平成24年3月30日付け障発第0330第31号厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長通知「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」) 【解釈通知 平24障発0330第12】						
	(4) (3)の①に掲げる費用については、基準省令第23条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによっているか。 《平24条例104第24条第3項、平25道規則38第7条第2項》 【平24厚令15第23条第4項】	(4) (3)の①に掲げる費用については、基準省令第60条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによっているか。 《平24条例104第67条第3項、平25道規則38第14条第3項》 【平24厚令15第60条第4項】				<input checked="" type="checkbox"/> 適・否	・食事の提供にかかる契約書、同意書 ・運営規程
	※ 「食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する 指針」 【平24厚告231】						
	(5) (1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。 《平24条例104第24条第4項》 【平24厚令15第23条第5項】	(5) (1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。 《平24条例104第67条第4項》 【平24厚令15第60条第5項】	(4) (1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。 《平24条例104第77条第4項》 【平24厚令15第70条第4項】	(4) (1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。 《平24条例104第81条の7第4項》 【平24厚令15第71条の12第4項】	(4) (1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。 《平24条例104第78条(準用第81条の7第4項)》 【平24厚令15第79条(準用第71条の12第4項)】	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否	・領収証控え
	(6) (3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。 《平24条例104第24条第5項》 【平24厚令15第23条第6項】	(6) (3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。 《平24条例104第67条第5項》 【平24厚令15第60条第6項】	(5) (3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。 《平24条例104第77条第5項》 【平24厚令15第70条第5項】	(5) (3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。 《平24条例104第81条の7第5項》 【平24厚令15第71条の12第5項】	(5) (3)の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。 《平24条例104第78条(準用第81条の7第5項)》 【平24厚令15第79条(準用第71条の12第5項)】	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否	・同意に係る書類等 ・説明書類

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
14 通所利用者負担額に係る管理	<p>通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、通所利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。</p> <p>《平24条例104第25条》 【平24厚令15第24条】</p>	<p>通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定医療型児童発達支援事業者が提供する指定医療型児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、通所利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定医療型児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。</p> <p>《平24条例104第71条(準用第25条)》 【平24厚令15第64条(準用第24条)】</p>	<p>通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該放課後等デイサービス事業者が提供する指定放課後等デイサービス及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、通所利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定放課後等デイサービス及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。</p> <p>《平24条例104第78条(準用第25条)》 【平24厚令15第71条(準用第24条)】</p>	<p>通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者が提供する指定居宅訪問型児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、通所利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定居宅訪問型児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。</p> <p>《平24条例104第81条の9(準用第25条)》 【平24厚令15第71条の14(準用第24条)】</p>	<p>通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定保育所等訪問支援事業者が提供する指定保育所等訪問支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、通所利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定保育所等訪問支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。</p> <p>《平24条例104第89条(準用第25条)》 【平24厚令15第79条(準用第24条)】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者負担額合計額の算定書類</li> <li>市町村に対する報告の控え</li> <li>支給決定保護者等及び他の指定障害福祉サービス事業所等に対する通知の控え</li> </ul>
15 障害児通所給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。</p> <p>《平24条例104第26条第1項》 【平24厚令15第25条第1項】</p>	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。</p> <p>《平24条例104第68条第1項》 【平24厚令15第61条第1項】</p>	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領により指定放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。</p> <p>《平24条例104第78条(準用第26条第1項)》 【平24厚令15第71条(準用第25条第1項)】</p>	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定居宅訪問型児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。</p> <p>《平24条例104第81条の9(準用第26条第1項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第25条第1項)】</p>	<p>(1) 指定保育所等訪問支援は、法定代理受領により指定保育所等訪問支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。</p> <p>《平24条例104第89条(準用第26条第1項)》 【平24厚令15第79条(準用第25条第1項)】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>支給決定保護者に対する通知の控え</li> </ul>



確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
	(2) 法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。 《平24条例104第26条第2項》 【平24厚令15第25条第2項】	(2) 法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。 《平24条例104第68条第2項》 【平24厚令15第61条第2項】	(2) 法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。 《平24条例104第78条(準用第26条第2項)》 【平24厚令15第71条(準用第25条第2項)】	(2) 法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅訪問型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。 《平24条例104第81条の9(準用第26条第2項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第25条第2項)】	(2) 法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定保育所等訪問支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。 《平24条例104第89条(準用第26条第2項)》 【平24厚令15第79条(準用第25条第2項)】	適・否	・サービス提供証明書控え
16 取扱方針	(1) 指定児童発達支援事業者は17の(1)の児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて適切な支援を行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 《平24条例104第27条第1項》 【平24厚令15第26条第1項】	(1) 指定医療型児童発達支援事業者は17の(1)の医療型児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて適切な支援を行うとともに、指定医療型児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 《平24条例104第71条(準用第27条第1項)》 【平24厚令15第64条(準用第11条第1項)】	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は17の(1)の放課後等デイサービス計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて適切な支援を行うとともに、指定放課後等デイサービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 《平24条例104第78条(準用第27条第1項)》 【平24厚令15第71条(準用第26条第1項)】	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は17の(1)の居宅訪問型児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて適切な支援を行うとともに、指定居宅訪問型児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 《平24条例104第81条の9(準用第27条第1項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第26条第1項)】	(1) 指定保育所等訪問支援事業者は17の(1)の保育所等訪問支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて適切な支援を行うとともに、指定保育所等訪問支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 《平24条例104第89条(準用第27条第1項)》 【平24厚令15第79条(準用第26条第1項)】	適・否	・児童発達支援(医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)計画・サービスの提供に関する記録
	(2) 指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 《平24条例104第27条第2項》 【平24厚令15第26条第2項】	(2) 指定医療型児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について理解しやすいように説明を行っているか。 《平24条例104第71条(準用第27条第2項)》 【平24厚令15第64条(準用第26条第2項)】	(2) 指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 《平24条例104第78条(準用第27条第2項)》 【平24厚令15第71条(準用第26条第2項)】	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 《平24条例104第81条の9(準用第27条第2項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第26条第2項)】	(2) 指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 《平24条例104第89条(準用第27条第2項)》 【平24厚令15第79条(準用第26条第2項)】	適・否	・説明書類

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
	※ 障害者虐待防止法の目的や虐待などを受けたときの相談先などを利用者又はその家族に説明することが望ましい。 ・説明の相手方 ア 利用者の上に説明している。 <input checked="" type="checkbox"/> イ 家族の上に説明している。 ウ 利用者とその家族の両方に説明している。 ・説明の方法 ア 説明会や学習会の開催（行事や他の説明会等と併せて実施した場合を含む。） <input checked="" type="checkbox"/> イ 説明の相手方に面接（他の個別面談の機会に併せて実施した場合を含む。） ウ その他の方法（具体的な方法を記載すること。） [ ] 【平23法79第15条】						
	(3) 提供する指定児童発達支援の支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 《平24条例104第27条第3項》 【平24厚令15第26条第3項】	(3) 提供する指定医療型児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 《平24条例104第71条（準用第27条第3項）》 【平24厚令15第64条（準用第26条第3項）】	(3) 提供する指定放課後等デイサービスの支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 《平24条例104第78条（準用第27条第3項）》 【平24厚令15第71条（準用第26条第3項）】	(3) 提供する指定居宅訪問型児童発達支援の支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 《平24条例104第81条の9（準用第27条第3項）》 【平24厚令15第71条の14（準用第26条第3項）】	(3) 提供する指定保育所等訪問支援の支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 《平24条例104第89条（準用第27条第3項）》 【平24厚令15第79条（準用第26条第3項）】	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	・評価の実施に関する記録 ・改善に関する記録
	(4) 指定児童発達支援事業者は、(3)により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次の事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図っているか。 ① 指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事業を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 ② 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 ③ 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況 ④ 関係機関及び地域との連携、交流等の取組		(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、(3)により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次の事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図っているか。 ① 指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事業を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 ② 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 ③ 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況 ④ 関係機関及び地域と			<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	・評価の実施に関する記録 ・改善に関する記録

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
	<p>の状況</p> <p>⑤ 指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報、助言その他の援助の実施状況</p> <p>⑥ 緊急時等における対応方法及び非常災害対策</p> <p>⑦ 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況</p> <p>《平24条例104第27条第4項、平25道規則38第7条の2》 【平24厚令15第26条第4項】</p>		<p>の連携、交流等の取組の状況</p> <p>⑤ 指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報、助言その他の援助の実施状況</p> <p>⑥ 緊急時等における対応方法及び非常災害対策</p> <p>⑦ 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況</p> <p>《平24条例104第78条（準用第27条第4項）、平25道規則38第17条（準用第7条の2）》 【平24厚令15第71条（準用第26条第4項）】</p>				
	<p>(5) 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、(4)の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しているか。</p> <p>《平24条例104第27条第5項》 【平24厚令15第26条第5項】</p>		<p>(5) 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、(4)の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しているか。</p> <p>《平24条例104第78条（準用第27条第5項）》 【平24厚令15第71条（準用第26条第5項）】</p>			<p>適・否</p>	<p>・公表した評価及び改善の内容がわかるもの</p>
17 児童発達支援計画の作成等	<p>(1) 管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（児童発達支援計画）の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>《平24条例104第28条第1項》 【平24厚令15第27条第1項】</p>	<p>(1) 管理者は、児童発達支援管理責任者に指定医療型児童発達支援に係る通所支援計画（医療型児童発達支援計画）の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>《平24条例104第71条（準用第28条第1項）》 【平24厚令15第64条（準用第27条第1項）】</p>	<p>(1) 管理者は、児童発達支援管理責任者に指定放課後等デイサービスに係る通所支援計画（放課後等デイサービス計画）の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>《平24条例104第78条（準用第28条第1項）》 【平24厚令15第71条（準用第27条第1項）】</p>	<p>(1) 管理者は、児童発達支援管理責任者に指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所支援計画（居宅訪問型児童発達支援計画）の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>《平24条例104第81条の9（準用第28条第1項）》 【平24厚令15第71条の14（準用第27条第1項）】</p>	<p>(1) 管理者は、児童発達支援管理責任者に指定保育所等訪問支援に係る通所支援計画（保育所等訪問支援計画）の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>《平24条例104第89条（準用第28条第1項）》 【平24厚令15第79条（準用第27条第1項）】</p>	<p>適・否</p>	<p>・児童発達支援（医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）計画</p>

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
	<p>(2) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 《平24条例104第28条第2項》 【平24厚令15第27条第2項】</p>	<p>(2) 児童発達支援管理責任者は、医療型児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 《平24条例104第71条(準用第28条第2項)》 【平24厚令15第64条(準用第27条第2項)】</p>	<p>(2) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 《平24条例104第78条(準用第28条第2項)》 【平24厚令15第71条(準用第27条第2項)】</p>	<p>(2) 児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 《平24条例104第81条の9(準用第28条第2項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第27条第2項)】</p>	<p>(2) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 《平24条例104第89条(準用第28条第2項)》 【平24厚令15第79条(準用第27条第2項)】</p>	適・否	・アセスメントの記録
	<p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接して行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。 《平24条例104第28条第3項》 【平24厚令15第27条第3項】</p>	<p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接して行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。 《平24条例104第71条(準用第28条第3項)》 【平24厚令15第64条(準用第27条第3項)】</p>	<p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接して行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。 《平24条例104第78条(準用第28条第3項)》 【平24厚令15第71条(準用第27条第3項)】</p>	<p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接して行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。 《平24条例104第81条の9(準用第28条第3項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第27条第3項)】</p>	<p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接して行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。 《平24条例104第89条(準用第28条第3項)》 【平24厚令15第79条(準用第27条第3項)】</p>	適・否	・面接の記録 ・説明書類

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
	<p>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しているか。</p> <p>この場合において、当該事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。 《平24条例104第28条第4項》 【平24厚令15第27条第4項】</p>	<p>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定医療型児童発達支援の具体的内容、指定医療型児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した医療型児童発達支援計画の原案を作成しているか。</p> <p>この場合において、当該事業所が提供する指定医療型児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて医療型児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。 《平24条例104第71条(準用第28条第4項)》 【平24厚令15第64条(準用第27条第4項)】</p>	<p>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの具体的内容、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した放課後等デイサービス計画の原案を作成しているか。</p> <p>この場合において、当該事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて放課後等デイサービス計画の原案に位置付けるよう努めているか。 《平24条例104第78条(準用第28条第4項)》 【平24厚令15第71条(準用第27条第4項)】</p>	<p>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定居宅訪問型児童発達支援の具体的内容、指定居宅訪問型児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した居宅訪問型児童発達支援計画の原案を作成しているか。</p> <p>この場合において、当該事業所が提供する指定居宅訪問型児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて居宅訪問型児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。 《平24条例104第81条の9(準用第28条第4項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第27条第4項)】</p>	<p>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定保育所等訪問支援の具体的内容、指定保育所等訪問支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した保育所等訪問支援計画の原案を作成しているか。</p> <p>この場合において、当該事業所が提供する指定保育所等訪問支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて保育所等訪問支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。 《平24条例104第89条(準用第28条第4項)》 【平24厚令15第79条(準用第27条第4項)】</p>	適・否	・児童発達支援(医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援計画、保育所等訪問支援)計画
	<p>(5) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案の内容について意見を求めているか。 《平24条例104第28条第5項》 【平24厚令15第27条第5項】</p>	<p>(5) 児童発達支援管理責任者は、医療型児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定医療型児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、医療型児童発達支援計画の原案の内容について意見を求めているか。 《平24条例104第71条(準用第28条第5項)》 【平24厚令15第64条(準用第27条第5項)】</p>	<p>(5) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、放課後等デイサービス計画の原案の内容について意見を求めているか。 《平24条例104第78条(準用第28条第5項)》 【平24厚令15第71条(準用第27条第5項)】</p>	<p>(5) 児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、居宅訪問型児童発達支援計画の原案の内容について意見を求めているか。 《平24条例104第81条の9(準用第28条第5項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第27条第5項)】</p>	<p>(5) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、保育所等訪問支援計画の原案の内容について意見を求めているか。 《平24条例104第89条(準用第28条第5項)》 【平24厚令15第79条(準用第27条第5項)】</p>	適・否	・会議録

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
	(6) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援について説明し、文書によりその同意を得ているか。 《平24条例104第28条第6項》 【平24厚令15第27条第6項】	(6) 児童発達支援管理責任者は、医療型児童発達支援計画の作成に当たっては通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該医療型児童発達支援について説明し、文書によりその同意を得ているか。 《平24条例104第71条(準用第28条第6項)》 【平24厚令15第64条(準用第27条第6項)】	(6) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援について説明し、文書によりその同意を得ているか。 《平24条例104第78条(準用第28条第6項)》 【平24厚令15第71条(準用第27条第6項)】	(6) 児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該居宅訪問型児童発達支援について説明し、文書によりその同意を得ているか。 《平24条例104第81条の9(準用第28条第6項)》 【平24厚令15第71条の14(準用27条第6項)】	(6) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該保育所等訪問支援について説明し、文書によりその同意を得ているか。 《平24条例104第89条(準用第28条第6項)》 【平24厚令15第79条(準用第27条第6項)】	適・否	・説明書類 ・同意文書
	(7) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しているか。 《平24条例104第28条第7項》 【平24厚令15第27条第7項】	(7) 児童発達支援管理責任者は、医療型児童発達支援計画を作成した際には、当該医療型児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しているか。 《平24条例104第71条(準用第28条第7項)》 【平24厚令15第64条(準用第27条第7項)】	(7) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画を作成した際には、当該放課後等デイサービス計画を通所給付決定保護者に交付しているか。 《平24条例104第78条(準用第28条第7項)》 【平24厚令15第71条(準用第27条第7項)】	(7) 児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画を作成した際には、当該居宅訪問型児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しているか。 《平24条例104第81条の9(準用第28条第7項)》 【平24厚令15第71条の14(準用27条第7項)】	(7) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画を作成した際には、当該保育所等訪問支援計画を通所給付決定保護者に交付しているか。 《平24条例104第89条(準用第28条第7項)》 【平24厚令15第79条(準用第27条第7項)】	適・否	・通所給付決定保護者への交付の記録
	(8) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。「モニタリング」)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて児童発達支援計画の変更を行っているか。 《平24条例104第28条第8項》 【平24厚令15第27条第8項】	(8) 児童発達支援管理責任者は、医療型児童発達支援計画の作成後、医療型児童発達支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。「モニタリング」)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、医療型児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて医療型児童発達支援計画の変更を行っているか。 《平24条例104第71条(準用第28条第8項)》 【平24厚令15第64条(準用第27条第8項)】	(8) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成後、放課後等デイサービス計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。「モニタリング」)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて放課後等デイサービス計画の変更を行っているか。 《平24条例104第78条(準用第28条第8項)》 【平24厚令15第71条(準用第27条第8項)】	(8) 児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成後、居宅訪問型児童発達支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。「モニタリング」)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、居宅訪問型児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて居宅訪問型児童発達支援計画の変更を行っているか。 《平24条例104第81条の9(準用第28条第8項)》 【平24厚令15第71条の14(準用27条第8項)】	(8) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成後、保育所等訪問支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。「モニタリング」)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、保育所等訪問支援計画の見直しを行い、必要に応じて児童発達支援計画の変更を行っているか。 《平24条例104第89条(準用第28条第8項)》 【平24厚令15第79条(準用第27条第8項)】	適・否	・児童発達支援計画 ・モニタリングの記録

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
	<p>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>① 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。</p> <p>② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>《平24条例104第28条第9項》 【平24厚令15第27条第9項】</p>	<p>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>① 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。</p> <p>② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>《平24条例104第71条(準用第28条第9項)》 【平24厚令15第64条(準用第27条第9項)】</p>	<p>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>① 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。</p> <p>② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>《平24条例104第78条(準用第28条第9項)》 【平24厚令15第71条(準用第27条第9項)】</p>	<p>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>① 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。</p> <p>② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>《平24条例104第81条の9(準用第28条第9項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第27条第9項)】</p>	<p>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>① 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。</p> <p>② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>《平24条例104第89条(準用第28条第9項)》 【平24厚令15第79条(準用第27条第9項)】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面接の記録</li> <li>・モニタリングの記録</li> </ul>
	<p>(10) 児童発達支援計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。</p> <p>《平24条例104第28条第10項》 【平24厚令15第27条第10項】</p>	<p>(10) 医療型児童発達支援計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。</p> <p>《平24条例104第71条(準用第28条第10項)》 【平24厚令15第64条(準用第27条第10項)】</p>	<p>(10) 放課後等デイサービス計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。</p> <p>《平24条例104第78条(準用第28条第10項)》 【平24厚令15第71条(準用第27条第10項)】</p>	<p>(10) 居宅訪問型児童発達支援計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。</p> <p>《平24条例104第81条の9(準用第28条第10項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第27条第10項)】</p>	<p>(10) 保育所等訪問支援計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。</p> <p>《平24条例104第89条(準用第28条第10項)》 【平24厚令15第79条(準用第27条第10項)】</p>	適・否	
	<p>(旧児童デイサービス事業所に関する経過措置) 改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、(1)を次のとおりとする。</p> <p>① 管理者は指定児童発達支援に係る通所支援計画(児童発達支援計画)の作成に関する業務を行っているか。</p> <p>② 以下(2)から(9)にある「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」とする。</p> <p>《平24条例104附則第2項》 【平24厚令15附則第2条】</p>		<p>(旧児童デイサービス事業所に関する経過措置) 改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、(1)を次のとおりとする。</p> <p>① 管理者は指定放課後等デイサービスに係る通所支援計画(放課後等デイサービス計画)の作成に関する業務を行っているか。</p> <p>② 以下(2)から(9)にある「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業所の管理者」とする。</p> <p>《平24条例104附則第2項》 【平24厚令15附則第2条】</p>				

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
18 児童発達支援管理責任者の責務	<p>児童発達支援管理責任者は、17の業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>① 19の相談及び援助を行っているか。</p> <p>② 他の従業者に対する技術的指導及び助言を行っているか。</p> <p>《平24条例104第29条、平25道規則38第8条》 【平24厚令15第28条】</p>	<p>児童発達支援管理責任者は、17の業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>① 19の相談及び援助を行っているか。</p> <p>② 他の従業者に対する技術的指導及び助言を行っているか。</p> <p>《平24条例104第71条(準用第29条)、平25道規則38第15条(準用第8条)》 【平24厚令15第64条(準用第28条)】</p>	<p>児童発達支援管理責任者は、17の業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>① 19の相談及び援助を行っているか。</p> <p>② 他の従業者に対する技術的指導及び助言を行っているか。</p> <p>《平24条例104第78条(準用第29条)、平25道規則38第17条(準用第8条)》 【平24厚令15第71条(準用第28条)】</p>	<p>児童発達支援管理責任者は、17の業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>① 19の相談及び援助を行っているか。</p> <p>② 他の従業者に対する技術的指導及び助言を行っているか。</p> <p>《平24条例104第81条の9(準用第29条)、平25道規則38第20条(準用第8条)》 【平24厚令15第71条の14(準用第28条)】</p>	<p>児童発達支援管理責任者は、17の業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>① 19の相談及び援助を行っているか。</p> <p>② 他の従業者に対する技術的指導及び助言を行っているか。</p> <p>《平24条例104第89条(準用第29条)、平25道規則38第20条(準用第8条)》 【平24厚令15第79条(準用第28条)】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織図</li> <li>・業務分担表</li> <li>・職員会議録</li> <li>・従業者に対する助言等に関する記録</li> <li>・児童発達支援の提供に関する記録</li> </ul>
	<p>(旧児童デイサービス事業所に関する経過措置) 改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」とする。 《平24条例104附則第2項》 【平24厚令15附則第2条】</p>		<p>(旧児童デイサービス事業所に関する経過措置) 改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業所の管理者」とする。 《平24条例104附則第2項》 【平24厚令15附則第2条】</p>			適・否	
19 相談及び援助	<p>常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に的確に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p> <p>《平24条例104第30条》 【平24厚令15第29条】</p>	<p>常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に的確に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p> <p>《平24条例104第71条(準用第30条)》 【平24厚令15第64条(準用第29条)】</p>	<p>常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に的確に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p> <p>《平24条例104第78条(準用第30条)》 【平24厚令15第71条(準用第29条)】</p>	<p>常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に的確に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p> <p>《平24条例104第81条の9(準用第30条)》 【平24厚令15第71条の14(準用第29条)】</p>	<p>常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に的確に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p> <p>《平24条例104第89条(準用第30条第1項)》 【平24厚令15第79条(準用第29条)】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談等の記録</li> </ul>



確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
20 指導、訓練等	(1) 障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。 《平24条例104第31条第1項》 【平24厚令15第30条第1項】	(1) 障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。 《平24条例104第71条(準用第31条第1項)》 【平24厚令15第64条(準用第30条第1項)】	(1) 障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。 《平24条例104第78条(準用第31条第1項)》 【平24厚令15第71条(準用第30条第1項)】	(1) 障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。 《平24条例104第81条の9(準用第31条第1項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第30条第1項)】	(1) 障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。 《平24条例104第89条(準用第31条第1項)》 【平24厚令15第79条(準用第30条第1項)】	適・否	・サービスの提供に関する記録
	(2) 障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。 《平24条例104第31条第2項》 【平24厚令15第30条第2項】	(2) 障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。 《平24条例104第71条(準用第31条第2項)》 【平24厚令15第64条(準用第30条第2項)】	(2) 障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。 《平24条例104第78条(準用第31条第2項)》 【平24厚令15第71条(準用第30条第2項)】	(2) 障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。 《平24条例104第81条の9(準用第31条第2項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第30条第2項)】	(2) 障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。 《平24条例104第89条(準用第31条第2項)》 【平24厚令15第79条(準用第30条第2項)】	適・否	・指導又は訓練記録
	(3) 障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切な指導、訓練等を行っているか。 《平24条例104第31条第3項》 【平24厚令15第30条第3項】	(3) 障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切な指導、訓練等を行っているか。 《平24条例104第71条(準用第31条第3項)》 【平24厚令15第64条(準用第30条第3項)】	(3) 障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切な指導、訓練等を行っているか。 《平24条例104第78条(準用第31条第3項)》 【平24厚令15第71条(準用第30条第3項)】	(3) 障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切な指導、訓練等を行っているか。 《平24条例104第81条の9(準用第31条第3項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第30条第3項)】	(3) 障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切な指導、訓練等を行っているか。 《平24条例104第89条(準用第31条第3項)》 【平24厚令15第79条(準用第30条第3項)】	適・否	
	(4) 常時1人以上の従業者を指導、訓練等に從事させているか。 《平24条例104第31条第4項》 【平24厚令15第30条第4項】	(4) 常時1人以上の従業者を指導、訓練等に從事させているか。 《平24条例104第71条(準用第31条第4項)》 【平24厚令15第64条(準用第30条第4項)】	(4) 常時1人以上の従業者を指導、訓練等に從事させているか。 《平24条例104第78条(準用第31条第4項)》 【平24厚令15第71条(準用第30条第4項)】	(4) 常時1人以上の従業者を指導、訓練等に從事させているか。 《平24条例104第81条の9(準用第31条第4項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第30条第4項)】	(4) 常時1人以上の従業者を指導、訓練等に從事させているか。 《平24条例104第89条(準用第31条第4項)》 【平24厚令15第79条(準用第30条第4項)】	適・否	・児童発達支援の提供に関する記録
	(5) 障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による指導、訓練を受けさせていないか。 《平24条例104第31条第5項》 【平24厚令15第30条第5項】	(5) 障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による指導、訓練を受けさせていないか。 《平24条例104第71条(準用第31条第5項)》 【平24厚令15第64条(準用第30条第5項)】	(5) 障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による指導、訓練を受けさせていないか。 《平24条例104第78条(準用第31条第5項)》 【平24厚令15第71条(準用第30条第5項)】	(5) 障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による指導、訓練を受けさせていないか。 《平24条例104第81条の9(準用第31条第5項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第30条第5項)】	(5) 障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による指導、訓練を受けさせていないか。 《平24条例104第89条(準用第31条第5項)》 【平24厚令15第79条(準用第30条第5項)】	適・否	

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類	
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援			
21 食事 ○児童発達支援事業所の場合は、児童発達支援センターであるものに限る。	(1) 障害児に食事を提供するときは、その献立はできる限り変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有しているか。 《平24条例104第32条第1項》 【平24厚令15第31条第1項】	(1) 障害児に食事を提供するときは、その献立はできる限り変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有しているか。 《平24条例104第71条(準用第32条第1項)》 【平24厚令15第64条(準用第31条第1項)】				適・否	・献立表 ・食事提供に関する記録	
	(2) 食事は(1)のほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したもとなっているか。 《平24条例104第32条第2項》 【平24厚令15第31条第2項】	(2) 食事は(1)のほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したもとなっているか。 《平24条例104第71条(準用第32条第2項)》 【平24厚令15第64条(準用第31条第2項)】						適・否
	(3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。 《平24条例104第32条第3項》 【平24厚令15第31条第3項】	(3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。 《平24条例104第71条(準用第32条第3項)》 【平24厚令15第64条(準用第31条第3項)】						適・否
	(4) 障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。 《平24条例104第32条第4項》 【平24厚令15第31条第4項】	(4) 障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。 《平24条例104第71条(準用第32条第4項)》 【平24厚令15第64条(準用第31条第4項)】						適・否
22 社会生活上の便宜の供与等	(1) 教養娯楽施設等を備えるほか、障害児のためのレクリエーション行事を適宜行っているか。 《平24条例104第33条第1項》 【平24厚令15第32条第1項】	(1) 教養娯楽施設等を備えるほか、障害児のためのレクリエーション行事を適宜行っているか。 《平24条例104第71条(準用第33条第1項)》 【平24厚令15第64条(準用第32条第1項)】	(1) 教養娯楽施設等を備えるほか、障害児のためのレクリエーション行事を適宜行っているか。 《平24条例104第78条(準用第33条第1項)》 【平24厚令15第71条(準用第32条第1項)】	(1) 教養娯楽施設等を備えるほか、障害児のためのレクリエーション行事を適宜行っているか。 《平24条例104第81条の9(準用第33条第1項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第32条第1項)】	(1) 教養娯楽施設等を備えるほか、障害児のためのレクリエーション行事を適宜行っているか。 《平24条例104第89条(準用第33条第1項)》 【平24厚令15第79条(準用第32条第1項)】	適・否	・行事予定表	

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
	(2) 常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。 《平24条例104第33条第2項》 【平24厚令15第32条第2項】	(2) 常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。 《平24条例104第71条(準用第33条第2項)》 【平24厚令15第64条(準用第32条第2項)】	(2) 常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。 《平24条例104第78条(準用第33条第2項)》 【平24厚令15第71条(準用第32条第2項)】	(2) 常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。 《平24条例104第81条の9(準用第33条第2項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第32条第2項)】	(2) 常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。 《平24条例104第89条(準用第33条第2項)》 【平24厚令15第79条(準用第32条第2項)】	適・否	・面会記録等 ・家族への連絡簿等
	※ 障害児の家族等と定期的に連絡調整が図られていること。 【平29.4 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き】						
23 緊急時の対応	現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 《平24条例104第35条》 【平24厚令15第34条】	現に指定医療型児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 《平24条例104第71条(準用第35条)》 【平24厚令15第64条(準用第34条)】	現に指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 《平24条例104第78条(準用第35条)》 【平24厚令15第71条(準用第34条)】	現に指定居宅訪問型児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 《平24条例104第81条の9(準用第35条)》 【平24厚令15第71条の14(準用第34条)】	現に指定保育所等訪問支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 《平24条例104第89条(準用第35条)》 【平24厚令15第79条(準用第34条)】	適・否	・緊急時対応マニュアル
24 通所給付決定保護者に関する市町村への通知	指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 《平24条例104第36条》 【平24厚令15第35条】	指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 《平24条例104第69条》 【平24厚令15第62条】	指定放課後等デイサービスを受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 《平24条例104第78条(準用第36条)》 【平24厚令15第71条(準用第35条)】	指定居宅訪問型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 《平24条例104第81条の9(準用第36条)》 【平24厚令15第71条の14(準用第35条)】	指定保育所等訪問支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 《平24条例104第89条(準用第36条)》 【平24厚令15第79条(準用第35条)】	適・否	・市町村への通知の控え



確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
26 運営規程	<p>事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>④ 利用定員</p> <p>⑤ 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>⑥ 通常の事業の実施地域</p> <p>⑦ サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑨ 非常災害対策</p> <p>⑩ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑫ その他運営に関する重要事項</p> <p>《平24条例104第38条》 【平24厚令15第37条】</p>	<p>事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>④ 利用定員</p> <p>⑤ 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>⑥ 通常の事業の実施地域</p> <p>⑦ サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑨ 非常災害対策</p> <p>⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪ その他運営に関する重要事項</p> <p>《平24条例104第70条》 【平24厚令15第63条】</p>	<p>事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>④ 利用定員</p> <p>⑤ 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>⑥ 通常の事業の実施地域</p> <p>⑦ サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑨ 非常災害対策</p> <p>⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪ その他運営に関する重要事項</p> <p>《平24条例104第78条（準用第70条）》 【平24厚令15第71条（準用第63条）】</p>	<p>事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>④ 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>⑤ 通常の事業の実施地域</p> <p>⑥ サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>⑦ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑨ その他運営に関する重要事項</p> <p>《平24条例104第81条の8》 【平24厚令15第71条の13】</p>	<p>事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>④ 指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>⑤ 通常の事業の実施地域</p> <p>⑥ サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>⑦ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑨ その他運営に関する重要事項</p> <p>《平24条例104第89条（準用第81条の8）》 【平24厚令15第79条（準用第71条の13）】</p>	適・否	・運営規程

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
	<p>※ 「利用定員」は、事業所において同時に指定児童発達支援の提供を受けることができる障害児の数の上限をいう。          なお、複数の指定児童発達支援の単位が設置されている場合にあつては、サービスの単位ごとに利用定員を定める必要がある。(基準省令第11条(条例第12条)に規定する「利用定員」とは、異なる概念である。)  <b>【解釈通知 平24障発0330第12】</b></p> <p>※ 「通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額」とは、基準省令第23条第3項(条例第24条第3項)により支払を受けることが認められている費用の種類及びその額を指す。  <b>【解釈通知 平24障発0330第12】</b></p>	<p>※ 「利用定員」は、事業所において同時に指定医療型児童発達支援の提供を受けることができる障害児の数の上限をいう。          なお、複数の指定医療型児童発達支援の単位が設置されている場合にあつては、サービスの単位ごとに利用定員を定める必要がある。(基準省令第11条(条例第12条)に規定する「利用定員」とは、異なる概念である。)  <b>【解釈通知 平24障発0330第12】</b></p> <p>※ 「通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額」とは、基準省令第23条第3項(条例第24条第3項)により支払を受けることが認められている費用の種類及びその額を指す。  <b>【解釈通知 平24障発0330第12】</b></p>	<p>※ 「利用定員」は、事業所において同時に指定放課後等デイサービスの提供を受けることができる障害児の数の上限をいう。          なお、複数の指定放課後等デイサービスの単位が設置されている場合にあつては、サービスの単位ごとに利用定員を定める必要がある。(基準省令第11条(条例第12条)に規定する「利用定員」とは、異なる概念である。)  <b>【解釈通知 平24障発0330第12】</b></p> <p>※ 「通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額」とは、基準省令第23条第3項(条例第24条第3項)により支払を受けることが認められている費用の種類及びその額を指す。  <b>【解釈通知 平24障発0330第12】</b></p>	<p>※ 「通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額」とは、基準省令第23条第3項(条例第24条第3項)により支払を受けることが認められている費用の種類及びその額を指す。  <b>【解釈通知 平24障発0330第12】</b></p>	<p>※ 「通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額」とは、基準省令第23条第3項(条例第24条第3項)により支払を受けることが認められている費用の種類及びその額を指す。  <b>【解釈通知 平24障発0330第12】</b></p>		
	<p>※ 虐待の防止のための措置に関する事項          ① 虐待の防止に関する責任者の設置          ② 苦情解決体制の整備          ③ 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施(研修方法や研修計画など)等を指す。  <b>【解釈通知 平24障発0330第12】</b></p>						
27 勤務体制の確保等	<p>(1) 障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。  <b>《平24条例104第39条第1項》</b>  <b>【平24厚令15第38条第1項】</b></p>	<p>(1) 障害児に対し、適切な指定医療型児童発達支援を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。  <b>《平24条例104第71条(準用第39条第1項)》</b>  <b>【平24厚令15第64条(準用第38条第1項)】</b></p>	<p>(1) 障害児に対し、適切な指定放課後等デイサービスを提供することができるよう、事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。  <b>《平24条例104第78条(準用第39条第1項)》</b>  <b>【平24厚令15第71条(準用第38条第1項)】</b></p>	<p>(1) 障害児に対し、適切な指定居宅訪問型児童発達支援を提供することができるよう、事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。  <b>《平24条例104第81条の9(準用第39条第1項)》</b>  <b>【平24厚令15第71条の14(準用第38条第1項)】</b></p>	<p>(1) 障害児に対し、適切な指定保育所等訪問支援を提供することができるよう、事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。  <b>《平24条例104第89条(準用第39条第1項)》</b>  <b>【平24厚令15第79条(準用第38条第1項)】</b></p>	適・否	<p>・勤務表(勤務時間)          ・賃金台帳</p>
	<p>※ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。  <b>【解釈通知 平24障発0330第12】</b></p>						

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類																																																																																								
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援																																																																																										
	(2) 事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しているか。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りでない。 《平24条例104第39条第2項》 【平24厚令15第38条第2項】	(2) 事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定医療型児童発達支援を提供しているか。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 《平24条例104第71条(準用第39条第2項)》 【平24厚令15第64条(準用第38条第2項)】	(2) 事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定放課後等デイサービスを提供しているか。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りでない。 《平24条例104第78条(準用第39条第2項)》 【平24厚令15第71条(準用第38条第2項)】	(2) 事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定居宅訪問型児童発達支援を提供しているか。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りでない。 《平24条例104第81条の9(準用第39条第2項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第38条第2項)】	(2) 事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定保育所等訪問支援を提供しているか。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りでない。 《平24条例104第89条(準用第39条第2項)》 【平24厚令15第79条(準用第38条第2項)】	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務表</li> <li>雇用契約書</li> <li>委託契約書</li> </ul>																																																																																								
	(3) 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 《平24条例104第39条第3項》 【平24厚令15第38条第3項】	(3) 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 《平24条例104第71条(準用第39条第3項)》 【平24厚令15第64条(準用第38条第3項)】	(3) 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 《平24条例104第78条(準用第39条第3項)》 【平24厚令15第71条(準用第38条第3項)】	(3) 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 《平24条例104第81条の9(準用第39条第3項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第38条第3項)】	(3) 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 《平24条例104第89条(準用第39条第3項)》 【平24厚令15第79条(準用第38条第3項)】			適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修計画</li> <li>研修会資料等</li> <li>研修受講終了証明書</li> </ul>																																																																																						
<p>① 職場外研修への参加の状況（虐待防止に関する研修以外）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">研修の主催者</th> <th rowspan="2">参加回数</th> <th colspan="10">参加延人員</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>管理者</th> <th>児童発達支援者</th> <th>看護職員</th> <th>児童保育指導員</th> <th>障害福祉サービス一</th> <th>機職能員訓練担当</th> <th>理学療法士</th> <th>作業療法士</th> <th>訪問支援員</th> <th>事務の職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・道</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道社協</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>全社協</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3</td> <td>7</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>② 職場内研修（研修名及び参加人数：虐待防止に関する研修以外）</p> <p style="text-align: center;">〔 月に1回 社内学習を行っております 正社員は基本全員です 〕</p> <p>③ 研修終了後の報告及び研修不参加職員への対応</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> レポート提出 <input checked="" type="checkbox"/> 会議等で報告</p> <p>・ その他（ ）</p>										研修の主催者	参加回数	参加延人員										総数	管理者	児童発達支援者	看護職員	児童保育指導員	障害福祉サービス一	機職能員訓練担当	理学療法士	作業療法士	訪問支援員	事務の職員	国・道	3	3	1	1		1							市町村	6	6	1	1		1							道社協													全社協													その他	3	7		1		1				
研修の主催者	参加回数	参加延人員																																																																																													
		総数	管理者	児童発達支援者	看護職員	児童保育指導員	障害福祉サービス一	機職能員訓練担当	理学療法士	作業療法士	訪問支援員	事務の職員																																																																																			
国・道	3	3	1	1		1																																																																																									
市町村	6	6	1	1		1																																																																																									
道社協																																																																																															
全社協																																																																																															
その他	3	7		1		1																																																																																									

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類		
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援				
28 定員の遵守	<p>利用定員及び指導訓練室の定員を超えて指定児童発達支援の提供を行っていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。 《平24条例104第40条》 【平24厚令15第39条】</p>	<p>利用定員及び指導訓練室の定員を超えて指定医療型児童発達支援の提供を行っていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。 《平24条例104第71条(準用第40条)》 【平24厚令15第64条(準用第39条)】</p>	<p>利用定員及び指導訓練室の定員を超えて指定放課後等デイサービスの提供を行っていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。 《平24条例104第78条(準用第40条)》 【平24厚令15第71条(準用第39条)】</p>			適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者数に関する書類</li> <li>業務日誌</li> <li>児童発達支援の提供に関する記録</li> </ul>		
<p>※ 次に該当する利用定員を超えた障害児の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を当該事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とする。</p> <p>① 1日当たりの障害児の数</p> <p>ア 利用定員50人以下の事業所の場合 1日当たりの障害児の数(措置している障害児の数を含む。以下同じ。)が、利用定員に150%を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>イ 利用定員51人以上の事業所の場合 1日当たりの障害児の数が、利用定員に当該入所定員から50を差し引いた数に25%を乗じて得た数に、25を加えた数を加えて得た数以下となっていること。</p> <p>② 過去3月間の障害児の数 直近の過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に、125%を乗じて得た数以下となっていること。 【解釈通知 平24障発0330第12】</p>									
29 非常災害対策	<p>(1) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。 ・従業者への周知方法 ( ) 《平24条例104第41条第1項》 【平24厚令15第40条第1項】</p>	<p>(1) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。 ・従業者への周知方法 ( ) 《平24条例104第71条(準用第41条第1項)》 【平24厚令15第64条(準用第40条第1項)】</p>	<p>(1) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。 ・従業者への周知方法 ( ) 《平24条例104第81条(準用第41条第1項)》 【平24厚令15第71条(準用第40条第1項)】</p>			適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防用設備等設置届出書</li> <li>消防計画(消防計画に準ずる計画)</li> <li>消防計画策定届出書</li> <li>非常災害時対応マニュアル等</li> </ul>		
<p>① 具体的な消防計画を策定し、消防署に届出を行っているか。 ・届出年月日( 年 月 日) 【解釈通知 平24障発0330第12、消防法施行規則第3条】</p>								適・否	



確認項目	確認事項					左の結果	関係書類																						
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援																								
<p>② 消防法その他法令等に規定された設備を確実に設置しているか。 【消防用設備等の設置の状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>設置義務の有無</th> <th>設置の有無</th> <th>点検結果</th> <th>今後の整備計画 （設置免除の理由）等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スプリンクラー設備</td> <td>有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/></td> <td>有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/></td> <td>適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備※1</td> <td>有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/></td> <td>有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/></td> <td>適 <input checked="" type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>火災通報装置※2</td> <td>有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/></td> <td>有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/></td> <td>適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火器</td> <td>有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/></td> <td>有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/></td> <td>適 <input checked="" type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 住宅用火災警報器ではなく、感知器、受信機、ベルなどの構成機器を配線して動作させるシステムであること。  ※2 <input checked="" type="checkbox"/> 消防機関へ通報する火災報知設備のこと。  ア 法定点検 直近の点検年月日：(平成 30年 12月 14日)  イ 消防への報告 直近の報告年月日：(平成 30年 12月 14日)  ウ 自主点検(検査) 直近の点検(検査)年月日：(平成 年 月 日)</p> <p>【解釈通知 平24障発0330第12、消防法第8条、消防法施行規則第3条、国通知 昭55社援5、道通知 平7地福3058、平21施運371】</p>	設備	設置義務の有無	設置の有無	点検結果	今後の整備計画 （設置免除の理由）等	スプリンクラー設備	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		自動火災報知設備※1	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input checked="" type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		火災通報装置※2	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		消火器	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input checked="" type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>				適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防用設備等設置届出書</li> <li>消防用設備等試験結果報告書</li> <li>消防用設備等検査済</li> <li>消防用設備等の点検結果についての報告書</li> </ul>
設備	設置義務の有無	設置の有無	点検結果	今後の整備計画 （設置免除の理由）等																									
スプリンクラー設備	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>																										
自動火災報知設備※1	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input checked="" type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>																										
火災通報装置※2	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>																										
消火器	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input checked="" type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>																										
<p>③ 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを行っているか。 【解釈通知 平24障発0330第12】</p>			適 <input checked="" type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常時連絡網</li> <li>地域との協力体制に関する書類</li> </ul>																									
<p>④ 防火管理者は、当該事業所の管理的立場にある職員が任命され、消防署に届出しているか。  ・ 防火管理者名 職 ( 防火管理者 ) 氏名 ( 神代 律子 )  ・ 届出年月日 ( 26年 4月 日 )  【解釈通知 平24障発0330第12、消防法施行規則第4条】</p>			適 <input checked="" type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防火管理者選任届出書(控)</li> </ul>																									
<p>⑤ 消防署の直近の立入検査によって指摘された事項を改善しているか。(口頭指導も含む。)  ・ 検査年月日 (平成 26年 4月 日)  ・ 指摘事項 ( なし )  ・ 改善内容 ( )  【解釈通知 平24障発0330第12、道通知 平4社老2433】</p>			適 <input checked="" type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>立入検査結果通知書</li> <li>改善についての回答書</li> </ul>																									

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類																																																																																																														
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援																																																																																																																
	(2) 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 《平24条例104第41条第2項》 【平24厚令15第40条第2項】	(2) 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 《平24条例104第71条(準用第41条第2項)》 【平24厚令15第64条(準用第40条第2項)】	(2) 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 《平24条例104第81条(準用第41条第2項)》 【平24厚令15第71条(準用第40条第2項)】			適・否	・避難訓練等の記録 ・非常災害対策計画 ・消防計画等																																																																																																														
【直近1年間の避難訓練の実施状況】※実施年月日及び対応した災害等に○を記載																																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実施年月日</th> <th colspan="3">全ての施設等で計画策定が必要</th> <th colspan="5">施設等の地理的条件により計画策定が必要</th> <th colspan="2">夜間・夜間想定実施の有無 ※通所系は不要</th> <th colspan="2">消防機関協力の有無</th> </tr> <tr> <th>年</th> <th>月</th> <th>日</th> <th>地震</th> <th>風水害</th> <th>土砂</th> <th>津波</th> <th>火山</th> <th>その他 〔 〕</th> <th>有</th> <th>無</th> <th>有</th> <th>無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> <td>無</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>30</td> <td>年</td> <td>10月22日</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> <td>無</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> <td>無</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> <td>無</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> <td>無</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> <td>無</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table>								実施年月日	全ての施設等で計画策定が必要			施設等の地理的条件により計画策定が必要					夜間・夜間想定実施の有無 ※通所系は不要		消防機関協力の有無		年	月	日	地震	風水害	土砂	津波	火山	その他 〔 〕	有	無	有	無	1	年	月	日							有	無	有	無	2	30	年	10月22日	○						有	無	有	無	3	年	月	日							有	無	有	無	4	年	月	日							有	無	有	無	5	年	月	日							有	無	有	無	6	年	月	日							有	無	有	無
実施年月日	全ての施設等で計画策定が必要			施設等の地理的条件により計画策定が必要					夜間・夜間想定実施の有無 ※通所系は不要		消防機関協力の有無																																																																																																										
	年	月	日	地震	風水害	土砂	津波	火山	その他 〔 〕	有	無	有	無																																																																																																								
1	年	月	日							有	無	有	無																																																																																																								
2	30	年	10月22日	○						有	無	有	無																																																																																																								
3	年	月	日							有	無	有	無																																																																																																								
4	年	月	日							有	無	有	無																																																																																																								
5	年	月	日							有	無	有	無																																																																																																								
6	年	月	日							有	無	有	無																																																																																																								
・避難訓練未実施の場合、その理由 【解釈通知 平24障発0330第12、消防法施行規則第3条、道通知 平5社老1874】																																																																																																																					
	(3) 非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとなっているか。 《平24条例104第41条第3項》	(3) 非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとなっているか。 《平24条例104第71条(準用第41条第3項)》	(3) 非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとなっているか。 《平24条例104第81条(準用第41条第3項)》			適・否	・非常災害対策計画 ・自然災害に関する対応マニュアル等																																																																																																														
【地域の特性等を考慮した非常災害対策計画の策定状況】																																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">具体的な計画の策定状況</th> <th colspan="4">施設等が所在する立地条件 ※2</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">災害種別</th> <th rowspan="2">対応の有無</th> <th rowspan="2">立地条件</th> <th colspan="2">該当の有無</th> </tr> <tr> <th>有</th> <th>無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全ての施設等で策定が必要 ※1</td> <td>火災</td> <td>有</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>有</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>風水害</td> <td>有</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">施設等の地理的条件により策定が必要</td> <td rowspan="3">土砂災害</td> <td>土砂災害警戒区域(土砂災害防止法)</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>土砂災害危険箇所</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>山地災害危険地区</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">津波災害</td> <td>津波災害警戒区域(津波防災地域づくり法)</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>高潮浸水想定区域(水防法)</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>洪水浸水想定区域(水防法)</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>雨水出水浸水想定区域(水防法)</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">火山災害</td> <td>火山災害警戒区域(活動火山対策特別措置法)</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>その他( )</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table>								具体的な計画の策定状況			施設等が所在する立地条件 ※2				災害種別	対応の有無	立地条件	該当の有無		有	無	全ての施設等で策定が必要 ※1	火災	有			地震	有			風水害	有			施設等の地理的条件により策定が必要	土砂災害	土砂災害警戒区域(土砂災害防止法)	有	無	土砂災害危険箇所	有	無	山地災害危険地区	有	無	津波災害	津波災害警戒区域(津波防災地域づくり法)	有	無	高潮浸水想定区域(水防法)	有	無	洪水浸水想定区域(水防法)	有	無	雨水出水浸水想定区域(水防法)	有	無	火山災害	火山災害警戒区域(活動火山対策特別措置法)	有	無	その他( )	有	無																																																				
具体的な計画の策定状況			施設等が所在する立地条件 ※2																																																																																																																		
災害種別	対応の有無	立地条件	該当の有無																																																																																																																		
			有	無																																																																																																																	
全ての施設等で策定が必要 ※1	火災	有																																																																																																																			
	地震	有																																																																																																																			
	風水害	有																																																																																																																			
施設等の地理的条件により策定が必要	土砂災害	土砂災害警戒区域(土砂災害防止法)	有	無																																																																																																																	
		土砂災害危険箇所	有	無																																																																																																																	
		山地災害危険地区	有	無																																																																																																																	
	津波災害	津波災害警戒区域(津波防災地域づくり法)	有	無																																																																																																																	
		高潮浸水想定区域(水防法)	有	無																																																																																																																	
		洪水浸水想定区域(水防法)	有	無																																																																																																																	
		雨水出水浸水想定区域(水防法)	有	無																																																																																																																	
火山災害	火山災害警戒区域(活動火山対策特別措置法)	有	無																																																																																																																		
	その他( )	有	無																																																																																																																		
【解釈通知 平24障発0330第12】																																																																																																																					

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類																																																																																																																							
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援																																																																																																																									
	<p>※1 火災、地震災害、風水害については、どの地域でも起こりうると考えられることから、全ての施設等で非常災害対策の検討が必要です。          なお、施設等が所在する立地条件が、「洪水浸水想定区域」、「雨水出水想定区域」、「高潮浸水想定区域」に該当している場合は、特に留意した対策を検討してください。</p> <p>※2 施設等が所在する立地条件は、市町村の福祉担当又は防災担当に確認の上、記入してください。</p> <p>【非常災害対策計画に含まれる項目】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的な項目</th> <th>検討内容</th> <th>有</th> <th>無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 施設等の立地条件</td> <td>①施設等の立地条件</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>②周辺地区の過去の災害発生状況</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>③災害の発生予測</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 施設等の構造・設備</td> <td>①建物の構造の確認</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>②施設等の設備の確認</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>3 情報の入手方法</td> <td>①情報の入手方法(テレビ、ラジオ、パソコン、携帯電話等)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">4 災害時の連絡先及び通信手段の確認</td> <td>①災害時の職員間の連絡体制</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>②緊急連絡先の体制整備(自治体、消防機関、家族等)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>③通常の連絡手段が通じない場合の連絡方法</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5 避難を開始する時期、判断基準</td> <td>①避難開始時期の判断基準</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>②臨時休業の判断基準、利用者への連絡方法(通所系事業所の場合)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">6 避難場所</td> <td>①市町村指定避難場所の確認</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>②施設内の安全スペースの確認</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>③災害の種類等に応じた避難場所の複数選定</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>④送迎時等の避難場所の選定</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">7 避難経路</td> <td>①避難経路の複数設定</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>②送迎時等の避難経路の設定</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>③避難経路図等の作成</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>④避難にかかる所要時間の把握</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8 避難方法</td> <td>①利用者ごとの避難方法(車いす、杖、ストレッチャー)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>②冬期間の避難方法</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">9 災害時の人員体制、指揮系統</td> <td>①避難に必要な職員数[日中・夜間]</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>②災害発生時の職員の役割分担[日中・夜間]</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>③指揮系統の明確化[日中・夜間]</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>④職員の参集基準[日中・夜間]</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10 停電・断水時の対応(※通所系は必須でない)</td> <td>①停電を想定した対策</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>②断水を想定した対策</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">11 関係機関との連携</td> <td>①関係機関(市町村、警察、消防)との連携体制の整備</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>②地元自治会との協力体制の整備</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">12 避難・救出、その他必要な訓練</td> <td>①定期的な避難・救出訓練の実施</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>②夜間又は夜間を想定した訓練の実施</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>③防災教育の実施</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">13 その他</td> <td>①備蓄品リストの作成</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>②利用者情報の整理</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table>					具体的な項目	検討内容	有	無	1 施設等の立地条件	①施設等の立地条件	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	②周辺地区の過去の災害発生状況	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	③災害の発生予測	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2 施設等の構造・設備	①建物の構造の確認	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	②施設等の設備の確認	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3 情報の入手方法	①情報の入手方法(テレビ、ラジオ、パソコン、携帯電話等)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4 災害時の連絡先及び通信手段の確認	①災害時の職員間の連絡体制	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	②緊急連絡先の体制整備(自治体、消防機関、家族等)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	③通常の連絡手段が通じない場合の連絡方法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5 避難を開始する時期、判断基準	①避難開始時期の判断基準	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	②臨時休業の判断基準、利用者への連絡方法(通所系事業所の場合)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6 避難場所	①市町村指定避難場所の確認	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	②施設内の安全スペースの確認	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	③災害の種類等に応じた避難場所の複数選定	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	④送迎時等の避難場所の選定	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7 避難経路	①避難経路の複数設定	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	②送迎時等の避難経路の設定	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	③避難経路図等の作成	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	④避難にかかる所要時間の把握	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8 避難方法	①利用者ごとの避難方法(車いす、杖、ストレッチャー)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	②冬期間の避難方法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9 災害時の人員体制、指揮系統	①避難に必要な職員数[日中・夜間]	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	②災害発生時の職員の役割分担[日中・夜間]	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	③指揮系統の明確化[日中・夜間]	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	④職員の参集基準[日中・夜間]	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	10 停電・断水時の対応(※通所系は必須でない)	①停電を想定した対策	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	②断水を想定した対策	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	11 関係機関との連携	①関係機関(市町村、警察、消防)との連携体制の整備	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	②地元自治会との協力体制の整備	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	12 避難・救出、その他必要な訓練	①定期的な避難・救出訓練の実施	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	②夜間又は夜間を想定した訓練の実施	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	③防災教育の実施	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	13 その他	①備蓄品リストの作成	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	②利用者情報の整理	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
具体的な項目	検討内容	有	無																																																																																																																											
1 施設等の立地条件	①施設等の立地条件	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											
	②周辺地区の過去の災害発生状況	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											
	③災害の発生予測	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											
2 施設等の構造・設備	①建物の構造の確認	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											
	②施設等の設備の確認	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											
3 情報の入手方法	①情報の入手方法(テレビ、ラジオ、パソコン、携帯電話等)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											
4 災害時の連絡先及び通信手段の確認	①災害時の職員間の連絡体制	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											
	②緊急連絡先の体制整備(自治体、消防機関、家族等)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											
	③通常の連絡手段が通じない場合の連絡方法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											
5 避難を開始する時期、判断基準	①避難開始時期の判断基準	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											
	②臨時休業の判断基準、利用者への連絡方法(通所系事業所の場合)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											
6 避難場所	①市町村指定避難場所の確認	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											
	②施設内の安全スペースの確認	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											
	③災害の種類等に応じた避難場所の複数選定	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											
	④送迎時等の避難場所の選定	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											
7 避難経路	①避難経路の複数設定	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											
	②送迎時等の避難経路の設定	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											
	③避難経路図等の作成	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											
	④避難にかかる所要時間の把握	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											
8 避難方法	①利用者ごとの避難方法(車いす、杖、ストレッチャー)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											
	②冬期間の避難方法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											
9 災害時の人員体制、指揮系統	①避難に必要な職員数[日中・夜間]	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											
	②災害発生時の職員の役割分担[日中・夜間]	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											
	③指揮系統の明確化[日中・夜間]	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											
	④職員の参集基準[日中・夜間]	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											
10 停電・断水時の対応(※通所系は必須でない)	①停電を想定した対策	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											
	②断水を想定した対策	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											
11 関係機関との連携	①関係機関(市町村、警察、消防)との連携体制の整備	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											
	②地元自治会との協力体制の整備	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											
12 避難・救出、その他必要な訓練	①定期的な避難・救出訓練の実施	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											
	②夜間又は夜間を想定した訓練の実施	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											
	③防災教育の実施	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											
13 その他	①備蓄品リストの作成	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											
	②利用者情報の整理	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																											

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
	(4) 従業者や利用者に対し、自然災害についての基礎的な知識や非常災害計画の理解を高めるための防災教育(研修を含む)を実施しているか。 ・ 具体例( ) 《平24条例104第41条第3項》	(4) 従業者や利用者に対し、自然災害についての基礎的な知識や非常災害計画の理解を高めるための防災教育(研修を含む)を実施しているか。 ・ 具体例( ) 《平24条例104第71条(準用第41条第3項)》	(4) 従業者や利用者に対し、自然災害についての基礎的な知識や非常災害計画の理解を高めるための防災教育(研修を含む)を実施しているか。 ・ 具体例( ) 《平24条例104第81条(準用第41条第3項)》			適・否	・職員研修記録等
30 衛生管理等	(1) 障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 《平24条例104第42条第1項》 【平24厚令15第41条第1項】	(1) 障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 《平24条例104第71条(準用第42条第1項)》 【平24厚令15第64条(準用第41条第1項)】	(1) 障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 《平24条例104第78条(準用第42条第1項)》 【平24厚令15第71条(準用第41条第1項)】	(1) 障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 《平24条例104第81条の9(準用第42条第1項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第41条第1項)】	(1) 障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 《平24条例104第89条(準用第42条第1項)》 【平24厚令15第79条(準用第41条第1項)】	適・否	・衛生マニュアル等 ・設備・備品台帳 ・保健所との連携に関する記録
	(2) 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。 《平24条例104第42条第2項》 【平24厚令15第41条第2項】	(2) 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。 《平24条例104第71条(準用第42条第2項)》 【平24厚令15第64条(準用第41条第2項)】	(2) 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。 《平24条例104第78条(準用第42条第2項)》 【平24厚令15第71条(準用第41条第2項)】	(2) 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。 《平24条例104第81条の9(準用第42条第2項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第41条第2項)】	(2) 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。 《平24条例104第89条(準用第42条第2項)》 【平24厚令15第79条(準用第41条第2項)】	適・否	
	<p>※ 特に従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなどの対策を講じること。</p> <p>このほか、次の点に留意すること。</p> <p>① 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>③ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。</p> <p style="text-align: right;">【解釈通知 平24障発0330第12】</p>						
31 協力医療機関	障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 《平24条例104第43条》 【平24厚令15第42条】		障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 《平24条例104第78条(準用第43条)》 【平24厚令15第71条(準用第42条)】	障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 《平24条例104第81条の9(準用第43条)》 【平24厚令15第71条の14(準用第42条)】		適・否	・契約書

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
32 掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 《平24条例104第44条》 【平24厚令15第43条】	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 《平24条例104第71条（準用第44条）》 【平24厚令15第64条（準用第43条）】	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 《平24条例104第78条（準用第44条）》 【平24厚令15第71条（準用第43条）】	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 《平24条例104第81条の9（準用第44条）》 【平24厚令15第71条の14（準用第43条）】	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 《平24条例104第89条（準用第44条）》 【平24厚令15第79条（準用第43条）】	適・否	・掲示物
33 身体拘束等の禁止	(1) 障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為を行っていないか。 《平24条例104第45条第1項》 【平24厚令15第44条第1項、平23法79第2条第7項第1号、第3条】	(1) 障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為を行っていないか。 《平24条例104第71条（準用第45条第1項）》 【平24厚令15第64条（準用第44条第1項）、平23法79第2条第7項第1号、第3条】	(1) 障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為を行っていないか。 《平24条例104第78条（準用第45条第1項）》 【平24厚令15第71条（準用第44条第1項）、平23法79第2条第7項第1号、第3条】	(1) 障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為を行っていないか。 《平24条例104第81条の9（準用第45条第1項）》 【平24厚令15第81条の9（準用第44条第1項）、平23法79第2条第7項第1号、第3条】	(1) 障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為を行っていないか。 《平24条例104第89条（準用第45条第1項）》 【平24厚令15第79条（準用第44条第1項）、平23法79第2条第7項第1号、第3条】	適・否	・身体拘束等の記録 ・児童発達支援（医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）計画 ・会議録 ・説明の記録
<p>※ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為に該当する具体的内容</p> <p>① 車いすやベッドなどに縛り付ける。 ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。 ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。 ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。</p> <p>※ 「緊急やむを得ない場合」とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されること。 【平29.4 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き】</p>							
	(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 《平24条例104第45条第2項》 【平24厚令15第44条第2項】	(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 《平24条例104第71条（準用第45条第2項）》 【平24厚令15第64条（準用第44条第2項）】	(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 《平24条例104第78条（準用第45条第2項）》 【平24厚令15第71条（準用第44条第2項）】	(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 《平24条例104第81条の9（準用第45条第2項）》 【平24厚令15第71条の14（準用第44条第2項）】	(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 《平24条例104第89条（準用第45条第2項）》 【平24厚令15第79条（準用第44条第2項）】	適・否	
	<p>① やむを得ず身体拘束等を行う場合は、次の3要件の全てに該当しているか。</p> <p>ア 切迫性 (有・無) イ 非代替性 (有・無) ウ 一時性 (有・無)</p>					適・否	

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類	
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援			
	② やむを得ず身体拘束等を行うときの手続きは、適正に行われているか。 ア 個別支援会議などにおいて組織として慎重に検討・決定しているか。 ( <input checked="" type="checkbox"/> ・ いない ) イ アの決定に当たり、支援方針について権限を持つ職員が出席しているか。 ( <input checked="" type="checkbox"/> ・ いない ) ウ 個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載しているか。 ( <input checked="" type="checkbox"/> ・ いない ) エ 適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ているか。 ( <input checked="" type="checkbox"/> ・ いない ) オ 様態及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録しているか。 ( <input checked="" type="checkbox"/> ・ いない ) 【平29.4 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き】					適	否	
34 虐待等の禁止	指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 《平24条例104第46条》 【平24厚令15第45条】	指定医療型児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 《平24条例104第71条(準用第46条)》 【平24厚令15第64条(準用第45条)】	指定放課後等デイサービス事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 《平24条例104第78条(準用第46条)》 【平24厚令15第71条(準用第45条)】	指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 《平24条例104第81条の9(準用第46条)》 【平24厚令15第71条の14(準用第45条)】	指定保育所等訪問支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 《平24条例104第89条(準用第46条)》 【平24厚令15第79条(準用第45条)】	適	否	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスの提供に関する記録</li> <li>指導又は訓練記録</li> <li>苦情の記録</li> <li>事故に関する記録</li> <li>事故等発生状況報告書</li> <li>業務日誌</li> </ul>
※ 児童虐待の防止等に関する法律 (児童虐待の定義) 第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。								
35 秘密保持等	(1) 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。 《平24条例104第48条第1項》 【平24厚令15第47条第1項】	(1) 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。 《平24条例104第71条(準用第48条第1項)》 【平24厚令15第64条(準用第47条第1項)】	(1) 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。 《平24条例104第78条(準用第48条第1項)》 【平24厚令15第71条(準用第47条第1項)】	(1) 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。 《平24条例104第81条の9(準用第48条第1項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第47条第1項)】	(1) 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。 《平24条例104第89条(準用第48条第1項)》 【平24厚令15第79条(準用第47条第1項)】	適	否	<ul style="list-style-type: none"> <li>就業規則</li> <li>就業時の取り決め等</li> </ul>

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
	(2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 《平24条例104第48条第2項》 【平24厚令15第47条第2項】	(2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 《平24条例104第71条(準用第48条第2項)》 【平24厚令15第64条(準用第47条第2項)】	(2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 《平24条例104第78条(準用第48条第2項)》 【平24厚令15第71条(準用第47条第2項)】	(2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 《平24条例104第81条の9(準用第48条第2項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第47条第2項)】	(2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 《平24条例104第89条(準用第48条第2項)》 【平24厚令15第79条(準用第47条第2項)】	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	
	(3) 指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。 《平24条例104第48条第3項》 【平24厚令15第47条第3項】	(3) 指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。 《平24条例104第71条(準用第48条第3項)》 【平24厚令15第64条(準用第47条第3項)】	(3) 指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。 《平24条例104第78条(準用第48条第3項)》 【平24厚令15第71条(準用第47条第3項)】	(3) 指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。 《平24条例104第81条の9(準用第48条第3項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第47条第3項)】	(3) 指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。 《平24条例104第89条(準用第48条第3項)》 【平24厚令15第79条(準用第47条第3項)】	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	・ 同意書
	※ この同意は、サービス提供開始時に障害児及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。 【解釈通知 平24障発0330第12】						
36 情報の提供等	(1) 指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、適切かつ円滑に利用することができるように当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。 《平24条例104第49条第1項》 【平24厚令15第48条第1項】	(1) 指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 《平24条例104第70条の2第1項》 【平24厚令15第63条の2第1項】	(1) 指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。 《平24条例104第78条(準用第49条第1項)》 【平24厚令15第71条(準用第48条第1項)】	(1) 指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 《平24条例104第81条の9(準用第70条の2第1項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第63条の2第1項)】		<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	・ 広告 ・ ポスター ・ パンフレット 等 ・ 情報開示の手順等に関する決まり・記録
	※ 利用者の家族から情報開示を求められた場合は、いつでも応じられるようにしていること。 【平29.4 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き】						

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
	(2) 当該事業者については、広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 《平24条例104第49条第2項》 【平24厚令15第48条第2項】	(2) 当該事業者については、広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 《平24条例104第70条の2第2項》 【平24厚令15第63条の2第2項】	(2) 当該事業者については、広告をする場合において、その内容が虚偽のもの又は誇大なものとなっていないか。 《平24条例104第78条（準用第49条第2項）》 【平24厚令15第71条（準用第48条第2項）】	(2) 当該事業者については、広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 《平24条例104第81条の9（準用第70条の2第2項）》 【平24厚令15第71条の14（準用第63条の2第2項）】		適・否	・広告 ・ポスター ・パンフレット 等
37 利益供与等の禁止	(1) 障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 《平24条例104第50条第1項》 【平24厚令15第49条第1項】	(1) 障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 《平24条例104第71条（準用第50条第1項）》 【平24厚令15第64条（準用第49条第1項）】	(1) 障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 《平24条例104第78条（準用第50条第1項）》 【平24厚令15第71条（準用第49条第1項）】	(1) 障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 《平24条例104第81条の9（準用第50条第1項）》 【平24厚令15第71条の14（準用第49条第1項）】	(1) 障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 《平24条例104第89条（準用第50条第1項）》 【平24厚令15第79条（準用第49条第1項）】	適・否	・就業時の取り決め等 ・紹介等に関する記録
	(2) 障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 《平24条例104第50条第2項》 【平24厚令15第49条第2項】	(2) 障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 《平24条例104第71条（準用第50条第2項）》 【平24厚令15第64条（準用第49条）】	(2) 障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 《平24条例104第78条（準用第50条第2項）》 【平24厚令15第71条（準用第49条第2項）】	(2) 障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 《平24条例104第81条の9（準用第50条第2項）》 【平24厚令15第71条の14（準用第49条第2項）】	(2) 障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 《平24条例104第89条（準用第50条第2項）》 【平24厚令15第79条（準用第49条第2項）】	適・否	・就業時の取り決め等 ・紹介等に関する記録



確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
38 苦情解決	(1) 提供した指定児童発達支援に関する障害児、通所給付決定保護者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 《平24条例104第51条第1項》 【平24厚令15第50条第1項】	(1) 提供した指定医療型児童発達支援に関する障害児、通所給付決定保護者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 《平24条例104第71条(準用第51条第1項)》 【平24厚令15第64条(準用第50条第1項)】	(1) 提供した指定放課後等デイサービスに関する障害児、通所給付決定保護者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 《平24条例104第78条(準用第51条第1項)》 【平24厚令15第71条(準用第50条第1項)】	(1) 提供した指定居宅訪問型児童発達支援に関する障害児、通所給付決定保護者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 《平24条例104第81条の9(準用第51条第1項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第50条第1項)】	(1) 提供した指定保育所等訪問支援に関する障害児、通所給付決定保護者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 《平24条例104第89条(準用第51条第1項)》 【平24厚令15第79条(準用第50条第1項)】	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情相談体制図</li> <li>・苦情解決手順書</li> <li>・説明書類</li> <li>・揭示物</li> <li>・パンフレット</li> </ul>
	※ 必要な措置～相談窓口、苦情解決の体制及び手順等 (通所給付決定保護者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。) 【解釈通知 平24障発0330第12】  ※ 障害児虐待の相談・通報・届出先を記載した文書についても掲示することが望ましい。  ※ 利用者の家族に対しても、苦情相談の窓口や虐待の通報先について周知するとともに、日頃から話しやすい雰囲気をもって接し、事業所の対応について疑問や苦情が寄せられた場合は話を傾聴し、事実を確認することが望ましい。 事業所の利用者や保護者が、虐待を含む困りごとなどについて、気軽に相談できるよう、配慮したり、職員が心がけている具体的内容 { 必要に応じて個別面談を行う、又通所持は連絡ノートにて情報交換を行っています } 【平29.4 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き】						
38 苦情解決	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 《平24条例104第51条第2項》 【平24厚令15第50条第2項】	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 《平24条例104第71条(準用第51条第2項)》 【平24厚令15第64条(準用第50条第2項)】	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 《平24条例104第78条(準用第51条第2項)》 【平24厚令15第71条(準用第50条第2項)】	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 《平24条例104第81条の9(準用第51条第2項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第50条第2項)】	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 《平24条例104第89条(準用第51条第2項)》 【平24厚令15第79条(準用第50条第2項)】	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情の記録</li> <li>・改善に向けた取組に関する記録</li> </ul>
	※ 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うこと。 【解釈通知 平24障発0330第12】						

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
	<p>(3) 提供した指定児童発達支援に関し、知事又は市町村長（知事等）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に及び、及び障害児又はその家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 《平24条例104第51条第3項》 【平24厚令15第50条第3項】</p>	<p>(3) 提供した指定医療型児童発達支援に関し、知事又は市町村長（知事等）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に及び、及び障害児又はその家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 《平24条例104第71条（準用第51条第3項）》 【平24厚令15第64条（準用第50条第3項）】</p>	<p>(3) 提供した指定放課後等デイサービスに関し、知事又は市町村長（知事等）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に及び、及び障害児又はその家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 《平24条例104第78条（準用第51条第3項）》 【平24厚令15第71条（準用第50条第3項）】</p>	<p>(3) 提供した指定居宅訪問型児童発達支援に関し、知事又は市町村長（知事等）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に及び、及び障害児又はその家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 《平24条例104第81条の9（準用第51条第3項）》 【平24厚令15第71条の14（準用第50条第3項）】</p>	<p>(3) 提供した指定保育所等訪問支援に関し、知事又は市町村長（知事等）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に及び、及び障害児又はその家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 《平24条例104第89条（準用第51条第3項）》 【平24厚令15第79条（準用第50条第3項）】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事等からの指導、助言等の通知</li> <li>・改善報告等の控え</li> <li>・改善措置に関する記録</li> </ul>
	<p>(4) 知事等からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を知事等に報告しているか。 《平24条例104第51条第4項》 【平24厚令15第50条第4項】</p>	<p>(4) 知事等からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を知事等に報告しているか。 《平24条例104第71条（準用第51条第4項）》 【平24厚令15第64条（準用第50条第4項）】</p>	<p>(4) 知事等からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を知事等に報告しているか。 《平24条例104第78条（準用第51条第4項）》 【平24厚令15第71条（準用第50条第4項）】</p>	<p>(4) 知事等からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を知事等に報告しているか。 《平24条例104第81条の9（準用第51条第4項）》 【平24厚令15第71条の14（準用第50条第4項）】</p>	<p>(4) 知事等からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を知事等に報告しているか。 《平24条例104第89条（準用第51条第4項）》 【平24厚令15第79条（準用第50条第4項）】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改善措置に関する記録</li> </ul>
	<p>(5) 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。 《平24条例104第51条第5項》 【平24厚令15第50条第5項】</p>	<p>(5) 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規程により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。 《平24条例104第71条（準用第51条第5項）》 【平24厚令15第64条（準用第50条第5項）】</p>	<p>(5) 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。 《平24条例104第78条（準用第51条第5項）》 【平24厚令15第71条（準用第50条第5項）】</p>	<p>(5) 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。 《平24条例104第81条の9（準用第51条第5項）》 【平24厚令15第71条の14（準用第50条第5項）】</p>	<p>(5) 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。 《平24条例104第89条（準用第51条第5項）》 【平24厚令15第79条（準用第50条第5項）】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営適正化委員会の調査等に関する記録</li> </ul>

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
39 地域との連携等	(1) 運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 《平24条例104第52条第1項》 【平24厚令15第51条第1項】	(1) 運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 《平24条例104第71条(準用第52条第1項)》 【平24厚令15第64条(準用第51条第1項)】	(1) 運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 《平24条例104第78条(準用第52条第1項)》 【平24厚令15第71条(準用第51条第1項)】	(1) 運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 《平24条例104第81条の9(準用第52条第1項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第51条第1項)】	(1) 運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 《平24条例104第89条(準用第52条第1項)》 【平24厚令15第79条(準用第51条第1項)】	適・否	・事業計画等 ・地域との活動の記録 ・ボランティア・実習生・施設見学等受入の記録
① 地域ボランティアの受け入れを積極的に行っているか。 ② 実習生の受け入れや施設見学を随時受けているか。					<input checked="" type="checkbox"/> (いる・しない) <input type="checkbox"/> (いる・いない)	【平29.4 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き】	
40 事故発生時の対応	(1) 障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに道、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 《平24条例104第53条第1項》 【平24厚令15第52条第1項】	(1) 障害児に対する指定医療型児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに道、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 《平24条例104第71条(準用第53条第1項)》 【平24厚令15第64条(準用第52条第1項)】	(1) 障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに道、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 《平24条例104第78条(準用第53条第1項)》 【平24厚令15第71条(準用第52条第1項)】	(1) 障害児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに道、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 《平24条例104第81条の9(準用第53条第1項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第52条第1項)】	(1) 障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに道、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 《平24条例104第89条(準用第53条第1項)》 【平24厚令15第79条(準用第52条第1項)】	適・否	・事故に関する記録 ・事故対応マニュアル等 ・事故等発生状況報告書 ・業務日誌 ・ヒヤリ・ハット報告等
※ 事故が発生した場合の対応方法等について、あらかじめ定めておくことが望ましい。					【解釈通知 平24障発0330第12】		
	(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 《平24条例104第53条第2項》 【平24厚令15第52条第2項】	(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 《平24条例104第71条(準用第53条第2項)》 【平24厚令15第64条(準用第52条第2項)】	(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 《平24条例104第78条(準用第53条第2項)》 【平24厚令15第71条(準用第52条第2項)】	(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 《平24条例104第81条の9(準用第53条第2項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第52条第2項)】	(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 《平24条例104第89条(準用第53条第2項)》 【平24厚令15第79条(準用第52条第2項)】	適・否	・事故に関する記録 ・業務日誌
	(3) 障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 《平24条例104第53条第3項》 【平24厚令15第52条第3項】	(3) 障害児に対する指定医療型児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 《平24条例104第71条(準用第53条第3項)》 【平24厚令15第64条(準用第52条第3項)】	(3) 障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 《平24条例104第78条(準用第53条第3項)》 【平24厚令15第71条(準用第52条第3項)】	(3) 障害児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 《平24条例104第81条の9(準用第53条第3項)》 【平24厚令15第71条の14(準用第52条第3項)】	(3) 障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 《平24条例104第89条(準用第53条第3項)》 【平24厚令15第79条(準用第52条第3項)】	適・否	・損害賠償に関する記録
※ 損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。					【解釈通知 平24障発0330第12】		

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
	(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。 ※ 参考～「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会） 【解釈通知 平24障発0330第12】					適・否	・再発生防止のための措置に関する記録
41 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 《平24条例104第54条》 【平24厚令15第53条】		事業所ごとに経理を区分するとともに、指定放課後等デイサービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 《平24条例104第78条（準用第54条）》 【平24厚令15第71条（準用第53条）】	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 《平24条例104第81条の9（準用第54条）》 【平24厚令15第71条の14（準用第53条）】	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定保育所等訪問支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 《平24条例104第89条（準用第54条第1項）》 【平24厚令15第79条（準用第53条）】	適・否	・会計関係書類
42 記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 《平24条例104第55条第1項》 【平24厚令15第54条第1項】	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 《平24条例104第71条（準用第55条第1項）》 【平24厚令15第64条（準用第54条第1項）】	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 《平24条例104第78条（準用第55条第1項）》 【平24厚令15第71条（準用第54条第1項）】	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 《平24条例104第81条の9（準用第55条第1項）》 【平24厚令15第71条の14（準用第54条第1項）】	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 《平24条例104第89条（準用第55条第1項）》 【平24厚令15第79条（準用第54条第1項）】	適・否	・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録
	(2) 障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次の記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しているか。 ① 提供した指定児童発達支援の内容等の記録 ② 児童発達支援計画 ③ 市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 《平24条例104第55条第2項》 【平24厚令15第54条第2項】	(2) 障害児に対する指定医療型児童発達支援の提供に関する次の記録を整備し、当該指定医療型児童発達支援を提供した日から5年間保存しているか。 ① 提供した指定医療型児童発達支援の内容等の記録 ② 医療型児童発達支援計画 ③ 市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 《平24条例104第71条（準用第55条第2項）》 【平24厚令15第64条（準用第54条第2項）】	(2) 障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する次の記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存しているか。 ① 提供した指定放課後等デイサービスの内容等の記録 ② 放課後等デイサービス計画 ③ 市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 《平24条例104第78条（準用第55条第2項）》 【平24厚令15第71条（準用第54条第2項）】	(2) 障害児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の内容等の記録 ① 提供した指定居宅訪問型児童発達支援の内容等の記録 ② 居宅訪問型児童発達支援計画 ③ 市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 《平24条例104第81条の9（準用第54条）》 【平24厚令15第71条の14（準用第53条）】	(2) 障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供に関する次の記録を整備し、当該指定保育所等訪問支援を提供した日から5年間保存しているか。 ① 提供した指定保育所等訪問支援の内容等の記録 ② 保育所等訪問支援計画 ③ 市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 《平24条例104第89条（準用第55条第2項）》 【平24厚令15第79条（準用第54条第2項）】	適・否	・サービス提供の記録 ・児童発達支援（医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）計画 ・市町村への通知に係る記録 ・身体拘束等に関する記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故に関する記録

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
43 身分を証する書類の携行				<p>事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべきよう指導しているか。</p> <p>《平24条例104第81条の6》 【平24厚令15第71条の11】</p>	<p>事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべきよう指導しているか。</p> <p>《平24条例104第89条（準用第81条の6）》 【平24厚令15第79条（準用第71条の11）】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身分証明書、名札等</li> <li>・就業規則</li> </ul>

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
第5 変更の届出等	【法第21条の5の19】	【法第21条の5の19】	【法第21条の5の19】	【法第21条の5の19】	【法第21条の5の19】		
変更の届出等	<p>当該指定に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則第18条の35に定める事項に変更があったとき、又は休止した指定通所支援事業を再開した時は10日以内に、又、当該指定通所支援の事業を廃止し、休止しようとするときは、廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を知事に届け出ているか。</p> <p>【法第21条の5の19第1項】</p> <p>※ 変更届が必要な事項</p> <p>① 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地</p> <p>② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>③ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）</p> <p>④ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要</p> <p>⑤ 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>⑥ 運営規程</p> <p>⑦ 障害児通所給付費の請求に関する事項</p> <p>⑧ 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>【施行規則第18条の35第1項第1号】</p>	<p>当該指定に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則第18条の35に定める事項に変更があったとき、又は休止した指定通所支援事業を再開した時は10日以内に、又、当該指定通所支援の事業を廃止し、休止しようとするときは、廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を知事に届け出ているか。</p> <p>【法第21条の5の19第1項】</p> <p>※ 変更届が必要な事項</p> <p>① 事業所の名称及び所在地</p> <p>② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>③ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）</p> <p>④ 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要</p> <p>⑤ 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>⑥ 運営規程</p> <p>⑦ 障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の請求に関する事項</p> <p>⑧ 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>【施行規則第18条の35第1項第2号】</p>	<p>当該指定に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則第18条の35に定める事項に変更があったとき、又は休止した指定通所支援事業を再開した時は10日以内に、又、当該指定通所支援の事業を廃止し、休止しようとするときは、廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を知事に届け出ているか。</p> <p>【法第21条の5の19第1項】</p> <p>※ 変更届が必要な事項</p> <p>① 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地</p> <p>② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>③ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）</p> <p>④ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要</p> <p>⑤ 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>⑥ 運営規程</p> <p>⑦ 障害児通所給付費の請求に関する事項</p> <p>⑧ 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>【施行規則第18条の35第1項第3号】</p>	<p>当該指定に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則第18条の35に定める事項に変更があったとき、又は休止した指定通所支援事業を再開した時は10日以内に、又、当該指定通所支援の事業を廃止し、休止しようとするときは、廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を知事に届け出ているか。</p> <p>【法第21条の5の19第1項】</p> <p>※ 変更届が必要な事項</p> <p>① 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地</p> <p>② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>③ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）</p> <p>④ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要</p> <p>⑤ 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>⑥ 運営規程</p> <p>⑦ 障害児通所給付費の請求に関する事項</p> <p>⑧ 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>【施行規則第18条の35第1項第4号】</p>	<p>当該指定に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則第18条の35に定める事項に変更があったとき、又は休止した指定通所支援事業を再開した時は10日以内に、又、当該指定通所支援の事業を廃止し、休止しようとするときは、廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を知事に届け出ているか。</p> <p>【法第21条の5の19第1項】</p> <p>※ 変更届が必要な事項</p> <p>① 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地</p> <p>② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>③ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）</p> <p>④ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要</p> <p>⑤ 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>⑥ 運営規程</p> <p>⑦ 障害児通所給付費の請求に関する事項</p> <p>⑧ 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>【施行規則第18条の35第1項第5号】</p>	適・否	・変更届出書の控え

確認項目	確認事項					左の結果	関係書類
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
	【法第21条の5の19】	【法第21条の5の19】	【法第21条の5の19】	【法第21条の5の19】	【法第21条の5の19】		
	<p>当該指定に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則第18条の35に定める事項に変更があったとき、又は休止した指定通所支援事業を再開した時は10日以内に、又、当該指定通所支援の事業を廃止し、休止しようとするときは、廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を知事に届け出ているか。</p> <p>【法第21条の5の19第1項】</p>	<p>当該指定に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則第18条の35に定める事項に変更があったとき、又は休止した指定通所支援事業を再開した時は10日以内に、又、当該指定通所支援の事業を廃止し、休止しようとするときは、廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を知事に届け出ているか。</p> <p>【法第21条の5の19第1項】</p>	<p>当該指定に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則第18条の35に定める事項に変更があったとき、又は休止した指定通所支援事業を再開した時は10日以内に、又、当該指定通所支援の事業を廃止し、休止しようとするときは、廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を知事に届け出ているか。</p> <p>【法第21条の5の19第1項】</p>	<p>当該指定に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則第18条の35に定める事項に変更があったとき、又は休止した指定通所支援事業を再開した時は10日以内に、又、当該指定通所支援の事業を廃止し、休止しようとするときは、廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を知事に届け出ているか。</p> <p>【法第21条の5の19第1項】</p>	<p>当該指定に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則第18条の35に定める事項に変更があったとき、又は休止した指定通所支援事業を再開した時は10日以内に、又、当該指定通所支援の事業を廃止し、休止しようとするときは、廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を知事に届け出ているか。</p> <p>【法第21条の5の19第1項】</p>	適・否	

※以下の確認項目は、「共生型障害児通所支援」の提供を行っている事業所のみ点検結果を記入してください。（56ページから81ページまで）

確認項目	確認事項		左の結果	関係書類
	共生型児童発達支援	共生型放課後等デイサービス		
第1 一般原則	【法第21条5の17】	【法第21条5の17】		
一般原則	(1) 通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(通所支援計画)を作成し、これに基づき障害児に対して共生型児童発達支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に共生型児童発達支援を提供しているか。 《平24条例104第4条第1項》 【平24厚令15第3条第1項】	(1) 通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(通所支援計画)を作成し、これに基づき障害児に対して共生型放課後等デイサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に共生型放課後等デイサービスを提供しているか。 《平24条例104第4条第1項》 【平24厚令15第3条第1項】	適・否	
	(2) 共生型児童発達支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った共生型児童発達支援の提供に努めているか。 《平24条例104第4条第2項》 【平24厚令15第3条第2項】	(2) 共生型放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った共生型放課後等デイサービスの提供に努めているか。 《平24条例104第4条第2項》 【平24厚令15第3条第2項】	適・否	
	(3) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、道、市町村、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第20条及び第49条において「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。 《平24条例104第4条第3項》 【平24厚令15第3条第3項】	(3) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、道、市町村、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第20条及び第49条において「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。 《平24条例104第4条第3項》 【平24厚令15第3条第3項】	適・否	
	(4) 共生型児童発達支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。 《平24条例104第4条第4項》 【平24厚令15第3条第4項】	(4) 共生型放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。 《平24条例104第4条第4項》 【平24厚令15第3条第4項】	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発令簿</li> <li>・事務分掌</li> <li>・設置に関する規程</li> <li>・委員名簿、委嘱状</li> <li>・研修計画</li> <li>・研修受講が確認できる書類</li> <li>・研修会開催記録</li> </ul>
	① 虐待の防止に関する責任者を設置しているか。 ア 虐待防止責任者の職・氏名 ( ) イ 設置年月日 (平成 年 月 日)		適・否	
	② 虐待防止に資するための組織を整備しているか。 ア 虐待防止に資するための組織の名称 ( ) イ 設置年月日 (平成 年 月 日) ウ 設置形態 ( 単独設置 ・ 既存の組織に機能を付加 ) エ 第三者委員の有無 ( 有 ・ 無 ) ※ 第三者委員～施設職員や法人理事以外の者		適・否	
	③ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しているか。 ア 虐待防止に関する研修計画の有無 ( 有 ・ 無 ) ※ 27の(3)の「従業者の資質の向上のため」の研修計画に含まれている場合は、「有」となる。 イ 研修実施の有無 (イ) 職場外研修への参加 ( 有 ・ 無 ) (イ) 職場内研修の実施 ( 有 ・ 無 )		適・否	





確認項目	確認事項		左の結果	関係書類
	共生型児童発達支援	共生型放課後等デイサービス		
	<p>共生型児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行っているか。</p> <p>《平24条例104第55条の5（準用第5条）》 【平24厚令15第54条の5（準用第4条）】</p>	<p>共生型放課後等デイサービスの事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行っているか。</p> <p>《平24条例104第78条の2（準用第72条）》 【平24厚令15第71条の2（準用第65条）】</p>	適・否	
第2 人員に関する基準 第3 設備に関する基準	<p>【法第21条5の18第1項】 【法第21条5の18第2項】</p>	<p>【法第21条5の18第1項】 【法第21条5の18第2項】</p>		
1 共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準	<p>共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとなっているか。</p> <p>① 指定生活介護事業者の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>② 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>《平24条例104第55条の2、平25道規則38第9条の2》 【平24厚令15第54条の2】</p>	<p>共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定生活介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとなっているか。</p> <p>① 指定生活介護事業者の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数及び共生型放課後等デイサービスを受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>② 共生型放課後等デイサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>《平24条例104第78条の2（準用第55条の2）、平25道規則38第17条の2（準用第9条の2）》 【平24厚令15第71条の2（第54条の2）】</p>	適・否	・指定生活介護事業者に関する書類
2 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準	<p>共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者（「指定通所介護事業者等」）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとなっているか。</p> <p>① 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>② 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>③ 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>《平24条例104第55条の3、平25道規則38第9条の3》 【平24厚令15第54条の3】</p>	<p>共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者（「指定通所介護事業者等」）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとなっているか。</p> <p>① 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数及び共生型放課後等デイサービスを受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>② 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型放課後等デイサービスを受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>③ 共生型放課後等デイサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>《平24条例104第78条の2（準用第55条の3、平25道規則38第17条の2（準用第9条の3）》 【平24厚令15第71条の2（準用第54条の3）】</p>	適・否	・指定通所介護事業者等に関する書類

確認項目	確認事項		左の結果	関係書類																
	共生型児童発達支援	共生型放課後等デイサービス																		
3 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準	<p>共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとなっている。</p> <p>① 指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（「共生型通いサービス」）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」）にあつては18人）以下とすること。</p> <p>② 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ次に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲内とすること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p> <p>④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。第13条の2第4号において「指定地域密着型サービス基準」という。）第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第44条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>⑤ 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>《平24条例104第55条の4、平25道規則38第9条の4》 【平24厚令15第54条の4】</p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	<p>共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとなっている。</p> <p>① 指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（「共生型通いサービス」）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」）にあつては18人）以下とすること。</p> <p>② 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ次に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲内とすること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p> <p>④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。第13条の2第4号において「指定地域密着型サービス基準」という。）第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第44条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>⑤ 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>《平24条例104第78条の2（準用第55条の4、平25道規則38第17条の2（準用第9条の4）》 【平24厚令15第71条の2（準用第54条の4）】</p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	適・否	・指定小規模多機能型居宅介護事業者等に関する書類
登録定員	利用定員																			
26人又は27人	16人																			
28人	17人																			
29人	18人																			
登録定員	利用定員																			
26人又は27人	16人																			
28人	17人																			
29人	18人																			

確認項目	確認事項		左の結果	関係書類
	共生型児童発達支援	共生型放課後等デイサービス		
4 管理者	<p>事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p> <p>《平24条例104第55条の5（準用第8条）》 【平24厚令15第54条の5（準用第7条）】</p> <p>※ 共生型児童発達支援事業所の管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。</p> <p>① 当該共生型児童発達支援事業所の従業者としての職務に従事する場合 ② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所又は施設等がある場合に、当該他の事業所又は施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所又は施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される指定障害者支援施設等において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、指定障害者支援施設等における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。）</p> <p>【解釈通知 平24障発0330第12】</p>	<p>事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p> <p>《平24条例104第78条の2（準用第8条）》 【平24厚令15第71条の2（準用第7条）】</p> <p>※ 共生型放課後等デイサービス事業所の管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。</p> <p>① 当該共生型放課後等デイサービス事業所の従業者としての職務に従事する場合 ② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所又は施設等がある場合に、当該他の事業所又は施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所又は施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される指定障害者支援施設等において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、指定障害者支援施設等における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。）</p> <p>【解釈通知 平24障発0330第12】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員名簿</li> <li>・雇用契約書</li> <li>・勤務表</li> <li>・出勤状況に関する書類</li> </ul>
5 従たる事業所を設置する場合における特例	<p>従たる事業所を設置している場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事するものとなっているか。</p> <p>《平24条例104第55条の5（準用第9条第2項）、平25道規則38第9条の5（準用第5条）》 【平24厚令15第54条の5（準用第8条）】</p>	<p>従たる事業所を設置している場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事するものとなっているか。</p> <p>《平24条例104第78条の2（準用第9条第2項）、平25道規則38第17条の2（準用第5条）》 【平24厚令15第71条の2（準用第8条）】</p>	適・否	
第3 運営に関する基準	【法第21条5の18第2項】	【法第21条5の18第2項】		
1 内容及び手続の説明及び同意	<p>(1) 通所給付決定保護者が共生型児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該共生型児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>《平24条例104第55条の5（準用第13条第1項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第12条第1項）】</p> <p>※ 重要事項の説明時に次の内容を記した説明書、パンフレット等を交付し、懇切丁寧に説明すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程の概要</li> <li>・従業者の勤務体制</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・苦情処理体制</li> <li>・虐待防止等の人権擁護の取組等</li> </ul> <p>【解釈通知 平24障発0330第12】</p>	<p>(1) 通所給付決定保護者が共生型放課後等デイサービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該共生型放課後等デイサービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>《平24条例104第78条の2（準用第13条第1項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第12条第1項）】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用申込書</li> <li>・申込み時の説明書類</li> <li>・同意に係る書類</li> <li>・運営規程</li> </ul>

確認項目	確認事項		左の結果	関係書類
	共生型児童発達支援	共生型放課後等デイサービス		
	<p>(2) 社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 《平24条例104第55条の5（準用第13条第2項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第12条第2項）】</p>	<p>(2) 社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 《平24条例104第78条の2（準用第13条第2項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第12条第2項）】</p>	適・否	・利用契約書
	<p>※ 交付する書面に記載すべき内容</p> <p>① 経営者の名称及び主たる事務所の所在地                      ② 提供する指定児童発達支援の内容 ② 通所給付決定保護者が支払うべき額に関する事項              ④ 指定児童発達支援の提供開始年月日 ⑤ 苦情を受け付けるための窓口</p>			
9 契約支給量の報告等	<p>(1) 共生型児童発達支援を提供するときは、当該共生型児童発達支援の内容、契約支給量その他の必要な事項（通所受給者証記載事項）を通所給付決定保護者の受給者証に記載しているか。 《平24条例104第55条の5（準用第14条第1項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第13条第1項）】</p>	<p>(1) 共生型放課後等デイサービスを提供するときは、当該共生型放課後等デイサービスの内容、契約支給量その他の必要な事項（通所受給者証記載事項）を通所給付決定保護者の受給者証に記載しているか。 《平24条例104第78条の2（準用第14条第1項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第13条第1項）】</p>	適・否	・受給者証写し
	<p>(2) 契約支給量の総量は、通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。 《平24条例104第55条の5（準用第14条第2項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第13条第2項）】</p>	<p>(2) 契約支給量の総量は、通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。 《平24条例104第78条の2（準用第14条第2項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第13条第2項）】</p>	適・否	・受給者証写し
	<p>(3) 共生型児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 《平24条例104第55条の5（準用第14条第3項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第13条第3項）】</p>	<p>(3) 共生型放課後等デイサービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 《平24条例104第78条の2（準用第14条第3項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第13条第3項）】</p>	適・否	・市町村への報告文書の控え
	<p>(4) 受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。 《平24条例104第55条の5（準用第14条第4項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第13条第4項）】</p>	<p>(4) 受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。 《平24条例104第78条の2（準用第14条第4項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第13条第4項）】</p>	適・否	
10 提供拒否の禁止	<p>正当な理由がなく共生型児童発達支援の提供を拒んでいないか。 《平24条例104第55条の5（準用第15条）》 【平24厚令15第54条の5（準用第14条）】</p> <p>※ 特に障害の程度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否してはならない。 ※ 正当な理由の例 ① 当該事業の利用定員を超える利用申し込みがあった場合 ② 入院治療の必要がある場合 ③ 当該共生型児童発達支援事業所が提供する共生型児童発達支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な共生型児童発達支援を提供することが困難な場合等 【解釈通知 平24障発0330第12】</p>	<p>正当な理由がなく共生型放課後等デイサービスの提供を拒んでいないか。 《平24条例104第78条の2（準用第15条）》 【平24厚令15第71条の2（準用第14条）】</p> <p>※ 特に障害の程度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否してはならない。 ※ 正当な理由の例 ① 当該事業の利用定員を超える利用申し込みがあった場合 ② 入院治療の必要がある場合 ③ 当該共生型放課後等デイサービス事業所が提供する共生型放課後等デイサービスの主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な共生型放課後等デイサービスを提供することが困難な場合等 【解釈通知 平24障発0330第12】</p>	適・否	・利用申込受付簿

確認項目	確認事項		左の結果	関係書類
	共生型児童発達支援	共生型放課後等デイサービス		
11 連絡調整に対する協力	共生型児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 《平24条例104第55条の5（準用第16条）》 【平24厚令15第54条の5（準用第15条）】	共生型放課後等デイサービスの利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 《平24条例104第78条の2（準用第16条）》 【平24厚令15第71条の2（準用第15条）】	適・否	・市町村等との連絡調整に関する記録
	※ 連絡調整～市町村又は障害児相談支援事業者が行う障害児の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等 【解釈通知 平24障発0330第12】			
12 サービス提供困難時の対応	事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な共生型児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の共生型児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 《平24条例104第55条の5（準用第17条）》 【平24厚令15第54条の5（準用第16条）】	事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な共生型放課後等デイサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の共生型放課後等デイサービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 《平24条例104第78条の2（準用第17条）》 【平24厚令15第71条の2（準用第16条）】	適・否	・利用申込受付簿 ・紹介等の記録
13 受給資格の確認	共生型児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する受給者証によって、給付決定の有無、給付決定された支援の種類、給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。 《平24条例104第55条の5（準用第18条）》 【平24厚令15第54条の5（準用第17条）】	共生型放課後等デイサービスの提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する受給者証によって、給付決定の有無、給付決定された支援の種類、給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。 《平24条例104第78条の2（準用第18条）》 【平24厚令15第71条の2（準用第17条）】	適・否	・受給者証写し
14 通所給付費の支給の申請に係る援助	(1) 共生型児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 《平24条例104第55条の5（準用第19条第1項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第18条第1項）】	(1) 共生型放課後等デイサービスに係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 《平24条例104第78条の2（準用第19条第1項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第18条第1項）】	適・否	・利用申込受付簿 ・援助等の記録
	(2) 共生型児童発達支援に係る給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 《平24条例104第55条の5（準用第19条第2項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第18条第2項）】	(2) 共生型放課後等デイサービスに係る給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 《平24条例104第78条の2（準用第19条第2項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第18条第2項）】	適・否	
15 心身の状況等の把握	共生型児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 《平24条例104第55条の5（準用第20条）》 【平24厚令15第54条の5（準用第19条）】	共生型放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 《平24条例104第78条の2（準用第20条）》 【平24厚令15第71条の2（準用第19条）】	適・否	・利用者に関する記録
16 指定障害児通所支援事業者等との連携等	(1) 共生型児童発達支援を提供するに当たっては、道、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 《平24条例104第55条の5（準用第21条第1項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第20条第1項）】	(1) 共生型放課後等デイサービスを提供するに当たっては、道、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 《平24条例104第78条の2（準用第21条第1項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第20条第1項）】	適・否	・利用者に関する記録 ・他の指定障害サービス事業者等との連携に関する記録

確認項目	確認事項		左の結果	関係書類
	共生型児童発達支援	共生型放課後等デイサービス		
	(2) 共生型児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、道、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 《平24条例104第55条の5（準用第21条第2項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第20条第2項）】	(2) 共生型放課後等デイサービスの提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、道、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 《平24条例104第78条の2（準用第21条第2項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第20条第2項）】	適・否	
17 サービスの提供の記録	(1) 共生型児童発達支援を提供した際は、当該共生型児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を、共生型児童発達支援の提供の都度記録しているか。 《平24条例104第55条の5（準用第22条第1項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第21条第1項）】	(1) 共生型放課後等デイサービスを提供した際は、当該共生型放課後等デイサービスの提供日、内容その他必要な事項を、共生型放課後等デイサービスの提供の都度記録しているか。 《平24条例104第78条の2（準用第22条第1項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第21条第1項）】	適・否	・サービス提供実績記録票
	※ 記録する事項 ～ 提供日、サービスの具体的内容、利用者負担等に係る必要な事項 【解釈通知 平24障発0330第12】			
	(2) (1)の記録に際しては、通所給付決定保護者から共生型児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。 《平24条例104第55条の5（準用第22条第2項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第21条第2項）】	(2) (1)の記録に際しては、通所給付決定保護者から共生型放課後等デイサービスを提供したことについて確認を受けているか。 《平24条例104第78条の2（準用第22条第2項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第21条第2項）】	適・否	
18 通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 共生型児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限定されているか。 《平24条例104第55条の5（準用第23条第1項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第22条第1項）】	(1) 共生型放課後等デイサービスを提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限定されているか。 《平24条例104第78条の2（準用第23条第1項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第22条第1項）】	適・否	・運営規程 ・領収証控え
	(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、19の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。 《平24条例104第55条の5（準用第23条第2項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第22条第2項）】	(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、19の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。 《平24条例104第78条の2（準用第23条第2項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第22条第2項）】	適・否	・説明書類 ・同意に係る書類
19 通所利用者負担額等の受領	(1) 共生型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該共生型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。 《平24条例104第55条の5（準用第24条第1項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第23条第1項）】	(1) 指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けているか。 《平24条例104第78条の2（準用第77条第1項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第70条第1項）】	適・否	・利用者負担額請求書 ・領収証控え
	(2) 法定代理受領を行わない共生型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該共生型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。 《平24条例104第55条の5（準用第24条第2項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第23条第2項）】	(2) 法定代理受領を行わない共生型放課後等デイサービスを提供したときは、通所給付決定保護者から、当該共生型放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。 《平24条例104第78条の2（準用第77条第2項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第70条第2項）】	適・否	

確認項目	確認事項		左の結果	関係書類
	共生型児童発達支援	共生型放課後等デイサービス		
	<p>(3) (1)及び(2)の支払を受ける額のほか、共生型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に係るもの以外の支払を通所給付決定保護者から受けていないか。</p> <p>① 食事の提供に要する費用（児童発達支援センターに限る。） ② 日用品費 ③ ①及び②に掲げるもののほか、共生型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>《平24条例104第55条の5（準用第24条第3項）、平25道規則38第9条の5（準用第7条第1項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第23条第3項）】</p> <p>※ ③の具体的な範囲については、別に通知するところによる。 （平成24年3月30日付け障発第0330第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」） 【解釈通知 平24障発0330第12】</p>	<p>(3) (1)及び(2)の支払を受ける額のほか、共生型放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額以外の支払を通所給付決定保護者から受けていないか。</p> <p>《平24条例104第78条の2（準用第77条第3項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第70条第3項）】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者負担額請求書</li> <li>領収証控え</li> <li>運営規程</li> </ul>
	<p>(4) (3)の①に掲げる費用については、基準省令第23条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによっているか。</p> <p>《平24条例104第55条の5（準用第24条第3項）、平25道規則38第9条の5（準用第7条第2項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第23条第4項）】</p> <p>※ 「食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針」 【平24厚告231】</p>		適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事の提供にかかる契約書、同意書</li> <li>運営規程</li> </ul>
	<p>(5) (1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。</p> <p>《平24条例104第55条の5（準用第24条第4項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第23条第5項）】</p>	<p>(4) (1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。</p> <p>《平24条例104第78条の2（準用第77条第4項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第70条第4項）】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>領収証控え</li> </ul>
	<p>(6) (3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。</p> <p>《平24条例104第55条の5（準用第24条第5項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第23条第6項）】</p>	<p>(5) (3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。</p> <p>《平24条例104第78条の2（準用第77条第5項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第70条第5項）】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>同意に係る書類等</li> <li>説明書類</li> </ul>
20 通所利用者負担額に係る管理	<p>通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該共生型児童発達支援事業者が提供する共生型児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、通所利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該共生型児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。</p> <p>《平24条例104第55条の5（準用第25条）》 【平24厚令15第54条の5（準用第24条）】</p>	<p>通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該放課後等デイサービス事業者が提供する共生型放課後等デイサービス及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、通所利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該共生型放課後等デイサービス及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。</p> <p>《平24条例104第78条の2（準用第25条）》 【平24厚令15第71条の2（準用第24条）】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者負担額合計額の算定書類</li> <li>市町村に対する報告の控え</li> <li>支給決定保護者等及び他の指定障害福祉サービス事業所等に対する通知の控え</li> </ul>



確認項目	確認事項		左の結果	関係書類
	共生型児童発達支援	共生型放課後等デイサービス		
21 障害児通所給付費の額に係る通知等	(1) 共生型児童発達支援事業者は、法定代理受領により共生型児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。 《平24条例104第55条の5（準用第26条第1項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第25条第1項）】	(1) 共生型放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領により共生型放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。 《平24条例104第78条の2（準用第26条第1項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第25条第1項）】	適・否	・支給決定保護者に対する通知の控え
	(2) 法定代理受領を行わない共生型児童発達支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した共生型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。 《平24条例104第55条の5（準用第26条第2項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第25条第2項）】	(2) 法定代理受領を行わない共生型放課後等デイサービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した共生型放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。 《平24条例104第78条の2（準用第26条第2項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第25条第2項）】	適・否	・サービス提供証明控え
22 取扱方針	(1) 共生型児童発達支援事業者は23の(1)の共生型児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて適切な支援を行うとともに、共生型児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 《平24条例104第55条の5（準用第27条第1項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第26条第1項）】	(1) 共生型放課後等デイサービス事業者は23の(1)の共生型放課後等デイサービス計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて適切な支援を行うとともに、共生型放課後等デイサービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 《平24条例104第78条の2（準用第27条第1項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第26条第1項）】	適・否	・共生型児童発達支援計画、共生型放課後等デイサービス計画 ・サービスの提供に関する記録
	(2) 共生型児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 《平24条例104第55条の5（準用第27条第2項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第26条第2項）】	(2) 共生型放課後等デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 《平24条例104第78条の2（準用第27条第2項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第26条第2項）】	適・否	・説明書類
	※ 障害者虐待防止法の目的や虐待などを受けたときの相談先などを利用者又はその家族に説明することが望ましい。  ・説明の相手方 ア 利用者だけに説明している。 イ 家族だけに説明している。 ウ 利用者とその家族の両方に説明している。  ・説明の方法 ア 説明会や学習会の開催（行事や他の説明会等と併せて実施した場合を含む。） イ 説明の相手方に面接（他の個別面談の機会に併せて実施した場合を含む。） ウ その他の方法（具体的な方法を記載すること。）  [ ]			
(3) 提供する共生型児童発達支援の支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 《平24条例104第55条の5（準用第27条第3項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第26条第3項）】	(3) 提供する共生型放課後等デイサービスの支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 《平24条例104第78条の2（準用第27条第3項）》 【平24厚令15第78条の2（準用第26条第3項）】	適・否	・評価の実施に関する記録 ・改善に関する記録	

確認項目	確認事項		左の結果	関係書類
	共生型児童発達支援	共生型放課後等デイサービス		
	<p>(4) 共生型児童発達支援事業者は、(3)により、その提供する共生型児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次の事項について、自ら評価を行うとともに、当該共生型児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図っているか。</p> <p>① 共生型児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事業を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況</p> <p>② 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況</p> <p>③ 共生型児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況</p> <p>④ 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況</p> <p>⑤ 共生型児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報、助言その他の援助の実施状況</p> <p>⑥ 緊急時等における対応方法及び非常災害対策</p> <p>⑦ 共生型児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況</p> <p>《平24条例104第55条の5（準用第27条第4項）、平25道規則38第7条の2》 【平24厚令15第54条の5（準用第26条第4項）】</p>	<p>(4) 共生型放課後等デイサービス事業者は、(3)により、その提供する共生型放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次の事項について、自ら評価を行うとともに、当該共生型放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図っているか。</p> <p>① 共生型放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事業を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況</p> <p>② 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況</p> <p>③ 共生型放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況</p> <p>④ 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況</p> <p>⑤ 共生型児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報、助言その他の援助の実施状況</p> <p>⑥ 緊急時等における対応方法及び非常災害対策</p> <p>⑦ 共生型児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況</p> <p>《平24条例104第78条の2（準用第27条第4項）、平25道規則38第17条の2（準用第7条の2）》 【平24厚令15第71条の2（準用第26条第4項）】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価の実施に関する記録</li> <li>・改善に関する記録</li> </ul>
	<p>(5) 共生型児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、(4)の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しているか。</p> <p>《平24条例104第55条の5（準用第27条第5項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第26条第5項）】</p>	<p>(5) 共生型放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、(4)の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しているか。</p> <p>《平24条例104第78条の2（準用第27条第5項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第26条第5項）】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公表した評価及び改善の内容がわかるもの</li> </ul>
23 児童発達支援計画の作成等	<p>(1) 管理者は、児童発達支援管理責任者に共生型児童発達支援に係る通所支援計画（共生型児童発達支援計画）の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>《平24条例104第55条の5（準用第28条第1項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第27条第1項）】</p>	<p>(1) 管理者は、児童発達支援管理責任者に共生型放課後等デイサービスに係る通所支援計画（共生型放課後等デイサービス計画）の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>《平24条例104第78条の2（準用第28条第1項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第27条第1項）】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共生型児童発達支援計画、共生型放課後等デイサービス計画</li> </ul>
	<p>(2) 児童発達支援管理責任者は、共生型児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>《平24条例104第55条の5（準用第28条第2項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第27条第2項）】</p>	<p>(2) 児童発達支援管理責任者は、共生型放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>《平24条例104第78条の2（準用第28条第2項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第27条第2項）】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメントの記録</li> </ul>
	<p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接して行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>《平24条例104第55条の5（準用第28条第3項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第27条第3項）】</p>	<p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接して行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>《平24条例104第78条の2（準用第28条第3項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第27条第3項）】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面接の記録</li> <li>・説明書類</li> </ul>

確認項目	確認事項		左の結果	関係書類
	共生型児童発達支援	共生型放課後等デイサービス		
	<p>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、共生型児童発達支援の具体的内容、共生型児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した共生型児童発達支援計画の原案を作成しているか。</p> <p>この場合において、当該事業所が提供する共生型児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて共生型児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p> <p>《平24条例104第55条の5（準用第28条第4項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第27条第4項）】</p>	<p>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、共生型放課後等デイサービスの具体的内容、共生型放課後等デイサービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した共生型放課後等デイサービス計画の原案を作成しているか。</p> <p>この場合において、当該事業所が提供する共生型放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて共生型放課後等デイサービス計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p> <p>《平24条例104第78条の2（準用第28条第4項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第27条第4項）】</p>	適・否	・共生型児童発達支援計画、共生型放課後等デイサービス計画
	<p>(5) 児童発達支援管理責任者は、共生型児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する共生型児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、共生型児童発達支援計画の原案の内容について意見を求めているか。</p> <p>《平24条例104第55条の5（準用第28条第5項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第27条第5項）】</p>	<p>(5) 児童発達支援管理責任者は、共生型放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、障害児に対する共生型放課後等デイサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、共生型放課後等デイサービス計画の原案の内容について意見を求めているか。</p> <p>《平24条例104第78条の2（準用第28条第5項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第27条第5項）】</p>	適・否	・会議録
	<p>(6) 児童発達支援管理責任者は、共生型児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該共生型児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。</p> <p>《平24条例104第55条の5（準用第28条第6項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第27条第6項）】</p>	<p>(6) 児童発達支援管理責任者は、共生型放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該共生型放課後等デイサービス計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。</p> <p>《平24条例104第78条の2（準用第28条第6項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第27条第6項）】</p>	適・否	・説明書類 ・同意文書
	<p>(7) 児童発達支援管理責任者は、共生型児童発達支援計画作成した際には、当該共生型児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しているか。</p> <p>《平24条例104第55条の5（準用第28条第7項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第27条第7項）】</p>	<p>(7) 児童発達支援管理責任者は、共生型放課後等デイサービス計画作成した際には、当該共生型放課後等デイサービス計画を通所給付決定保護者に交付しているか。</p> <p>《平24条例104第55条の5（準用第28条第7項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第27条第7項）】</p>	適・否	・通所給付決定保護者への交付の記録
	<p>(8) 児童発達支援管理責任者は、共生型児童発達支援計画の作成後、共生型児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。「モニタリング」）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、共生型児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて共生型児童発達支援計画の変更を行っているか。</p> <p>《平24条例104第55条の5（準用第28条第8項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第27条第8項）】</p>	<p>(8) 児童発達支援管理責任者は、共生型放課後等デイサービス計画の作成後、共生型放課後等デイサービス計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。「モニタリング」）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、共生型放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて共生型放課後等デイサービス計画の変更を行っているか。</p> <p>《平24条例104第78条の2（準用第28条第8項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第27条第8項）】</p>	適・否	・共生型児童発達支援計画、共生型放課後等デイサービス計画 ・モニタリングの記録
	<p>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>① 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>《平24条例104第55条の5（準用第28条第9項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第27条第9項）】</p>	<p>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>① 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>《平24条例104第78条の2（準用第28条第9項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第27条第9項）】</p>	適・否	・面接の記録 ・モニタリングの記録

確認項目	確認事項		左の結果	関係書類
	共生型児童発達支援	共生型放課後等デイサービス		
	(10) 共生型児童発達支援計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。 《平24条例104第55条の5（準用第28条第10項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第27条第10項）】	(10) 共生型放課後等デイサービス計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。 《平24条例104第78条の2（準用第28条第10項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第27条第10項）】	適・否	
24 児童発達支援管理責任者の責務	児童発達支援管理責任者は、23の業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 25の相談及び援助を行っているか。 ② 他の従業者に対する技術的指導及び助言を行っているか。 《平24条例104第55条の5（準用第29条）、平25道規則38第9条の5（準用第8条）》 【平24厚令15第54条の5（準用第28条）】	児童発達支援管理責任者は、23の業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 25の相談及び援助を行っているか。 ② 他の従業者に対する技術的指導及び助言を行っているか。 《平24条例104第78条の2（準用第29条）、平25道規則38第17条の2（準用第8条）》 【平24厚令15第71条の2（準用第28条）】	適・否	・組織図 ・業務分担表 ・職員会議録 ・従業者に対する助言等に関する記録 ・児童発達支援の提供に関する記録
25 相談及び援助	常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に的確に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 《平24条例104第55条の5（準用第30条）》 【平24厚令15第54条の5（準用第29条）】	常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に的確に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 《平24条例104第78条の2（準用第30条）》 【平24厚令15第71条の2（準用第29条）】	適・否	・相談等の記録
26 指導、訓練等	(1) 障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。 《平24条例104第55条の5（準用第31条第1項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第30条第1項）】	(1) 障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。 《平24条例104第78条の2（準用第31条第1項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第30条第1項）】	適・否	・サービスの提供に関する記録
	(2) 障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。 《平24条例104第55条の5（準用第31条第2項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第30条第2項）】	(2) 障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。 《平24条例104第78条の2（準用第31条第2項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第30条第2項）】	適・否	・指導又は訓練記録
	(3) 障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切な指導、訓練等を行っているか。 《平24条例104第55条の5（準用第31条第3項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第30条第3項）】	(3) 障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切な指導、訓練等を行っているか。 《平24条例104第78条の2（準用第31条第3項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第30条第3項）】	適・否	
	(4) 常時1人以上の従業者を指導、訓練等に從事させているか。 《平24条例104第55条の5（準用第31条第4項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第30条第4項）】	(4) 常時1人以上の従業者を指導、訓練等に從事させているか。 《平24条例104第78条の2（準用第31条第4項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第30条第4項）】	適・否	・共生型児童発達支援の提供に関する記録
	(5) 障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による指導、訓練を受けさせていないか。 《平24条例104第55条の5（準用第31条第5項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第30条第5項）】	(5) 障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による指導、訓練を受けさせていないか。 《平24条例104第78条の2（準用第31条第5項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第30条第5項）】	適・否	
27 社会生活上の便宜の供与等	(1) 教養娯楽施設等を備えるほか、障害児のためのレクリエーション行事を適宜行っているか。 《平24条例104第55条の5（準用第33条第1項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第32条第1項）】	(1) 教養娯楽施設等を備えるほか、障害児のためのレクリエーション行事を適宜行っているか。 《平24条例104第78条の2（準用第33条第1項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第32条第1項）】	適・否	・行事予定表

確認項目	確認事項		左の結果	関係書類
	共生型児童発達支援	共生型放課後等デイサービス		
	(2) 常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。 《平24条例104第55条の5（準用第33条第2項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第32条第2項）】	(2) 常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。 《平24条例104第78条の2（準用第33条第2項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第32条第2項）】	適・否	・面会記録等 ・家族への連絡簿等
	※ 障害児の家族等と定期的に連絡調整が図られていること。 【平29.4 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き】			
28 緊急時の対応	現に共生型児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 《平24条例104第55条の5（準用第35条）》 【平24厚令15第54条の5（準用第34条）】	現に共生型放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 《平24条例104第78条の2（準用第35条）》 【平24厚令15第71条の2（準用第34条）】	適・否	・緊急時対応マニュアル
29 通所給付決定保護者に関する市町村への通知	共生型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 《平24条例104第55条の5（準用第36条）》 【平24厚令15第54条の5（準用第35条）】	共生型放課後等デイサービスを受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 《平24条例104第78条の2（準用第36条）》 【平24厚令15第71条の2（準用第35条）】	適・否	・市町村への通知の控え
30 管理者の責務	(1) 管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。 《平24条例104第55条の5（準用第37条第1項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第36条第1項）】	(1) 管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。 《平24条例104第78条の2（準用第37条第1項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第36条第1項）】	適・否	・組織図 ・業務分担表 ・職員会議録
	① 管理者は、日常的な支援場面の把握を行っているか。 (いる・いない) ② 施設や事業所（共同生活住居を含む。）が地域に点在している場合は、管理者は、頻繁に巡回しているか。 (いる・いない) ③ ①の把握又は②の巡回は、どの位の頻度で行われているか。 ア ほぼ毎日 イ 週に3回以上 ウ その他（ ） ④ 管理者は、風通し良い職場づくりに努めているか。 ア 支援に当たっての悩みや苦勞を職員が平素から相談できる体制となっているか。 (いる・いない) イ 職員の小さな気づきも職員が組織内でオープンに意見交換し情報共有する体制となっているか。 (いる・いない) ウ 職員が、他の職員の不適切な対応に気がついたときは上司に相談した上で、職員同士で指摘をしたり、どうしたら不適切な対応をしなくてすむようにできるか会議で話し合っ全職員で取り組めるようになっていくか。 (いる・いない) エ 風通しの良い職場作りのために、実践したりや工夫していることがあるか。 (いる・いない) ・実践したり、工夫している具体的な内容（施設の取組） ⑤ 管理者は、夜間の人員配置を含め、職場の状況を把握しているか。 (いる・いない) {			
	【平29.4 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き】			

確認項目	確認事項		左の結果	関係書類
	共生型児童発達支援	共生型放課後等デイサービス		
	<p>※ 施設・事業所の障害者虐待を防止するためには、管理者が現場に直接足を運び支援場面の様子をよく見たり、雰囲気を感じたりして、不適切な対応が行われていないか日常的に把握しておくことが重要であること。 日頃から利用者や職員、サービス管理責任者、現場のリーダーとのコミュニケーションを深め、日々の取り組みの様子を聞きながら、話の内容に不適切な対応につながりかねないエピソードが含まれていないか注意を払う必要があること。 また、グループホームなど地域に点在する事業所は管理者等の訪問機会もなく、目が届きにくい場合もあるため頻繁に巡回するなど管理体制に留意する必要があること。</p>			
	<p>(2) 管理者は、従業者に指定基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 《平24条例104第55条の5（準用第37条第2項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第36条第2項）】</p>	<p>(2) 管理者は、従業者に指定基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 《平24条例104第78条の2（準用第37条第2項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第36条第2項）】</p>	適・否	
31 運営規程	<p>事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 利用定員 ⑤ 共生型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービス利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑫ その他運営に関する重要事項 《平24条例104第55条の5（準用第38条）》 【平24厚令15第54条の5（準用第37条）】</p> <p>※ 「利用定員」は、事業所において同時に共生型児童発達支援の提供を受けることができる障害児の数の上限をいう。 なお、複数の共生型児童発達支援の単位が設置されている場合には、サービスの単位ごとに利用定員を定める必要がある。（基準省令第11条（条例第12条）に規定する「利用定員」とは、異なる概念である。） 【解釈通知 平24障発0330第12】</p> <p>※ 「通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額」とは、基準省令第23条第3項（条例第24条第3項）により支払を受けることが認められている費用の種類及びその額を指す。 【解釈通知 平24障発0330第12】</p>	<p>事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 利用定員 ⑤ 共生型放課後等デイサービスの内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービス利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑫ その他運営に関する重要事項 《平24条例104第78条の2（準用第38条）》 【平24厚令15第71条の2（準用第37条）】</p> <p>※ 「利用定員」は、事業所において同時に共生型放課後等デイサービスの提供を受けることができる障害児の数の上限をいう。 なお、複数の共生型放課後等デイサービスの単位が設置されている場合には、サービスの単位ごとに利用定員を定める必要がある。（基準省令第11条（条例第12条）に規定する「利用定員」とは、異なる概念である。） 【解釈通知 平24障発0330第12】</p> <p>※ 「通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額」とは、基準省令第23条第3項（条例第24条第3項）により支払を受けることが認められている費用の種類及びその額を指す。 【解釈通知 平24障発0330第12】</p>	適・否	・運営規程
	<p>※ 虐待の防止のための措置に関する事項 ① 虐待の防止に関する責任者の設置 ② 苦情解決体制の整備 ③ 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施（研修方法や研修計画など）等を指す。 【解釈通知 平24障発0330第12】</p>			

確認項目	確認事項		左の結果	関係書類																																																																																							
	共生型児童発達支援	共生型放課後等デイサービス																																																																																									
32 勤務体制の確保等	(1) 障害児に対し、適切な共生型児童発達支援を提供することができるよう、事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めているか。 《平24条例104第55条の5（準用第39条第1項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第38条第1項）】	(1) 障害児に対し、適切な共生型放課後等デイサービスを提供することができるよう、事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めているか。 《平24条例104第78条の2（準用第39条第1項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第38条第1項）】	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務表（勤務時間）</li> <li>賃金台帳</li> </ul>																																																																																							
	※ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。 【解釈通知 平24障発0330第12】																																																																																										
	(2) 事業所ごとに、当該事業所の従業員によって共生型児童発達支援を提供しているか。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りでない。 《平24条例104第55条の5（準用第39条第2項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第38条第2項）】	(2) 事業所ごとに、当該事業所の従業員によって共生型放課後等デイサービスを提供しているか。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りでない。 《平24条例104第78条の2（準用第39条第2項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第38条第2項）】	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務表</li> <li>雇用契約書</li> <li>委託契約書</li> </ul>																																																																																							
(3) 従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 《平24条例104第55条の5（準用第39条第3項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第38条第3項）】	(3) 従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 《平24条例104第78条の2（準用第39条第3項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第38条第3項）】	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修計画</li> <li>研修会資料等</li> <li>研修受講終了証明書</li> </ul>																																																																																								
① 職場外研修への参加の状況（虐待防止に関する研修以外）																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">研修の主催者</th> <th rowspan="2">参加回数</th> <th colspan="10">参加延人員</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>管理者</th> <th>児童発達支援者</th> <th>看護職員</th> <th>児童指導員</th> <th>障害福祉経社サ一</th> <th>機職能員訓練担当</th> <th>理学療法士</th> <th>訪問支援員</th> <th>事務の職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・道</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道社協</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>全社協</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					研修の主催者	参加回数	参加延人員										総数	管理者	児童発達支援者	看護職員	児童指導員	障害福祉経社サ一	機職能員訓練担当	理学療法士	訪問支援員	事務の職員	国・道													市町村													道社協													全社協													その他												
研修の主催者	参加回数	参加延人員																																																																																									
		総数	管理者	児童発達支援者	看護職員	児童指導員	障害福祉経社サ一	機職能員訓練担当	理学療法士	訪問支援員	事務の職員																																																																																
国・道																																																																																											
市町村																																																																																											
道社協																																																																																											
全社協																																																																																											
その他																																																																																											
② 職場内研修（研修名及び参加人数：虐待防止に関する研修以外）																																																																																											
<div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div>																																																																																											
③ 研修終了後の報告及び研修不参加職員への対応																																																																																											
<ul style="list-style-type: none"> <li>レポート提出</li> <li>会議等で報告</li> <li>その他（ ）</li> </ul>																																																																																											

確認項目	確認事項		左の結果	関係書類																									
	共生型児童発達支援	共生型放課後等デイサービス																											
33 定員の遵守	<p>利用定員及び指導訓練室の定員を超えて共生型児童発達支援の提供を行っていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p> <p>《平24条例104第55条の5（準用第40条）》 【平24厚令15第54条の5（準用第39条）】</p>	<p>利用定員及び指導訓練室の定員を超えて共生型放課後等デイサービスの提供を行っていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p> <p>《平24条例104第78条の2（準用第40条）》 【平24厚令15第71条の2（準用第39条）】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者数に関する書類</li> <li>業務日誌</li> <li>児童発達支援の提供に関する記録</li> </ul>																									
<p>※ 次に該当する利用定員を超えた障害児の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を当該事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とする。</p> <p>① 1日当たりの障害児の数</p> <p>ア 利用定員50人以下の事業所の場合 1日当たりの障害児の数（措置している障害児の数を含む。以下同じ。）が、利用定員に150%を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>イ 利用定員51人以上の事業所の場合 1日当たりの障害児の数が、利用定員に当該入所定員から50を差し引いた数に25%を乗じて得た数に、25を加えた数を加えて得た数以下となっていること。</p> <p>② 過去3月間の障害児の数 直近の過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に、125%を乗じて得た数以下となっていること。 【解釈通知 平24障発0330第12】</p>																													
34 非常災害対策	<p>(1) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しているか。</p> <p>・ 従業員への周知方法（ ） 《平24条例104第55条の5（準用第41条第1項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第40条第1項）】</p>	<p>(1) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しているか。</p> <p>・ 従業員への周知方法（ ） 《平24条例104第78条の2（準用第41条第1項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第40条第1項）】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防用設備等設置届出書</li> <li>消防計画（消防計画に準ずる計画）</li> <li>消防計画策定届出書</li> <li>非常災害時対応マニュアル等</li> </ul>																									
<p>① 具体的な消防計画を策定し、消防署に届出を行っているか。</p> <p>・ 届出年月日（ 年 月 日） 【解釈通知 平24障発0330第12、消防法施行規則第3条】</p>																													
<p>② 消防法その他法令等に規定された設備を確実に設置しているか。 【消防用設備等の設置の状況】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>設置義務の有無</th> <th>設置の有無</th> <th>点検結果</th> <th>今後の整備計画 設置免除の理由等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スプリンクラー設備</td> <td>有・無・免除</td> <td>有・無</td> <td>適・否</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備※1</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>適・否</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火災通報装置※2</td> <td>有・無・免除</td> <td>有・無</td> <td>適・否</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火器</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>適・否</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 住宅用火災警報器ではなく、感知器、受信機、ベルなどの構成機器を配線して動作させるシステムであること。 ※2 消防機関へ通報する火災報知設備のこと。 ア 法定点検 直近の点検年月日：（平成 年 月 日） イ 消防への報告 直近の報告年月日：（平成 年 月 日） ウ 自主点検（検査） 直近の点検（検査）年月日：（平成 年 月 日） 【解釈通知 平24障発0330第12、消防法第8条、消防法施行規則第3条、国通知 昭55社援5、道通知 平7地福3058、平21施運371】</p>					設 備	設置義務の有無	設置の有無	点検結果	今後の整備計画 設置免除の理由等	スプリンクラー設備	有・無・免除	有・無	適・否		自動火災報知設備※1	有・無	有・無	適・否		火災通報装置※2	有・無・免除	有・無	適・否		消火器	有・無	有・無	適・否	
設 備	設置義務の有無	設置の有無	点検結果	今後の整備計画 設置免除の理由等																									
スプリンクラー設備	有・無・免除	有・無	適・否																										
自動火災報知設備※1	有・無	有・無	適・否																										
火災通報装置※2	有・無・免除	有・無	適・否																										
消火器	有・無	有・無	適・否																										
<p>適・否</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防用設備等設置届出書</li> <li>消防用設備等試験結果報告書</li> <li>消防用設備等検査済</li> <li>消防用設備等の点検結果についての報告書</li> </ul>																													



確認項目	確認事項		左の結果	関係書類																																																																																																														
	共生型児童発達支援	共生型放課後等デイサービス																																																																																																																
	③ 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを行っているか。 【解釈通知 平24障発0330第12】		適・否	・非常時連絡網 ・地域との協力体制に関する書類																																																																																																														
	④ 防火管理者は、当該事業所の管理的立場にある職員が任命され、消防署に届出しているか。 ・ 防火管理者名 職 ( ) 氏名 ( ) ・ 届出年月日 ( 年 月 日) 【解釈通知 平24障発0330第12、消防法施行規則第4条】		適・否	・防火管理者選任届出書(控)																																																																																																														
	⑤ 消防署の直近の立入検査によって指摘された事項を改善しているか。(口頭指導も含む。) ・ 検査年月日 (平成 年 月 日) ・ 指摘事項 ( ) ・ 改善内容 ( ) 【解釈通知 平24障発0330第12、道通知 平4社老2433】		適・否	・立入検査結果通知書 ・改善についての回答書																																																																																																														
	(2) 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 《平24条例104第55条の5(準用第41条第2項)》 【平24厚令15第54条の5(準用第40条第2項)】	(2) 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 《平24条例104第78条の2(準用第41条第2項)》 【平24厚令15第71条の2(準用第40条第2項)】	適・否	・避難訓練等の記録 ・非常災害対策計画 ・消防計画等																																																																																																														
	【直近1年間の避難訓練の実施状況】※実施年月日及び対応した災害等に○を記載																																																																																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実施年月日</th> <th colspan="4">全ての施設等で計画策定が必要</th> <th colspan="4">施設等の地理的条件により計画策定が必要</th> <th colspan="2">夜間・夜間想定実施の有無 <small>※通所系は不要</small></th> <th colspan="2">消防機関協力の有無</th> </tr> <tr> <th>年</th> <th>月</th> <th>日</th> <th>地震</th> <th>風水害</th> <th>土砂</th> <th>津波</th> <th>火山</th> <th>その他 〔 〕</th> <th>有</th> <th>無</th> <th>有</th> <th>無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 年 月 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> <td>無</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>2 年 月 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> <td>無</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>3 年 月 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> <td>無</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>4 年 月 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> <td>無</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>5 年 月 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> <td>無</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>6 年 月 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> <td>無</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table>				実施年月日	全ての施設等で計画策定が必要				施設等の地理的条件により計画策定が必要				夜間・夜間想定実施の有無 <small>※通所系は不要</small>		消防機関協力の有無		年	月	日	地震	風水害	土砂	津波	火山	その他 〔 〕	有	無	有	無	1 年 月 日										有	無	有	無	2 年 月 日										有	無	有	無	3 年 月 日										有	無	有	無	4 年 月 日										有	無	有	無	5 年 月 日										有	無	有	無	6 年 月 日										有	無	有	無
実施年月日	全ての施設等で計画策定が必要					施設等の地理的条件により計画策定が必要				夜間・夜間想定実施の有無 <small>※通所系は不要</small>		消防機関協力の有無																																																																																																						
	年	月	日	地震	風水害	土砂	津波	火山	その他 〔 〕	有	無	有	無																																																																																																					
1 年 月 日										有	無	有	無																																																																																																					
2 年 月 日										有	無	有	無																																																																																																					
3 年 月 日										有	無	有	無																																																																																																					
4 年 月 日										有	無	有	無																																																																																																					
5 年 月 日										有	無	有	無																																																																																																					
6 年 月 日										有	無	有	無																																																																																																					
	・ 避難訓練未実施の場合、その理由 ( ) 【解釈通知 平24障発0330第12、消防法施行規則第3条、道通知 平5社老1874】																																																																																																																	
	(3) 非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとなっているか。 《平24条例104第55条の5(準用第41条第3項)》	(3) 非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとなっているか。 《平24条例104第78条の2(準用第41条第3項)》	適・否	・非常災害対策計画 ・自然災害に関する対応マニュアル等																																																																																																														

確認項目	確認事項				左の結果	関係書類																																																																																																		
	共生型児童発達支援		共生型放課後等デイサービス																																																																																																					
	<p>【地域の特性等を考慮した非常災害対策計画の策定状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">具体的な計画の策定状況</th> <th colspan="2">施設等が所在する立地条件 ※2</th> </tr> <tr> <th></th> <th>災害種別</th> <th>対応の有無</th> <th>立地条件</th> <th>該当の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全ての施設等で策定が必要 ※1</td> <td>火災</td> <td>有 無</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>有 無</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>風水害</td> <td>有 無</td> <td>洪水浸水想定区域（水防法） 雨水出水浸水想定区域（水防法） 高潮浸水想定区域（水防法）</td> <td>有 無 有 無 有 無</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">施設等の地理的条件により策定が必要</td> <td>土砂災害</td> <td>有 無</td> <td>土砂災害警戒区域（土砂災害防止法） 土砂災害危険箇所</td> <td>有 無 有 無</td> </tr> <tr> <td>津波災害</td> <td>有 無</td> <td>山地災害危険地区 津波災害警戒区域（津波防災地域づくり法）</td> <td>有 無 有 無</td> </tr> <tr> <td>火山災害</td> <td>有 無</td> <td>火山災害警戒地域（活動火山対策特別措置法）</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td>その他（ ）</td> <td>有 無</td> <td>その他（ ）</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">【解釈通知 平24障発0330第12】</p> <p>※1 火災、地震災害、風水害については、どの地域でも起こりうると考えられることから、全ての施設等で非常災害対策の検討が必要です。なお、施設等が所在する立地条件が、「洪水浸水想定区域」、「雨水出水想定区域」、「高潮浸水想定区域」に該当している場合は、特に留意した対策を検討してください。</p> <p>※2 施設等が所在する立地条件は、市町村の福祉担当又は防災担当に確認の上、記入してください。</p> <p>【非常災害対策計画に含まれる項目】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的な項目</th> <th>検討内容</th> <th>検討の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 施設等の立地条件</td> <td>①施設等の立地条件</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td>②周辺地区の過去の災害発生状況</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td>③災害の発生予測</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 施設等の構造・設備</td> <td>①建物の構造の確認</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td>②施設等の設備の確認</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td>3 情報の入手方法</td> <td>①情報の入手方法（テレビ、ラジオ、パソコン、携帯電話等）</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">4 災害時の連絡先及び通信手段の確認</td> <td>①災害時の職員間の連絡体制</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td>②緊急連絡先の体制整備（自治体、消防、医療機関、家族等）</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td>③通常の連絡手段が通じない場合の連絡方法</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5 避難を開始する時期、判断基準</td> <td>①避難開始時期の判断基準</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td>②臨時休業の判断基準、利用者への連絡方法（通所系事業所の場合）</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">6 避難場所</td> <td>①市町村指定避難場所の確認</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td>②施設内の安全スペースの確認</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td>③災害の種類等に応じた避難場所の複数選定</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td>④送迎時等の避難場所の選定</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">7 避難経路</td> <td>①避難経路の複数設定</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td>②送迎時等の避難経路の設定</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td>③避難経路図等の作成</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td>④避難にかかる所要時間の把握</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8 避難方法</td> <td>①利用者ごとの避難方法（車いす、杖、ストレッチャー）</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td>②冬期間の避難方法</td> <td>有 無</td> </tr> </tbody> </table>				具体的な計画の策定状況			施設等が所在する立地条件 ※2			災害種別	対応の有無	立地条件	該当の有無	全ての施設等で策定が必要 ※1	火災	有 無			地震	有 無			風水害	有 無	洪水浸水想定区域（水防法） 雨水出水浸水想定区域（水防法） 高潮浸水想定区域（水防法）	有 無 有 無 有 無	施設等の地理的条件により策定が必要	土砂災害	有 無	土砂災害警戒区域（土砂災害防止法） 土砂災害危険箇所	有 無 有 無	津波災害	有 無	山地災害危険地区 津波災害警戒区域（津波防災地域づくり法）	有 無 有 無	火山災害	有 無	火山災害警戒地域（活動火山対策特別措置法）	有 無	その他（ ）	有 無	その他（ ）	有 無						具体的な項目	検討内容	検討の有無	1 施設等の立地条件	①施設等の立地条件	有 無	②周辺地区の過去の災害発生状況	有 無	③災害の発生予測	有 無	2 施設等の構造・設備	①建物の構造の確認	有 無	②施設等の設備の確認	有 無	3 情報の入手方法	①情報の入手方法（テレビ、ラジオ、パソコン、携帯電話等）	有 無	4 災害時の連絡先及び通信手段の確認	①災害時の職員間の連絡体制	有 無	②緊急連絡先の体制整備（自治体、消防、医療機関、家族等）	有 無	③通常の連絡手段が通じない場合の連絡方法	有 無	5 避難を開始する時期、判断基準	①避難開始時期の判断基準	有 無	②臨時休業の判断基準、利用者への連絡方法（通所系事業所の場合）	有 無	6 避難場所	①市町村指定避難場所の確認	有 無	②施設内の安全スペースの確認	有 無	③災害の種類等に応じた避難場所の複数選定	有 無	④送迎時等の避難場所の選定	有 無	7 避難経路	①避難経路の複数設定	有 無	②送迎時等の避難経路の設定	有 無	③避難経路図等の作成	有 無	④避難にかかる所要時間の把握	有 無	8 避難方法	①利用者ごとの避難方法（車いす、杖、ストレッチャー）	有 無	②冬期間の避難方法	有 無		
具体的な計画の策定状況			施設等が所在する立地条件 ※2																																																																																																					
	災害種別	対応の有無	立地条件	該当の有無																																																																																																				
全ての施設等で策定が必要 ※1	火災	有 無																																																																																																						
	地震	有 無																																																																																																						
	風水害	有 無	洪水浸水想定区域（水防法） 雨水出水浸水想定区域（水防法） 高潮浸水想定区域（水防法）	有 無 有 無 有 無																																																																																																				
施設等の地理的条件により策定が必要	土砂災害	有 無	土砂災害警戒区域（土砂災害防止法） 土砂災害危険箇所	有 無 有 無																																																																																																				
	津波災害	有 無	山地災害危険地区 津波災害警戒区域（津波防災地域づくり法）	有 無 有 無																																																																																																				
	火山災害	有 無	火山災害警戒地域（活動火山対策特別措置法）	有 無																																																																																																				
	その他（ ）	有 無	その他（ ）	有 無																																																																																																				
具体的な項目	検討内容	検討の有無																																																																																																						
1 施設等の立地条件	①施設等の立地条件	有 無																																																																																																						
	②周辺地区の過去の災害発生状況	有 無																																																																																																						
	③災害の発生予測	有 無																																																																																																						
2 施設等の構造・設備	①建物の構造の確認	有 無																																																																																																						
	②施設等の設備の確認	有 無																																																																																																						
3 情報の入手方法	①情報の入手方法（テレビ、ラジオ、パソコン、携帯電話等）	有 無																																																																																																						
4 災害時の連絡先及び通信手段の確認	①災害時の職員間の連絡体制	有 無																																																																																																						
	②緊急連絡先の体制整備（自治体、消防、医療機関、家族等）	有 無																																																																																																						
	③通常の連絡手段が通じない場合の連絡方法	有 無																																																																																																						
5 避難を開始する時期、判断基準	①避難開始時期の判断基準	有 無																																																																																																						
	②臨時休業の判断基準、利用者への連絡方法（通所系事業所の場合）	有 無																																																																																																						
6 避難場所	①市町村指定避難場所の確認	有 無																																																																																																						
	②施設内の安全スペースの確認	有 無																																																																																																						
	③災害の種類等に応じた避難場所の複数選定	有 無																																																																																																						
	④送迎時等の避難場所の選定	有 無																																																																																																						
7 避難経路	①避難経路の複数設定	有 無																																																																																																						
	②送迎時等の避難経路の設定	有 無																																																																																																						
	③避難経路図等の作成	有 無																																																																																																						
	④避難にかかる所要時間の把握	有 無																																																																																																						
8 避難方法	①利用者ごとの避難方法（車いす、杖、ストレッチャー）	有 無																																																																																																						
	②冬期間の避難方法	有 無																																																																																																						

確認項目	確認事項		左の結果	関係書類																																												
	共生型児童発達支援	共生型放課後等デイサービス																																														
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">9 災害時の人員体制、指揮系統</td> <td>①避難に必要な職員数【中・欄】</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>②災害発生時の職員の役割分担【中・欄】</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>③指揮系統の明確化【中・欄】</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>④職員の参集基準【中・欄】</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10 停電・断水時の対応(※断水は必須でない)</td> <td>①停電を想定した対策</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>②断水を想定した対策</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">11 関係機関との連携</td> <td>①関係機関(市、区、警察、消防)との連携体制の整備</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>②地元自治会との協力体制の整備</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">12 避難・救出、その他必要な訓練</td> <td>①定期的な避難・救出訓練の実施</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>②夜間又は夜間を想定した訓練の実施</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>③防災教育の実施</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">13 その他</td> <td>①備蓄品リストの作成</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>②利用者情報の整理</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> </table>	9 災害時の人員体制、指揮系統	①避難に必要な職員数【中・欄】	有	無	②災害発生時の職員の役割分担【中・欄】	有	無	③指揮系統の明確化【中・欄】	有	無	④職員の参集基準【中・欄】	有	無	10 停電・断水時の対応(※断水は必須でない)	①停電を想定した対策	有	無	②断水を想定した対策	有	無	11 関係機関との連携	①関係機関(市、区、警察、消防)との連携体制の整備	有	無	②地元自治会との協力体制の整備	有	無	12 避難・救出、その他必要な訓練	①定期的な避難・救出訓練の実施	有	無	②夜間又は夜間を想定した訓練の実施	有	無	③防災教育の実施	有	無	13 その他	①備蓄品リストの作成	有	無	②利用者情報の整理	有	無			
9 災害時の人員体制、指揮系統	①避難に必要な職員数【中・欄】		有	無																																												
	②災害発生時の職員の役割分担【中・欄】		有	無																																												
	③指揮系統の明確化【中・欄】		有	無																																												
	④職員の参集基準【中・欄】	有	無																																													
10 停電・断水時の対応(※断水は必須でない)	①停電を想定した対策	有	無																																													
	②断水を想定した対策	有	無																																													
11 関係機関との連携	①関係機関(市、区、警察、消防)との連携体制の整備	有	無																																													
	②地元自治会との協力体制の整備	有	無																																													
12 避難・救出、その他必要な訓練	①定期的な避難・救出訓練の実施	有	無																																													
	②夜間又は夜間を想定した訓練の実施	有	無																																													
	③防災教育の実施	有	無																																													
13 その他	①備蓄品リストの作成	有	無																																													
	②利用者情報の整理	有	無																																													
	(4) 従業者や利用者に対し、自然災害についての基礎的な知識や非常災害計画の理解を高めるための防災教育(研修を含む)を実施しているか。 ・ 具体例( ) 《平24条例104第55条の5(準用第41条第3項)》	(4) 従業者や利用者に対し、自然災害についての基礎的な知識や非常災害計画の理解を高めるための防災教育(研修を含む)を実施しているか。 ・ 具体例( ) 《平24条例104第78条の2(準用第41条第3項)》	適・否	・職員研修記録等																																												
35 衛生管理等	(1) 障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 《平24条例104第55条の5(準用第42条第1項)》 【平24厚令15第41条第1項】	(1) 障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 《平24条例104第78条の2(準用第42条第1項)》 【平24厚令15第71条の2(準用第41条第1項)】	適・否	・衛生マニュアル等 ・設備・備品台帳 ・保健所との連携に関する記録																																												
	(2) 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。 《平24条例104第55条の5(準用第42条第2項)》 【平24厚令15第41条第2項】	(2) 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。 《平24条例104第78条の2(準用第42条第2項)》 【平24厚令15第71条の2(準用第41条第2項)】	適・否																																													
	※ 特に従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなどの対策を講じること。 このほか、次の点に留意すること。 ① 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 ② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 ③ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。 【解釈通知 平24障発0330第12】																																															
36 協力医療機関	障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 《平24条例104第55条の5(準用第43条)》 【平24厚令15第54条の5(準用第42条)】	障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 《平24条例104第78条の2(準用第43条)》 【平24厚令15第71条の2(準用第42条)】	適・否	・契約書																																												
37 掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 《平24条例104第55条の5(準用第44条)》 【平24厚令15第54条の5(準用第43条)】	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 《平24条例104第78条の2(準用第44条)》 【平24厚令15第71条の2(準用第43条)】	適・否	・掲示物																																												

確認項目	確認事項		左の結果	関係書類
	共生型児童発達支援	共生型放課後等デイサービス		
38 身体拘束等の禁止	<p>(1) 障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為を行っていないか。  《平24条例104第55条の5（準用第45条第1項）》  【平24厚令15第54条の5（準用第44条第1項）、平23法79第2条第7項第1号、第3条】</p>	<p>(1) 障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為を行っていないか。  《平24条例104第78条の2（準用第45条第1項）》  【平24厚令15第54条の5（準用第44条第1項）、平23法79第2条第7項第1号、第3条】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体拘束等の記録</li> <li>・児童発達支援計画</li> <li>・会議録</li> <li>・説明の記録</li> </ul>
	<p>※ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為に該当する具体的内容  ① 車いすやベッドなどに縛り付ける。  ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。  ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。  ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。  ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。  ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。  ※ 「緊急やむを得ない場合」とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されること。  【平29.4 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き】</p>			
	<p>(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。  《平24条例104第55条の5（準用第45条第2項）》  【平24厚令15第54条の5（準用第44条第2項）】</p>	<p>(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。  《平24条例104第78条の2（準用第45条第2項）》  【平24厚令15第71条の2（準用第44条第2項）】</p>	適・否	
	<p>① やむを得ず身体拘束等を行う場合は、次の3要件の全てに該当しているか。  ア 切迫性（有・無）  イ 非代替性（有・無）  ウ 一時性（有・無）</p>		適・否	
	<p>② やむを得ず身体拘束等を行うときの手続きは、適正に行われているか。  ア 個別支援会議などにおいて組織として慎重に検討・決定しているか。（いる・いない）  イ アの決定に当たり、支援方針について権限を持つ職員が出席しているか。（いる・いない）  ウ 個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載しているか。（いる・いない）  エ 適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ているか。（いる・いない）  オ 様態及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録しているか。（いる・いない）  【平29.4 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き】</p>	適・否		
39 虐待等の禁止	<p>共生型児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。  《平24条例104第55条の5（準用第46条）》  【平24厚令15第54条の5（準用第45条）】</p>	<p>共生型放課後等デイサービス事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。  《平24条例104第78条の2（準用第46条）》  【平24厚令15第71条の2（準用第45条）】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの提供に関する記録</li> <li>・指導又は訓練記録</li> <li>・苦情の記録</li> <li>・事故に関する記録</li> <li>・事故等発生状況報告書</li> <li>・業務日誌</li> </ul>
	<p>※ 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待の定義）  第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。  1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。  2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。  3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。</p>			

確認項目	確認事項		左の結果	関係書類
	共生型児童発達支援	共生型放課後等デイサービス		
	4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。			
40 秘密保持等	(1) 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。 《平24条例104第55条の5（準用第48条第1項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第47条第1項）】	(1) 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。 《平24条例104第78条の2（準用第48条第1項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第47条第1項）】	適・否	・就業規則 ・就業時の取り決め等
	(2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。 《平24条例104第55条の5（準用第48条第2項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第47条第2項）】	(2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。 《平24条例104第78条の2（準用第48条第2項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第47条第2項）】	適・否	
	(3) 指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。 《平24条例104第55条の5（準用第48条第3項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第47条第3項）】	(3) 指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。 《平24条例104第78条の2（準用第48条第3項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第47条第3項）】		・同意書
※ この同意は、サービス提供開始時に障害児及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。 【解釈通知 平24障発0330第12】				
41 情報の提供等	(1) 共生型児童発達支援を利用しようとする障害児が、適切かつ円滑に利用することができるように当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。 《平24条例104第55条の5（準用第49条第1項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第48条第1項）】	(1) 共生型放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、適切かつ円滑に利用することができるように当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。 《平24条例104第78条の2（準用第49条第1項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第48条第1項）】	適・否	・広告 ・ポスター ・パンフレット 等 ・情報開示の手順等に関する決まり・記録
	※ 利用者の家族から情報開示を求められた場合は、いつでも応じられるようにしていること。 【平29.4 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き】			
	(2) 当該事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 《平24条例104第55条の5（準用第49条第2項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第48条第2項）】	(2) 当該事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 《平24条例104第78条の2（準用第49条第2項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第48条第2項）】	適・否	・広告 ・ポスター ・パンフレット 等
42 利益供与等の禁止	(1) 障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 《平24条例104第55条の5（準用第50条第1項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第49条第1項）】	(1) 障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 《平24条例104第78条の2（準用第50条第1項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第49条第1項）】	適・否	・就業時の取り決め等 ・紹介等に関する記録
	(2) 障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 《平24条例104第55条の5（準用第50条第2項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第49条第2項）】	(2) 障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 《平24条例104第78条の2（準用第50条第2項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第49条第2項）】	適・否	

確認項目	確認事項		左の結果	関係書類
	共生型児童発達支援	共生型放課後等デイサービス		
43 苦情解決	(1) 提供した共生型児童発達支援に関する障害児、通所給付決定保護者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 《平24条例104第55条の5（準用第51条第1項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第50条第1項）】	(1) 提供した共生型放課後等デイサービスに関する障害児、通所給付決定保護者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 《平24条例104第78条の2（準用第51条第1項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第50条第1項）】	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情相談体制図</li> <li>・苦情解決手順書</li> <li>・説明書類</li> <li>・揭示物</li> <li>・パンフレット</li> </ul>
	※ 必要な措置～相談窓口、苦情解決の体制及び手順等 （通所給付決定保護者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。） 【解釈通知 平24障発0330第12】			
	※ 障害児虐待の相談・通報・届出先を記載した文書についても掲示することが望ましい。			
	※ 利用者の家族に対しても、苦情相談の窓口や虐待の通報先について周知するとともに、日頃から話しやすい雰囲気をもって接し、事業所の対応について疑問や苦情が寄せられた場合は話を傾聴し、事実を確認することが望ましい。 事業所の利用者や保護者が、虐待を含む困りごとなどについて、気軽に相談できるよう、配慮したり、職員が心がけている具体的内容 [ ]			
	【平29.4 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き】			
(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 《平24条例104第55条の5（準用第51条第2項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第50条第2項）】	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 《平24条例104第78条の2（準用第51条第2項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第50条第2項）】	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情の記録</li> <li>・改善に向けた取組に関する記録</li> </ul>	
※ 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うこと。 【解釈通知 平24障発0330第12】				
(3) 提供した共生型児童発達支援に関し、知事又は市町村長（知事等）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 《平24条例104第55条の5（準用第51条第3項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第50条第3項）】	(3) 提供した共生型放課後等デイサービスに関し、知事又は市町村長（知事等）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 《平24条例104第78条の2（準用第51条第3項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第50条第3項）】	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事等からの指導、助言等の通知</li> <li>・改善報告等の控え</li> <li>・改善措置に関する記録</li> </ul>	
(4) 知事等からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を知事等に報告しているか。 《平24条例104第55条の5（準用第51条第4項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第50条第4項）】	(4) 知事等からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を知事等に報告しているか。 《平24条例104第78条の2（準用第51条第4項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第50条第4項）】			適・否
(5) 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。 《平24条例104第55条の5（準用第51条第5項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第50条第5項）】	(5) 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。 《平24条例104第78条の2（準用第51条第5項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第50条第5項）】	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営適正化委員会の調査等に関する記録</li> </ul>	

確認項目	確認事項		左の結果	関係書類
	共生型児童発達支援	共生型放課後等デイサービス		
44 地域との連携等	運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めているか。 《平24条例104第55条の5（準用第52条第1項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第51条第1項）】	運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めているか。 《平24条例104第78条の2（準用第52条第1項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第51条第1項）】	適・否	・事業計画等 ・地域との活動の記録 ・ボランティア・実習生・施設見学等受入の記録
	① 地域ボランティアの受け入れを積極的に行っているか。 ② 実習生の受け入れや施設見学を随時受けているか。	(いる・いない) (いる・いない) 【平29.4 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き】		
45 事故発生時の対応	(1) 障害児に対する共生型児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに道、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 《平24条例104第55条の5（準用第53条第1項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第52条第1項）】	(1) 障害児に対する共生型児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに道、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 《平24条例104第78条の2（準用第53条第1項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第52条第1項）】	適・否	・事故に関する記録 ・事故対応マニュアル等 ・事故等発生状況報告書 ・業務日誌 ・ヒヤリ・ハット報告等
	※ 事故が発生した場合の対応方法等について、あらかじめ定めておくことが望ましい。 【解釈通知 平24障発0330第12】			
	(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 《平24条例104第55条の5（準用第53条第2項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第52条第2項）】	(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 《平24条例104第78条の2（準用第53条第2項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第52条第2項）】	適・否	・事故に関する記録 ・業務日誌
	(3) 障害児に対する共生型児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 《平24条例104第55条の5（準用第53条第3項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第52条第3項）】	(3) 障害児に対する共生型放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 《平24条例104第78条の2（準用第53条第3項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第52条第3項）】	適・否	・損害賠償に関する記録
※ 損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 【解釈通知 平24障発0330第12】				
(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適・否	・再発生防止のための措置に関する記録	
※ 参考～「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会） 【解釈通知 平24障発0330第12】				
46 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、共生型児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 《平24条例104第55条の5（準用第54条）》 【平24厚令15第54条の5（準用第53条）】	事業所ごとに経理を区分するとともに、共生型放課後等デイサービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 《平24条例104第78条の2（準用第54条）》 【平24厚令15第71条の2（準用第53条）】	適・否	・会計関係書類
47 記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 《平24条例104第55条の5（準用第55条第1項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第54条第1項）】	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 《平24条例104第78条の2（準用第55条第1項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第54条第1項）】	適・否	・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録

確認項目	確認事項		左の結果	関係書類
	共生型児童発達支援	共生型放課後等デイサービス		
	(2) 障害児に対する共生型児童発達支援の提供に関する次の記録を整備し、当該共生型児童発達支援を提供した日から5年間保存しているか。 ① 提供した共生型児童発達支援の内容等の記録 ② 児童発達支援計画 ③ 市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 《平24条例104第55条の5（準用第55条第2項）》 【平24厚令15第54条の5（準用第54条第2項）】	(2) 障害児に対する共生型放課後等デイサービスの提供に関する次の記録を整備し、当該共生型放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存しているか。 ① 提供した共生型放課後等デイサービスの内容等の記録 ② 児童発達支援計画 ③ 市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 《平24条例104第78条の2（準用第55条第2項）》 【平24厚令15第71条の2（準用第54条第2項）】	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供の記録</li> <li>・児童発達支援計画</li> <li>・市町村への通知に係る記録</li> <li>・身体拘束等に関する記録</li> <li>・苦情の内容等の記録</li> <li>・事故に関する記録</li> </ul>



確認項目	確認事項		左の結果	関係書類
	共生型児童発達支援	共生型放課後等デイサービス		
第5 変更の届出等	【法第21条の5の19】	【法第21条の5の19】		
変更の届出等	<p>当該指定に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則第18条の35に定める事項に変更があったとき、又は休止した指定通所支援事業を再開した時は10日以内に、又、当該指定通所支援の事業を廃止し、休止しようとするときは、廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を知事に届け出ているか。 【法第21条の5の19第1項】</p> <p>※ 変更届が必要な事項</p> <p>① 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地</p> <p>② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>③ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）</p> <p>④ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要</p> <p>⑤ 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>⑥ 運営規程</p> <p>⑦ 障害児通所給付費の請求に関する事項</p> <p>⑧ 役員の氏名、生年月日及び住所 【施行規則第18条の35第1項第1号】</p>	<p>当該指定に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則第18条の35に定める事項に変更があったとき、又は休止した指定通所支援事業を再開した時は10日以内に、又、当該指定通所支援の事業を廃止し、休止しようとするときは、廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を知事に届け出ているか。 【法第21条の5の19第1項】</p> <p>※ 変更届が必要な事項</p> <p>① 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地</p> <p>② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>③ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）</p> <p>④ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要</p> <p>⑤ 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>⑥ 運営規程</p> <p>⑦ 障害児通所給付費の請求に関する事項</p> <p>⑧ 役員の氏名、生年月日及び住所 【施行規則第18条の35第1項第3号】</p>	適・否	・変更届出書の控え
	<p>当該指定に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則第18条の35に定める事項に変更があったとき、又は休止した指定通所支援事業を再開した時は10日以内に、又、当該指定通所支援の事業を廃止し、休止しようとするときは、廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を知事に届け出ているか。 【法第21条の5の19第1項】</p>	<p>当該指定に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則第18条の35に定める事項に変更があったとき、又は休止した指定通所支援事業を再開した時は10日以内に、又、当該指定通所支援の事業を廃止し、休止しようとするときは、廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を知事に届け出ているか。 【法第21条の5の19第1項】</p>	適・否	

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	児童発達支援・共生型児童発達支援		
第6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い	【法第21条の5の3第2項】		
1 基本事項（児童発達支援センター以外）	(1) 指定児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費等単位数表」の第1（1の注7（人工内耳装用児支援加算）を除く。）により算定する単位数に、平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額又は別表第1（1の注7に限る。）により算定する単位数に10円を乗じて得た額を加えた額を算定しているか。  【平24厚告122の一、平24厚告128、法第21条の5の3第2項】	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児通所給付費申請書</li> <li>・ 障害児通所給付費請求明細書</li> </ul>
	(2) (1)の規定により、指定児童発達支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。  【平24厚告122の二】	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	
2 児童発達支援給付費（児童発達支援センター以外）	<p>(1) 通所報酬告示第1の1のニ及びホについては、「厚生労働大臣が定める施設基準」（平成24年厚生労働省告示第269号）に適合するものとして知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める施設基準」の二</p> <p>① 通所給付費等単位数表第1の1のニの(1)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準次のア及びイ又はウに該当すること。</p> <p>ア 指定通所基準第5条第1項の基準を満たしていること。</p> <p>イ 障害児のうち小学校就学前のもの占める割合が70%以上であること。</p> <p>ウ 指定通所基準第5条第3項の基準を満たしていること。</p> <p>② 通所給付費等単位数表第1の1のニの(2)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準指定通所基準第5条第1項の基準を満たしていること。</p> <p>③ 通所給付費等単位数表第1の1のホを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準指定通所基準第5条第3項の基準を満たしていること。</p> <p>※ 児童発達支援給付費の区分について</p> <p>① 通所報酬告示第1の1のニ(1)を算定する場合</p> <p>ア ③に該当しない障害児について算定すること。</p> <p>イ 次の(i)及び(ii)又は(iii)に該当すること。</p> <p>(i) 指定通所基準第5条第1項の基準を満たしていること。</p> <p>(ii) 障害児のうち小学校就学前のもの占める割合が70%以上であること。</p> <p>(iii) 指定通所基準第5条第3項の基準を満たしていること。</p> <p>② 通所報酬告示第1の1のニ(2)を算定する場合</p> <p>ア ③に該当しない障害児について算定すること。</p> <p>イ 指定通所基準第5条第1項の基準を満たしていること。</p> <p>③ 通所報酬告示第1の1のホを算定する場合</p> <p>ア 障害児が重症心身障害児であること。</p> <p>イ 指定通所基準第5条第3項の基準を満たしていること。</p> <p>【平24厚告122別表第1の1の注2、平24厚告269の二、留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児通所給付費申請書</li> <li>・ 障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・ サービス提供記録実績票</li> <li>・ 利用者数に関する書類</li> <li>・ 職員名簿</li> <li>・ 雇用契約書</li> <li>・ 勤務表</li> <li>・ 出勤状況に関する書類</li> <li>・ 資格等を証明する書類</li> </ul>

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	児童発達支援・共生型児童発達支援		
	<p>(2) 通所報酬告示第1の1のニについては、「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成24年厚生労働省告示第269号)に適合するものとして知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二  児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者(通所指定基準第5条第1項第1号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。)のうち強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号。以下「居宅介護従業者基準」という。)別表第5に定める内容以上の研修をいう。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置していること。</p> <p>※ 通所報酬告示第1の1の注2の2を算定する場合  ア 通所報酬告示第1の1のニを算定していること。  イ 児童発達支援給付費の算定に必要となる従業員の員数のうち、1以上が児童指導員、保育士又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者(以下「基礎研修修了者」という。)若しくは行動援護従業者養成研修修了者(以下「児童指導員等」という。)であること。  【平24厚告122別表第1の1の注2の2、平24厚告269の二の二、留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	
	<p>(3) 共生型児童発達支援費については、「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成24年厚生労働省告示第269号)に適合するものとして知事に届け出た共生型指定児童発達支援事業所において、共生型指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。  【平24厚告122別表第1の1の注2の3、平24厚告269の二の三】</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	
	<p>(4) 児童発達支援給付費の算定に当たって、次の①から⑤のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。ただし、⑤については、平成31年3月31日までの間は、算定しない。</p> <p>① 指定児童発達支援事業所の障害児の数が次のア又はイのいずれかに該当する場合 100分の70  ア 過去3月間の障害児の数の平均値が、次のa又はbのいずれかに該当する場合  a 利用定員が11人以下 利用定員の数に3を加えて得た数を超える場合  b 利用定員が12人以上 利用定員の数に100分の125を乗じて得た数を超える場合  イ 1日の障害児の数が次のa又はbのいずれか該当する場合  a 利用定員が50人以下 利用定員の数に100分の150を乗じて得た数を超える場合  b 利用定員が51人以上 利用定員の数に当該利用定員の数から50を控除した数に100分の25を乗じて得た数に25を加えた数を加えて得た数を超える場合</p> <p>② 従業員の員数が次に該当する場合 100分の70(3月以上継続している場合は、100分の50)  指定通所基準の規定により置くべき児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の員数を満たしていない場合</p> <p>③ 従業員の員数が次に該当する場合 100分の70(5月以上継続している場合は、100分の50)  指定通所基準の規定により置くべき児童発達支援管理責任者の員数を満たしていない場合</p> <p>④ 指定児童発達支援の提供に当たって、児童発達支援計画が作成されていない場合  次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合  ア 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70  イ 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50</p> <p>⑤ 指定児童発達支援、共生型児童発達支援(以下「指定児童発達支援等」という。)の提供に当たって、指定通所基準第26条第5項(指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。)規定する基準に適合しているものとして知事に届け出していない場合 100分の85  【平24厚告122別表第1の1の注3、平24厚告271の一】</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児通所給付費申請書</li> <li>・ 障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・ サービス提供記録実績票</li> <li>・ 利用者数に関する書類</li> <li>・ 職員名簿</li> <li>・ 雇用契約書</li> <li>・ 勤務表</li> <li>・ 出勤状況に関する書類</li> <li>・ 資格等を証明する書類</li> <li>・ 児童発達支援計画</li> <li>・ 自己評価結果等の公表に関する書類</li> </ul>
	<p>(5) 営業時間(指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間をいう。)が、次に該当する場合には、次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>ア 営業時間が4時間以上6時間未満の場合 100分の85  イ 営業時間が4時間未満の場合 100分の70</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児通所給付費申請書</li> <li>・ 障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・ 運営規程</li> </ul>

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	児童発達支援・共生型児童発達支援		
	<p>※ 「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないこと。</p> <p>※ 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、6時間以上開所しているが、障害児の事情等によりサービス提供時間が6時間未満となった場合は、減算の対象とならないこと。また、5時間開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が4時間未満となった場合は、4時間以上6時間未満の場合の割合を乗ずること。</p> <p>【平24厚告122別表第1の1の注4、平24厚告271の一、留意事項通知 平24障発0330第16】</p>		
	<p>(6) 指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第44条第2項（指定通所基準第54条の5において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p>【平24厚告122別表第1の1の注5】</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児通所給付費申請書</li> <li>・ 障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・ 身体拘束等に関する記録</li> </ul>
<p>3 児童指導員等加配加算 (1) 児童指導員等加配加算（I）</p>	<p>常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは「厚生労働大臣が定める基準」（平成24年厚生労働省告示第270号）に適合する専門職員（以下「理学療法士等」という。）、児童指導員若しくは「厚生労働大臣が定める基準」に適合する者（以下「児童指導員等」という。）又はその他の従業者（当該「厚生労働大臣が定める基準」に適合する者を除く。）を1名以上配置しているものとして知事に届け出た指定児童発達支援事業所（二の(1)又は(2)を算定する場合にあっては、注2の2の加算を算定している指定児童発達支援事業書において、児童指導員又は保育士を2以上配置している場合に限る。）において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める基準」の一（厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員） 次のいずれかに該当する者 ア 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者 イ 厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和55年厚生省告示第4号）第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める基準」の一の二（厚生労働大臣が定める基準に適合する者） 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）別表第5に定める内容以上の研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者</p> <p>【平24厚告122別表第1の1の注8、平24厚告第270の一、一の二】</p> <p>※ ① 通所報酬告示第1の1の注8のニを算定する場合 以下のアからウまでのいずれも満たす場合に算定すること。 ア ②に該当しないこと。 イ 児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。 ウ (1)又は(2)を算定する場合にあっては、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数とイの加配職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を2名以上配置（常勤換算による算定）していること。</p> <p>※ ② 通所報酬告示第1の1の注8のホを算定する場合 以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。 ア 主として重症心身障害児を通わせる児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を提供していること。 イ 児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</p> <p>【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・ 児童発達支援計画</li> <li>・ 職員名簿</li> <li>・ 雇用契約書</li> <li>・ 勤務表</li> <li>・ 資格等を証明する書類</li> <li>・ 研修修了に関する書類</li> </ul>

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	児童発達支援・共生型児童発達支援		
(2) 児童指導員等加配加算(Ⅱ)	<p>1の二の(1)を算定する指定児童発達支援事業所であって、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者及び注8の加算の算定に必要となる理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置しているものとして知事に届け出た指定児童発達支援事業所(イ又はロを算定する場合にあっては、注2の2の加算を算定している指定児童発達支援事業所において、児童指導員等又は保育士を2以上配置している場合に限る。)において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、注3の(2)を算定している場合は、加算しない。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第1の1の注9】</p> <p>※ 以下のアからウまでのいずれも満たす場合に算定すること。  ア 通所報酬告示第1の1の二の(1)を算定していること。  イ 児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数及び通所報酬告示第1の1の注8の加算の算定に必要となる理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置(常勤換算による算定)していること。  ウ イ又はロを算定する場合にあっては、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数とイの加配職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を2名以上配置(常勤換算による算定)していること。  ※ 通所支援計画を作成していない場合は算定できないこと。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	
4 看護職員加配加算	<p>「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成24年厚生労働省告示第269号)に適合するものとして知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき所定単位数に加算しているか。ただし、いずれかの加算を算定している場合にあっては、その他の加算は算定しない。</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める施設基準」の三のイ(看護職員加配加算(Ⅰ))  次のア又はイのいずれか及びウに該当すること。  ア 通所給付費等単位数表第1の1のイ、ロ又は二を算定する児童発達支援事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)を1以上配置し、かつ、別表第1の各項目に規定する状態のいずれかに該当する障害児の数が1以上であること。  イ 通所給付費等単位数表第1の1のハ又はホを算定する児童発達支援事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を1以上配置し、かつ、別表第1の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、8点以上である障害児の数が5以上であること。  ウ 別表第1の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める施設基準」の三のロ(看護職員加配加算(Ⅱ))  次のア又はイのいずれか及びウに該当すること。  ア 通所給付費等単位数表第1の1のイ、ロ又は二を算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を2以上配置し、かつ、別表第1の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、8点以上である障害児の数が5以上であること。  イ 通所給付費等単位数表第1の1のハ又はホを算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を2以上配置し、かつ、別表第1の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、8点以上である障害児の数が9以上であること。  ウ 別表第1の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める施設基準」の三のハ(看護職員加配加算(Ⅲ))  次のア又はイのいずれかにも該当すること。  ア 通所給付費等単位数表第1の1のイ、ロ又は二を算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を3以上配置し、かつ、別表第1の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、8点以上である障害児の数が9以上であること。  イ 別表第1の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・ 職員名簿</li> <li>・ 雇用契約書</li> <li>・ 勤務表</li> <li>・ 資格等を証明する書類</li> <li>・ 利用者、利用者数に関する書類</li> <li>・ 医療的ケアが必要な障害児に対する支援ができる旨を公表していることに関する書類</li> </ul>

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	児童発達支援・共生型児童発達支援		
	<p>※ 「厚生労働大臣が定める施設基準」の別表第1判定スコア</p> <p>(1) レスピレーター管理＝8  (2) 気管内挿管、気管切開＝8  (3) 鼻咽頭エアウェイ＝5  (4) O<sub>2</sub>吸入又はspO<sub>2</sub>90パーセント以下の状態が10パーセント以上＝5  (5) 1回/時間以上の頻回の吸引＝8、6回/日以上以上の頻回の吸引＝3  (6) ネプライザー6回/日以上又は継続使用＝3  (7) I V H＝8  (8) 経管（経鼻・胃ろうを含む。）＝5  (9) 腸ろう・腸管栄養＝8  (10) 接続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時)＝3  (11) 継続する透析(腹膜灌流を含む)＝8  (12) 定期導尿3回/日以上＝8  (13) 人工肛門＝5</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第1の1の注10、平24厚告269の三、別表第1】</p> <p>※ 看護職員加配加算（Ⅰ）から（Ⅲ）については、いずれか1つを算定するものであること。</p> <p>※ 看護職員加配加算（Ⅰ）から（Ⅲ）における障害児の数の算出方法については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア 当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の延べ利用人数を用いる。</p> <p>イ 医療的ケアに関する判定スコアにある状態のいずれかに該当する障害児又は医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児（以下「医療的ケアが必要な障害児」という。）の当該年度の前年度の延べ利用人数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする。なお、この割合の算出に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</p> <p>ウ 児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所における医療的ケアが必要な障害児については、障害児の数を合算して算出すること。</p> <p>エ 新設、増改築等の場合の障害児の数については、</p> <p>(i) 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の障害児の数は、新設又は増改築等の時点から3月未満の間は、新設又は増改築等の時点から体制届の提出までの間の在籍者数（契約者数）のうち、医療的ケアが必要な障害児の数により判断することとし、新設又は増改築の時点から3月以上1年未満の間は、新設又は増改築の時点から3月における医療的ケアが必要な障害児の延べ利用人数を3月間の開所日数で除して得た数とする。また、新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における医療的ケアが必要な障害児の延べ利用人数を1年間の開所日数で除して得た数とする。</p> <p>(ii) 定員を減少する場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後3月における医療的ケアが必要な障害児の延べ利用人数を3月間の開所日数で除して得た数とする。</p> <p>(iii) これにより難い合理的な理由がある場合であって、都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市においては、指定都市又は児童相談所設置市の市長）が認めた場合には、他の適切な方法により、障害児の数を推定することができるものとする。</p> <p>オ 加算創設当初の措置として、平成30年3月31日時点において現に存する事業所にあつては、平成30年4月1日時点の在籍者数（契約者数）のうち、医療的ケアが必要な障害児の数により判断すること。また、導入後3月経過後は、3月における医療的ケアが必要な障害児の延べ利用人数を3月間の開所日数で除して得た数とする。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>		
5 共生型サービス体制強化加算	<p>共生型児童発達支援給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数に加算しているか。ただし、いずれかの加算を算定している場合は、その他の加算は算定しない。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第1の1の注11】</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・ 職員名簿</li> <li>・ 雇用契約書</li> <li>・ 勤務表</li> <li>・ 資格等を証明する書類</li> <li>・ 地域に貢献する活動に関する記録等</li> </ul>

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	児童発達支援・共生型児童発達支援		
6 家庭連携加算	<p>指定児童発達支援事業所に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下「児童発達支援事業所等従業者」という。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月に2回を限度として、その内容の指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第1の2の注】</p> <p>※ 保育所又は学校等の当該障害児が長時間所在する場所において支援を行うことが効果的であると認められる場合については、当該保育所又は学校等及び通所給付決定保護者の同意を得た上で、当該保育所又は学校等を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合には、この加算を算定して差し支えない。 この場合、当該支援を行う際には保育所等の職員との緊密な連携を図ること。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・ 児童発達支援計画</li> <li>・ 訪問に関する記録</li> <li>・ 相談援助等の記録</li> </ul>
7 事業所内相談支援加算	<p>指定児童発達支援事業所において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、同一日に6の家庭連携加算又は8の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第1の2の2の注】</p> <p>※ あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、障害児への支援方法等に関する相談援助を行った場合（次の①又は②のいずれかに該当する場合を除く。）に月1回に限り、算定するものであること。 ① 相談援助が30分に満たない場合 ② 当該相談援助について家庭連携加算又は訪問支援特別加算を算定している場合 ※ 相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。 ※ 相談援助を行うに当たっては、必ずしも事業所内で行う必要はないが、障害児及びその家族等が相談しやすいような周囲の環境等に十分配慮すること。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・ 児童発達支援計画</li> <li>・ 相談援助等の記録</li> </ul>
8 訪問支援特別加算	<p>継続して指定児童発達支援等を利用する障害児について、連続した5日間、当該指定児童発達支援等の利用がなかった場合において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して当該指定児童発達支援事業所等における指定児童発達支援等に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第1の3の注】</p> <p>※ 概ね3ヶ月以上継続的に利用していた障害児が最後に利用した日から中5日間以上連続して利用がなかった場合、障害児の居宅を訪問し、家族との連絡調整、引き続き指定児童発達支援事業所を利用するための働きかけ、当該障害児に係る児童発達支援計画の見直し等の支援を行った場合に加算するものであること。 この場合の「5日間」とは、当該障害児に係る通所予定日にかかわらず、開所日で5日間をいうものであることに留意すること。 なお、所要時間については、実際に要した時間により算定されるのではなく、通所支援計画に基づいて行われるべき指定児童発達支援に要する時間に基づき算定されるものであること。 また、1月に2回算定する場合については、この加算の算定後又は指定児童発達支援事業所の利用後、再度5日間以上連続して利用がなかった場合にのみ対象となるものであること。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・ サービス提供記録実績票</li> <li>・ 児童発達支援計画</li> <li>・ 訪問に関する記録</li> <li>・ 相談援助等の記録</li> </ul>
9 利用者負担上限額管理加算	<p>通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第1の5の注】</p> <p>※ 負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・ 受給者証写し</li> <li>・ 利用者負担上限額管理結果票</li> </ul>

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	児童発達支援・共生型児童発達支援		
10 福祉専門職員配置等加算	<p>(1) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第1の6の注1】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・職員名簿</li> <li>・雇用契約書</li> <li>・勤務表</li> <li>・出勤状況に関する書類</li> <li>・資格等を証明する書類</li> <li>・経験年数を証明する書類</li> </ul>
	<p>(2) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第1の6の注2】</p>	適・否	
	<p>(3) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(2)の福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>① 児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者（以下「児童指導員等」という。）として配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。</p> <p>② 児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第1の6の注3】</p> <p>※ 多機能型事業所については、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての障害児に対して加算を算定することとする。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	適・否	
11 欠席時対応加算	<p>指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又は当該障害児の家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。ただし、1のハ又はホを算定している指定児童発達支援事業所において1月につき当該児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第1の8の注】</p> <p>※ 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。</p> <p>※ 「障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行う」とは、電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該指定児童発達支援の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。</p> <p>※ 通所報酬告示第1の1のハ又はホを算定している事業所において、1月につき指定児童発達支援等を利用した障害児の延べ人数が利用定員に営業日数を乗じた数の80%に満たない場合については、重症心身障害児に限り8回を限度して算定可能とする。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・サービス提供記録実績票</li> <li>・連絡調整の記録</li> <li>・相談援助等の記録</li> </ul>



確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	児童発達支援・共生型児童発達支援		
12 特別支援加算	<p>「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成24年厚生労働省告示第269号)に適合するものとして知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、次の①から④に掲げるいずれにも適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を受けた障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、1の注8のイの(1)、ロの(1)、ハの(1)、ニの(1)若しくはホの(1)若しくは注9のイを算定している場合又は1の注11のイ若しくはロを算定していない場合は、加算しない。</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める基準」の一の三</p> <p>① 特別支援加算の対象となる障害児(以下「加算対象児」という。)に係る児童発達支援計画を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画(以下「特別支援計画」という。)を作成し、当該特別支援計画に基づき適切に訓練又は心理指導を行うこと。</p> <p>② 特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行うこと。</p> <p>③ 特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。</p> <p>④ 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める施設基準」の四</p> <p>次の①から③までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員又は厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程(昭和55年厚生省告示第4号)第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。)の教科を履修した者若しくはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者(以下「理学療法士等」という。)を配置していること。ただし、通所給付費等単位数表第1の1のロを算定する指定児童発達支援事業所あっては言語聴覚士を除き、通所給付費等単位数表第1の1のハ又はホを算定する指定児童発達支援事業所あっては理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員を除く。</p> <p>② 心理指導担当職員は大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。</p> <p>③ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。</p> <p style="text-align: center;">【平24厚告122別表第1の9の注、平24厚告269の四、平24厚告270の一の三】</p> <p>※ 特別支援加算については、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>① 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員又は厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程(昭和55年厚生省告示第4号)第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。)の教科を履修した者若しくはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を配置して、計画的に行った機能訓練又は心理指導(特別支援)について算定すること。</p> <p>② 特別支援を行うに当たっては、児童発達支援計画を踏まえ、障害児ごとに自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画(特別支援計画)を作成し、当該特別支援計画に基づくこと。</p> <p>③ 次に該当する場合には、当該加算は算定できないものであること。</p> <p>ア 児童発達支援給付費のロを算定している事業所において、言語聴覚士による訓練を行う場合。</p> <p>イ 児童発達支援給付費のハ又はホを算定している事業所において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員による訓練を行う場合。</p> <p>ウ 児童指導員等加配加算により理学療法士等(保育士を除く。)を配置している場合。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・児童発達支援計画</li> <li>・特別支援計画</li> <li>・同意書</li> <li>・サービスの提供に関する記録</li> <li>・職員名簿</li> <li>・雇用契約書</li> <li>・勤務表</li> <li>・出勤状況に関する書類</li> <li>・資格等を証明する書類</li> </ul>

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	児童発達支援・共生型児童発達支援		
13 強度行動障害児支援加算	<p>「厚生労働大臣が定める基準」（平成24年厚生労働省告示第270号）に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、「厚生労働大臣が定める基準」に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うものとして知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、1のハ又はホを算定している場合は、加算しない。</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める基準」の一の四（強度の行動障害を有する児童） 次の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の1点の欄から5点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が20点以上であると市町村が認めた障害児。（表省略）</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める基準」の一の五 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者が指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">【平24厚告122別表第1の9の2の注、平24厚告270の一の四、一の五】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・児童発達支援計画</li> <li>・サービスの提供に関する記録</li> <li>・職員名簿</li> <li>・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了証</li> </ul>
14 医療連携体制加算	<p>(1) 医療連携体制加算（Ⅰ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、児童発達支援給付費のハ（児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合）、ホ（重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合）又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p style="text-align: center;">【平24厚告122別表第1の10の注1】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・児童発達支援計画</li> <li>・サービスの提供に関する記録</li> <li>・看護日誌</li> </ul>
	<p>(2) 医療連携体制加算（Ⅱ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、児童発達支援給付費のハ、ホ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p style="text-align: center;">【平24厚告122別表第1の10の注2】</p>	適・否	
	<p>(3) 医療連携体制加算（Ⅲ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、児童発達支援給付費のハ、ホ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p style="text-align: center;">【平24厚告122別表第1の10の注3】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・児童発達支援計画</li> <li>・サービスの提供に関する記録</li> <li>・登録喀痰吸引等事業者申請関係書類</li> <li>・認定特定行為業務従事者認定証関係書類</li> </ul>
	<p>(4) 医療連携体制加算（Ⅳ）については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)、(2)、(5)若しくは(6)又は児童発達支援給付費のハ、ホ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p style="text-align: center;">【平24厚告122別表第1の10の注4】</p>	適・否	
	<p>(5) 医療連携体制加算（Ⅴ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して、1日当たりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)若しくは(2)又は児童発達支援給付費のハ、ホ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p style="text-align: center;">【平24厚告122別表第1の10の注5】</p>	適・否	
	<p>(6) 医療連携体制加算（Ⅵ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の障害児に対して、1日当たりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)若しくは(2)又は児童発達支援給付費のハ、ホ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p style="text-align: center;">【平24厚告122別表第1の10の注6】</p>	適・否	

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	児童発達支援・共生型児童発達支援		
	<p>※ (1)から(6)の医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ当該看護職員が障害児に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。</p> <p>① 指定児童発達支援事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害児に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。この支援は指定児童発達支援事業所等として行うものであるから連携する医療機関の医師から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。</p> <p>② 指定児童発達支援事業所等は、当該障害児に関する必要な情報を保護者等、主治医等を通じ、あらかじめ入手し本人の同意を得て連携する医療機関等に提供するよう努めるものとする。</p> <p>③ 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けて支援の提供を行うこと。</p> <p>④ 看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。（「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発0331002号）を参照のこと。）</p> <p>⑤ 通所報酬告示第1の10のホ又はへにおける「1日当たりの訪問時間」については、連続した時間である必要はなく、1日における訪問時間を合算したものであること。</p> <p>⑥ 児童発達支援給付費のハ若しくはホ又は看護職員加配加算を算定している場合には、当該加算は算定できないものであること。 【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>		
15 送迎加算	<p>(1) 送迎加算のイについては、障害児（重症心身障害児を除く。）に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。ただし、児童発達支援給付費のイ又はロを算定している場合は、算定しない。 【平24厚告122別表第1の11の注1】</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・ 送迎の記録</li> <li>・ 車両運行管理簿</li> <li>・ サービス提供記録実績票</li> <li>・ 職員名簿</li> <li>・ 勤務表</li> </ul>
	<p>(2) 送迎加算のイ及び1の注10を算定している指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援事業所の看護職員を伴い、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位を所定単位数に加算しているか。 【平24厚告122別表第1の11の注1の2】</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	
	<p>(3) 送迎加算のロについては、「厚生労働大臣が施設基準」（平成24年厚生労働省告示第269号）に適合するものとして知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める基準」の四の二 送迎の際に、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を1以上配置していること。 【平24厚告122別表第1の11の注2、平24厚告269の四の二】</p> <p>※ 重症心身障害児の送迎については、児童発達支援給付費のハ又はホにより評価しているところであるから、本加算においては送迎にあたり、運転手に加えて指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事するものに限る。）を1人以上配置している場合に算定を行うものであること。 なお、医療的ケアが必要な重症心身障害児に対する送迎を行う場合には、喀痰吸引等を行うことができる職員を配置するよう努めること。</p> <p>※ 送迎については、指定児童発達支援事業所等と居宅までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。 【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	
	<p>(4) 送迎加算のイ及びロについては、指定児童発達支援事業所等において行われる指定児童発達支援等の提供に当たって、指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。 【平24厚告122別表第1の11の注3】</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	児童発達支援・共生型児童発達支援		
16 延長支援加算	<p>「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成24年厚生労働省告示第269号)に適合するものとして知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位を加算しているか。</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める施設基準」の五 次の①から③までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 運営規程に定められている営業時間が8時間以上であること。 ② 8時間以上の営業時間の前後の時間において、児童発達支援を行うこと。 ③ 指定通所基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を1以上配置していること。</p> <p>【平24厚告122別表第1の12の注、平24厚告269の五】</p> <p>※ ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。 ※ 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるものであること。 ※ 延長時間帯に、指定通所基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)が1名以上配置していること。 ※ 保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。</p> <p>【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・児童発達支援計画</li> <li>・サービスの提供に関する記録</li> <li>・運営規程</li> <li>・勤務表</li> </ul>
17 関係機関連携加算	<p>(1) 関係機関連携加算(I)については、障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、共生型児童発達支援事業所については、1の注11のイ又はロを算定してない場合には、算定しない。</p> <p>【平24厚告122別表第1の12の2の注1】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・児童発達支援計画</li> <li>・会議録</li> <li>・連絡調整の記録</li> <li>・相談援助等の記録</li> </ul>
	<p>(2) 関係機関連携加算(II)については、障害児が就学予定の小学校若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等(以下「小学校等」という。)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p> <p>【平24厚告122別表第1の12の2の注2】</p>	適・否	
18 保育・教育等移行支援加算	<p>障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談支援を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算しない。</p> <p>【平24厚告122別表第1の12の3の注】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・児童発達支援計画</li> <li>・移行支援の記録</li> <li>・相談援助等の記録</li> </ul>
19 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>「厚生労働大臣が定める基準」(平成18年厚生労働省告示第270号)に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所(独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18において同じ。)が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次の(1)から(5)に掲げる単位数を所定単位数のいずれかを加算しているか。ただし、次の(1)から(5)のいずれかの加算を算定している場合にあっては、次の(1)から(5)のその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 2から16までにより算定した所定単位数の1000分の76に相当する単位数次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ② 当該指定児童発達支援事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、知事に届け出ていること。</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・福祉・介護職員処遇改善計画書</li> <li>・賃金を改善したことが分かる書類</li> <li>・職員に周知した記録</li> <li>・労働保険料の納付関係書類</li> <li>・研修計画</li> <li>・研修実施記録</li> <li>・就業規則</li> <li>・給与規程</li> </ul>

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	児童発達支援・共生型児童発達支援		
	<p>③ 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p> <p>④ 当該指定児童発達支援事業所において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>⑥ 当該指定児童発達支援事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第10条第2項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていること。</p> <p>⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>イ アの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>エ ウについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>オ 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>カ オの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>⑧ 平成27年4月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 2から16までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数 (1)の①から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 2から16までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① (1)の①から⑥までに掲げる基準に適合すること。</p> <p>② 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>③ 平成20年10月から(1)の②の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(4) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位 (1)の①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(3)の②又は③に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(5) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数 (1)の①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第1の13の注、平24厚告270の二】</p>		

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	児童発達支援・共生型児童発達支援		
20 福祉・介護職員処遇改善特別加算	<p>「厚生労働大臣が定める基準」（平成24年厚生労働省告示第270号）に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定児童発達支援事業所が、次の①から⑥に掲げる基準のいずれにも適合し、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、2から16までにより算定した所定単位数の1000分の10に相当する単位数を加算しているか。ただし、19の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。</p> <p>① 賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>② 当該指定児童発達支援事業所において、①の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員等に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>③ 福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。</p> <p>④ 当該指定児童発達支援事業所において、事業年度ごとに福祉・介護職員等の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>⑥ 指定児童発達支援事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第1の14の注、平24厚告270の三】</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・ 福祉・介護職員処遇改善計画書</li> <li>・ 賃金を改善したことが分かる書類</li> <li>・ 職員に周知した記録</li> <li>・ 労働保険料の納付関係書類</li> <li>・ 研修計画</li> <li>・ 研修実施記録</li> </ul>

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	医療型児童発達支援		
第6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い	【法第21条の5の3第2項】		
1 基本事項（児童発達支援センター以外）	(1) 指定医療型児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費単位数表」の第2により算定する単位数に10円を乗じて得た額を算定しているか。  【平24厚告122の一、平24厚告128、法第21条の5の3第2項】	適・否	・障害児通所給付費申請書 ・障害児通所給付費請求明細書
	(2) (1)の規定により、指定医療型児童発達支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。  【平24厚告122の二】	適・否	
2 医療型児童発達支援給付費（児童発達支援センター以外）	(1) 指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置している場合、所定単位数の1000分の965に相当する単位数としているか。  【平24厚告122別表第2の1の注1】	適・否	・障害児通所給付費申請書 ・障害児通所給付費請求明細書 ・サービス提供記録実績票 ・利用者数に関する書類 ・医療型児童発達支援計画
	(2) 医療型児童発達支援給付費の算定に当たって、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ① 指定医療型児童発達支援事業所の障害児の数が次のア又はイのいずれかに該当する場合 100分の70 ア 過去3月間の障害児の数の平均値が、次のa又はbのいずれかに該当する場合 a 利用定員が11人以下 利用定員の数に3を加えて得た数を超える場合 b 利用定員が12人以上 利用定員の数に100分の125を乗じて得た数を超える場合 イ 1日の障害児の数が、次のa又はbのいずれかに該当する場合 a 利用定員が50人以下 利用定員の数に100分の150を乗じて得た数を超える場合 b 利用定員が51人以上 利用定員の数に当該利用定員の数から50を控除した数に100分の25を乗じて得た数に25を加えた数を超えて得た数を超える場合 ② 指定医療型児童発達支援の提供に当たって、医療型児童発達支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 ア 医療型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 イ 医療型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50  【平24厚告122別表第2の1の注2、平24厚告271の二】	適・否	
	(3) 指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関の営業時間が、次の①又は②のいずれかに該当する場合、所定単位数に100分の80を乗じて得た数を算定しているか。 ① 指定医療型児童発達支援事業所の場合にあっては運営規程に定められている営業時間が4時間を満たしていない場合 ② 指定医療機関の場合にあっては指定医療型児童発達支援を行うのに要する1日当たりの標準的な時間数が4時間を満たしていない場合  【平24厚告122別表第2の1の注3、平24厚告271の二、留意事項通知 平24障発0330第16】	適・否	・障害児通所給付費申請書 ・障害児通所給付費請求明細書 ・運営規程 ・重要事項説明書
	(4) やむを得ず指定通所基準第44条第1項に規定する身体拘束等を行ったにもかかわらず、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。  【平24厚告122別表第2の1の注4】	適・否	・障害児通所給付費申請書 ・障害児通所給付費請求明細書 ・身体拘束等に関する書類

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	医療型児童発達支援		
3 家庭連携加算	<p>指定医療型児童発達支援事業所に置くべき従業員又は指定医療機関の職員（医療型児童発達支援事業所等従業者）が医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月に2回を限度として、その内容の指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第2の2の注】</p> <p>※ 保育所又は学校等の当該障害児が長時間所在する場所において支援を行うことが効果的であると認められる場合については、当該保育所又は学校等及び通所給付決定保護者の同意を得た上で、当該保育所又は学校等を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合には、この加算を算定して差し支えない。 この場合、当該支援を行う際には保育所等の職員との緊密な連携を図ること。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・医療型児童発達支援計画</li> <li>・訪問に関する記録</li> <li>・相談援助等の記録</li> </ul>
4 事業所内相談支援加算	<p>指定医療型児童発達支援事業所において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、同一日に4の家庭連携加算又は6の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第2の2の2の注】</p> <p>※ あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、障害児への支援方法等に関する相談援助を行った場合（次の①又は②のいずれかに該当する場合を除く。）に月1回に限り、算定するものであること。 ① 相談援助が30分に満たない場合 ② 当該相談援助について家庭連携加算又は訪問支援特別加算を算定している場合</p> <p>※ 相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。 ※ 相談援助を行うに当たっては、必ずしも事業所内で行う必要はないが、障害児及びその家族等が相談しやすいような周囲の環境等に十分配慮すること。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・児童発達支援計画</li> <li>・相談援助等の記録</li> </ul>
5 訪問支援特別加算	<p>継続して指定医療型児童発達支援を利用する障害児について、連続した5日間、当該指定医療型児童発達支援の利用がなかった場合において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して当該指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関における指定医療型児童発達支援に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第2の3の注】</p> <p>※ 概ね3ヶ月以上継続的に利用していた障害児が最後に利用した日から中5日間以上連続して利用がなかった場合、障害児の居宅を訪問し、家族との連絡調整、引き続き指定医療型児童発達支援事業所を利用するための働きかけ、当該障害児に係る医療型児童発達支援計画の見直し等の支援を行った場合に加算するものであること。 この場合の「5日間」とは、当該障害児に係る通所予定日にかかわらず、開所日で5日間をいうものであることに留意すること。 なお、所要時間については、実際に要した時間により算定されるのではなく、医療型児童発達支援計画に基づいて行われるべき指定医療型児童発達支援に要する時間に基づき算定されるものであること。 また、1月に2回算定する場合については、この加算の算定後又は指定医療型児童発達支援事業所の利用後、再度5日間以上連続して利用がなかった場合のみ対象となるものであること。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・サービス提供記録実績票</li> <li>・医療型児童発達支援計画</li> <li>・訪問に関する記録</li> <li>・相談援助等の記録</li> </ul>
6 食事提供加算	<p>(1) 食事提供加算(I)については、中間所得者の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第2の4の注1】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・職員名簿</li> <li>・勤務表</li> <li>・委託契約書</li> <li>・受給者証写し</li> </ul>



確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	医療型児童発達支援		
	<p>(2) 食事提供加算(Ⅱ)については、低所得者の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第2の4の注2】</p> <p>※ 食事提供加算については、事業所内の調理室を使用して原則として当該事業所が自ら調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該事業所の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。ただし、当該調理委託が行えるのは当該事業所内の調理室を使用して調理させる場合に限り、事業所外で調理し、搬入する方法は認められないものであること。 また、出前の方法や市販の弁当を購入して、障害児に提供するような方法も認められない。 なお、1日に複数回食事の提供をした場合の取扱いについては、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回の算定はできない。ただし、特定費用としての食材料費については、複数食分を通所給付決定保護者から徴収して差し支えないものである。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	適・否	
7 利用者負担上限額管理加算	<p>利用者負担合計額の管理を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第2の5の注】</p> <p>※ 負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・受給者証写し</li> <li>・利用者負担上限額管理結果票</li> </ul>
8 福祉専門職員配置等加算	<p>(1) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士であるものを除く。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第2の6の注1】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・職員名簿</li> <li>・雇用契約書</li> <li>・勤務表</li> <li>・出勤状況に関する書類</li> <li>・資格等を証明する書類</li> <li>・経験年数を証明する書類</li> </ul>
	<p>(2) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第2の6の注2】</p>	適・否	
	<p>(3) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(2)の福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>① 児童指導員若しくは保育士又は指定医療機関の職員（直接支援業務に従事する保育士又は指導員であるものに限る。）（児童指導員等）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。</p> <p>② 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第2の6の注3】</p> <p>※ 多機能型事業所については、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての障害児に対して加算を算定することとする。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	適・否	

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	医療型児童発達支援		
9 欠席時対応加算	<p>指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関において指定医療型児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当該指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、障害児又は当該障害児の家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。ただし、1のロ又はニを算定している指定医療型児童発達支援事業所又は指定児童発達支援医療機関において1月につき当該指定医療型児童発達支援を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第2の7の注】</p> <p>※ 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。</p> <p>※ 「障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該指定児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。</p> <p>※ 通所報酬告示第1の1のロ又はニを算定している事業所において、1月につき指定児童発達支援等を利用した障害児の延べ人数が利用定員に営業日数を乗じた数の80%に満たない場合については、重症心身障害児に限り8回を限度して算定可能とする。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・サービス提供記録実績票</li> <li>・連絡調整の記録</li> <li>・相談援助等の記録</li> </ul>
10 特別支援加算	<p>「厚生労働大臣が定める施設基準」（平成24年厚生労働省告示第269号）に適合するものとして知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所において、次の①から④に掲げるいずれにも適合する指定医療型児童発達支援を行った場合に、当該指定医療型児童発達支援を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める基準」の四</p> <p>① 特別支援加算の対象となる障害児（加算対象児）に係る医療型児童発達支援計画を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作に係る訓練、言語訓練又は心理指導のための計画（特別支援計画）を作成し、当該特別支援計画に基づき適切に訓練又は心理指導を行うこと。</p> <p>② 特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行うこと。</p> <p>③ 特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。</p> <p>④ 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める施設基準」の六</p> <p>① 言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置していること。</p> <p>② 心理指導担当職員は大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。</p> <p>③ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第2の8の注、平24厚告269の六、平24厚告270の四】</p> <p>※ 特別支援加算については、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>① 言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して、計画的に行った訓練又は心理指導（特別支援）について算定すること。</p> <p>② 特別支援を行うに当たっては、医療型児童発達支援計画を踏まえ、障害児ごとに自立生活に必要な日常生活動作等に係る訓練又は心理指導のための計画（特別支援計画）を作成し、当該特別支援計画に基づくこと。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・医療型児童発達支援計画</li> <li>・特別支援計画</li> <li>・同意書</li> <li>・サービスの提供に関する記録</li> <li>・職員名簿</li> <li>・雇用契約書</li> <li>・勤務表</li> <li>・出勤状況に関する書類</li> <li>・資格等を証明する書類</li> </ul>

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	医療型児童発達支援		
11 送迎加算	<p>重症心身障害児に対して、その居宅等と指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第2の8の2の注】</p> <p>※ 重症心身障害児の送迎については、医療型児童発達支援給付費のロにより評価しているところであるから、本加算においては送迎にあたり、運転手に加えて指定通所基準の規定により置くべき職員又は指定医療機関の職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を1人以上配置している場合に算定を行うものであること。</p> <p>なお、医療的ケアが必要な重症心身障害児に対する送迎を行う場合には、喀痰吸引等を行うことができる職員を配置するよう努めること。</p> <p>※ 送迎については、指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関と居宅までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・医療型児童発達支援計画</li> <li>・サービスの提供に関する記録</li> <li>・送迎の記録</li> <li>・車両運行管理簿</li> <li>・職員名簿</li> <li>・勤務表</li> </ul>
12 保育職員加配加算	<p>(1) 保育機能の充実を図るため、医療型児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を1人以上配置しているものとして知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第2の8の3の注1】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・職員名簿</li> <li>・雇用契約書</li> <li>・勤務表</li> <li>・出勤状況に関する書類</li> <li>・資格等を証明する書類</li> </ul>
	<p>(2) 医療型児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を2人以上配置しているものとして知事に届け出た定員21人以上の指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、22単位を加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第2の8の3の注2】</p>	適・否	
13 延長支援加算	<p>「厚生労働大臣が定める施設基準」（平成24年厚生労働省告示第269号）に適合するものとして知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関において、障害児に対して、医療型児童発達支援計画に基づき指定医療型児童発達支援を行った場合に、当該指定医療型児童発達支援を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める施設基準」の七 次の①から③までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 運営規程に定められている営業時間が8時間以上であること。</p> <p>② 8時間以上の営業時間の前後の時間において、医療型児童発達支援を行うこと。</p> <p>③ 指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を1人以上配置していること。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第2の9の注、平24厚告269の七】</p> <p>※ ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。</p> <p>※ 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるものであること。</p> <p>※ 延長時間帯に、指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）が1名以上配置していること。</p> <p>※ 保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・医療型児童発達支援計画</li> <li>・サービスの提供に関する記録</li> <li>・運営規程</li> <li>・勤務表</li> </ul>
14 関係機関連携加算	<p>(1) 関係機関連携加算(Ⅰ)については、障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る医療型児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第2の9の2の注1】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・医療型児童発達支援計画</li> <li>・会議録</li> <li>・連絡調整の記録</li> <li>・相談援助等の記録</li> </ul>

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	医療型児童発達支援		
	(2) 関係機関連携加算(Ⅱ)については、小学校等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。  【平24厚告122別表第2の9の2の注2】	適・否	
15 保育・教育等移行支援加算	障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定医療型児童発達支援事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談支援を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をすることは、加算しない。  【平24厚告122別表第2の9の3の注】	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・児童発達支援計画</li> <li>・移行支援の記録</li> <li>・相談援助等の記録</li> </ul>
16 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>「厚生労働大臣が定める基準」(平成18年厚生労働省告示第270号)に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所(独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17において同じ。)が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間((4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次の(1)から(5)に掲げる単位数を所定単位数のいずれかを加算しているか。ただし、次の(1)から(5)のいずれかの加算を算定している場合にあつては、次の(1)から(5)のその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2から15までにより算定した所定単位数の1000分の146に相当する単位数 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>② 当該指定医療型児童発達支援事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>③ 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p> <p>④ 当該指定医療型児童発達支援事業所において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>⑥ 当該指定医療型児童発達支援事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第10条第2項に規定する労働保険料をいう。)の納付が適正に行われていること。</p> <p>⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>イ アの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>エ ウについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>オ 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>カ オの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>⑧ 平成27年4月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 2から15までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数 (1)の①から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・福祉・介護職員処遇改善計画書</li> <li>・賃金を改善したことが分かる書類</li> <li>・職員に周知した記録</li> <li>・労働保険料の納付関係書類</li> <li>・研修計画</li> <li>・研修実施記録</li> <li>・就業規則</li> <li>・給与規程</li> </ul>

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	医療型児童発達支援		
	<p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 2から15までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① (1)の①から⑥までに掲げる基準に適合すること。</p> <p>② 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>③ 平成20年10月から(1)の②の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(4) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位 (1)の①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(3)の②又は③に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(5) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数 (1)の①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第2の10の注、平24厚告270の五】</p>		
17 福祉・介護職員処遇改善特別加算	<p>「厚生労働大臣が定める基準」(平成24年厚生労働省告示第270号)に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、次の①から⑥に掲げる基準のいずれにも適合し、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合に、2から15までにより算定した所定単位数の1000分の20に相当する単位数を加算しているか。ただし、16の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。</p> <p>① 賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>② 当該指定医療型児童発達支援事業所において、①の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員等に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>③ 福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。</p> <p>④ 当該指定医療型児童発達支援事業所において、事業年度ごとに福祉・介護職員等の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>⑥ 指定医療型児童発達支援事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第2の11の注、平24厚告270の六】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・福祉・介護職員処遇改善計画書</li> <li>・賃金を改善したことが分かる書類</li> <li>・職員に周知した記録</li> <li>・労働保険料の納付関係書類</li> <li>・研修計画</li> <li>・研修実施記録</li> </ul>

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	放課後等デイサービス・共生型放課後等デイサービス		
第6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い	【法第21条の5の3第2項】		
1 基本事項	(1) 指定放課後等デイサービスに要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費等単位数表」の第3により算定する単位数に、平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。  【平24厚告122の一、平24厚告128、法第21条の5の3第2項】	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児通所給付費申請書</li> <li>・ 障害児通所給付費請求明細書</li> </ul>
	(2) (1)の規定により、指定放課後等デイサービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。  【平24厚告122の二】	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	
2 放課後等デイサービス給付費	(1) イ及びハの(1)については、学校に就学している障害児（就学児）に対し、授業終了後に、指定放課後等デイサービスの単位（イについては、「厚生労働大臣が定める施設基準」（平成24年厚生労働省告示第269号）に適合するものとして知事に届け出たものに限る。）において指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 【平24厚告122別表第3の1の注1、平24厚告269の八】	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児通所給付費申請書</li> <li>・ 障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・ サービス提供記録実績票</li> <li>・ 利用者数に関する書類</li> <li>・ 職員名簿</li> <li>・ 雇用契約書</li> <li>・ 勤務表</li> <li>・ 出勤状況に関する書類</li> <li>・ 資格等を証明する書類</li> </ul>
	(2) ロ及びハの(2)については、就学児又は学校に就学していないもの（就学児等）に対し、休業日に、指定放課後等デイサービスの単位（ロについては、「厚生労働大臣が定める施設基準」（平成24年厚生労働省告示第269号）に適合するものとして知事に届け出たものに限る。）において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 【平24厚告122別表第3の1の注2、平24厚告269の八】  ※ 「厚生労働大臣が定める施設基準」の八 イ 通所給付費等算定表第3の1のイの(1)及びロの(1)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位 次の①及び②又は③に該当すること。 ① 指定通所基準第66条第1項第1号の基準を満たしていること。 ② 障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び別表第2に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上であると市町村が認めたものの占める割合が100分の50以上であること。 ③ 指定通所基準第66条第3項の基準を満たしていること。  ロ 通所給付費等算定表第3の1のイの(2)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位 次の①から③までのいずれにも該当すること。 ① 指定通所基準第66条第1項第1号の基準を満たしていること。 ② 障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び別表第2に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が12点以上であると市町村が認めたものの占める割合が100分の50以上であること。 ③ 指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満であること。  ハ 通所給付費等算定表第3の1のイの(3)及びロの(2)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位 次の①及び②のいずれにも該当すること。 ① 指定通所基準第66条第1項第1号の基準を満たしていること。 ② 障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び別表第2に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上であると市町村が認めたものの占める割合が100分の50未満であること。		

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	放課後等デイサービス・共生型放課後等デイサービス		
	<p>ニ 通所給付費等算定表第3の1のイ(4)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位 次の①から③までのいずれにも該当すること。</p> <p>① 指定通所基準第66条第1項第1号の基準を満たしていること。</p> <p>② 障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び別表第2に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上であると市町村が認めたものの占める割合が100分の50未満であること。</p> <p>③ 指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満であること。</p> <p>※ 放課後等デイサービス給付費の区分について</p> <p>(一) 通所報酬告示第3の1のイ(1)又はロ(1)を算定する場合</p> <p>ア (二)に該当しない障害児について算定すること。</p> <p>イ 次の(i)及び(ii)又は(iii)に該当すること。</p> <p>(i) 指定通所基準第66条第1項第1号の基準を満たしていること。</p> <p>(ii) 障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び第269号告示別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上であると市町村が認めたもの(以下「指標該当児」という。)の占める割合が50%以上であること。</p> <p>(iii) 指定通所基準第66条第3項第1号の基準を満たしていること。</p> <p>(一の二) 通所報酬告示第3の1のイ(2)を算定する場合</p> <p>ア (二)に該当しない障害児について算定すること。</p> <p>イ 次の(i)から(iii)までのいずれにも該当すること。</p> <p>(i) 指定通所基準第66条第1項第1号の基準を満たしていること。</p> <p>(ii) 障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び指標該当児の占める割合が50%以上であること。</p> <p>(iii) 指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満であること。 なお、ここでいう「提供時間」は、運営規程等に定める標準的なサービス提供時間に1日に設置される単位の数を乗じた数とする。</p> <p>(例1) A 標準的なサービス提供時間：4時間 B 1日に設置される単位の数：1単位 提供時間：A×B=4時間</p> <p>(例2) A 標準的なサービス提供時間：2時間 B 1日に設置される単位の数：2単位 提供時間：A×B=4時間</p> <p>(一の三) 通所報酬告示第3の1のイ(3)又はロ(2)を算定する場合</p> <p>ア (二)に該当しない障害児について算定すること。</p> <p>イ 次の(i)及び(ii)のいずれにも該当すること。</p> <p>(i) 指定通所基準第66条第1項第1号の基準を満たしていること。</p> <p>(ii) 障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び指標該当児の占める割合が50%未満であること。</p> <p>(一の四) 通所報酬告示第3の1のイ(4)を算定する場合</p> <p>ア (二)に該当しない障害児について算定すること。</p> <p>イ 次の(i)から(iii)までのいずれにも該当すること。</p> <p>(i) 指定通所基準第66条第1項第1号の基準を満たしていること。</p> <p>(ii) 障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び指標該当児の占める割合が50%未満であること。</p> <p>(iii) 指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満であること。 なお、ここでいう「提供時間」は、運営規程等に定める標準的なサービス提供時間に1日に設置される単位の数を乗じた数とする。</p>		

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	放課後等デイサービス・共生型放課後等デイサービス		
	<p>(二) 通所報酬告示第3の1のハを算定する場合            ア 障害児が重症心身障害児であること。            イ 指定通所基準第66条第3項の基準を満たしていること。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>		
	<p>(3) 二の(1)については、就学児に対し、授業終了後に、「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成24年厚生労働省告示第269号)に適合するものとして知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第3の1の注1の2、平24厚告269の八の二】</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	
	<p>(4) 二の(2)については、就学児に対し、休業日に、「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成24年厚生労働省告示第269号)に適合するものとして知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第3の1の注2の2、平24厚告269の八の二】</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	
	<p>(5) イについては、授業終了後に、「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成24年厚生労働省告示第269号)に適合するものとして知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める施設基準」の九            児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者(通所指定基準第5条第1項第1号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。)のうち強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号。以下「居宅介護従業者基準」という。))別表第5に定める内容以上の研修をいう。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置していること。</p> <p>※ 放課後等デイサービス給付費の区分について            通所報酬告示第3の1の注3を算定する場合            ア 通所報酬告示第3の1のイ又はロを算定していること。            イ 放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数のうち、1以上が児童指導員等であること。            【平24厚告122別表第3の1の注3、平24厚告269の九、留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児通所給付費申請書</li> <li>・ 障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・ サービス提供記録実績票</li> <li>・ 職員名簿</li> <li>・ 雇用契約書</li> <li>・ 勤務表</li> <li>・ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了証</li> </ul>
	<p>(6) ロについては、休業日に、「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成24年厚生労働省告示第269号)に適合するものとして知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>※ 放課後等デイサービス給付費の区分について            通所報酬告示第3の1の注4を算定する場合            ア 通所報酬告示第3の1のイ又はロを算定していること。            イ 放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数のうち、1以上が児童指導員等であること。            【平24厚告122別表第3の1の注4、平24厚告269の九、留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	



確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	放課後等デイサービス・共生型放課後等デイサービス		
	<p>(7) 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次の①から⑤のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に multiplying 得た数を算定しているか。ただし、⑤については、平成31年3月31日までの間は、算定しない。</p> <p>① 指定放課後等デイサービス事業所の障害児の数が次のア又はイのいずれかに該当する場合 100分の70</p> <p>ア 過去3月間の障害児の数の平均値が次のa又はbのいずれかに該当する場合</p> <p>a 利用定員が11人以下 利用定員の数に3を加えて得た数を超える場合</p> <p>b 利用定員が12人以上 利用定員の数に100分の125を乗じて得た数を超える場合</p> <p>イ 1日の障害児の数が次のa又はbのいずれかに該当する場合</p> <p>a 利用定員が50人以下 利用定員の数に100分の150を乗じて得た数を超える場合</p> <p>b 利用定員が51人以上 利用定員の数に当該利用定員の数から50を控除した数に100分の25を乗じて得た数に25を加えた数を加えて得た数を超える場合</p> <p>② 従業員の員数が次に該当する場合 100分の70（3月以上継続している場合は、100分の50） 指定通所基準の規定により置くべき児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の員数を満たしていない場合</p> <p>③ 従業員の員数が次に該当する場合 100分の70（5月以上継続している場合は、100分の50） 指定通所基準の規定により置くべき児童発達支援管理責任者の員数を満たしていない場合</p> <p>④ 指定放課後等デイサービスの提供に当たって、放課後等デイサービス計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合</p> <p>ア 放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70</p> <p>イ 放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50</p> <p>⑤ 指定放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス等」という。）の提供に当たって、指定通所基準第71条又は第71条の2において準用する指定通所基準第26条の5に規定する基準に適合しているものとして知事に届け出ていない場合 100分の85</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第3の1の注5、平24厚告271の三】</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児通所給付費申請書</li> <li>・ 障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・ サービス提供記録実績票</li> <li>・ 利用者数に関する書類</li> <li>・ 職員名簿</li> <li>・ 雇用契約書</li> <li>・ 勤務表</li> <li>・ 出勤状況に関する書類</li> <li>・ 資格等を証明する書類</li> <li>・ 放課後等デイサービス計画</li> <li>・ 自己評価結果等の公表に関する書類</li> </ul>
	<p>(8) ロ、ハの(2)、ニの(2)に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、営業時間（運営規程に定める営業時間をいう。）が、次に該当する場合には、所定単位数に次に掲げる割合を乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>ア 営業時間が4時間以上6時間未満の場合 100分の85</p> <p>イ 営業時間が4時間未満の場合 100分の70</p> <p>※ 「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないこと。</p> <p>※ 6時間以上開所しているが、障害児の事情等によりサービス提供時間が6時間未満となった場合は、減算の対象とならないこと。また、5時間開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が4時間未満となった場合は、4時間以上6時間未満の場合の割合を乗ずること。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第3の1の注6、平24厚告271の三、留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児通所給付費申請書</li> <li>・ 障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・ 受給者証写し</li> <li>・ 運営規程</li> </ul>
	<p>(9) 指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条又は第71条の2において準用する指定通所基準第44条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第3の1の注7】</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児通所給付費申請書</li> <li>・ 障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・ 身体拘束等に関する書類</li> </ul>
<b>3 児童指導員等加配加算</b> <b>(1) 児童指導員等加配加算（I）</b>	<p>常時見守りが必要な就学児への支援や就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要とする員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは「厚生労働大臣が定める基準」（平成24年厚生労働省告示第270号）に適合する専門職員（以下「理学療法士等」という。）、児童指導員若しくは「厚生労働大臣が定める基準」に適合する者（以下「児童指導員等」という。）、又はその他の従業者（当該「厚生労働大臣が定める基準」に適合する者を除く。）を1名以上配置しているものとして知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所（イの(1)又は(2)を算定する場合にあつては、通所報酬告示第1の3の注3又は注4の加算を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、児童指導員等又は保育士を2以上配置している場合に限る。）において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・ 職員名簿</li> <li>・ 雇用契約書</li> <li>・ 勤務表</li> <li>・ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了証</li> </ul>

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	放課後等デイサービス・共生型放課後等デイサービス		
	<p>※ 「厚生労働大臣が定める基準」の七（厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員） 次のいずれかに該当する者 ア 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者 イ 厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和55年厚生省告示第4号）第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める基準」の七の二（厚生労働大臣が定める基準に適合する者） 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）別表第5に定める内容以上の研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者</p> <p>※ ① 通所報酬告示第1の3の注8のイについては、以下のアからウまでのいずれも満たす場合に算定すること。 ア ②に該当しないこと。 イ 通所報酬告示第1の3の注3又は注4の加算を算定している事業所において、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。 ウ (1)又は(2)を算定する場合にあつては、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数とイの加配職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を2名以上配置（常勤換算による算定）していること。</p> <p>※ ② 通所報酬告示第1の3の注8のロについては、以下のア及びビのいずれも満たす場合に算定すること。 ア 通所報酬告示第1の3のハを算定していること。 イ 放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</p> <p style="text-align: center;">【平24厚告122別表第3の1の注8、平24厚告270八の二、平24障発0330第16】</p>		
(2) 児童指導員等加配加算（Ⅱ）	<p>1のイの(1)若しくは(2)又はロの(1)を算定する指定放課後等デイサービス事業所であつて、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者及び注8の加算の算定に必要となる理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置しているものとして知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所（イ又はロを算定する場合にあつては、注3又は注4の加算を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、児童指導員等又は保育士を2以上配置している場合に限る。）において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、注5の(2)を算定している場合は、加算しない。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第3の1の注9】</p> <p>※ 以下のアからウまでのいずれも満たす場合に算定すること。 ア 通所報酬告示第3の1のイの(1)若しくは(2)又はロの(1)を算定していること。 イ 放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数及び通所報酬告示第3の1の注8の加算の算定に必要となる理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。 ウ イ又はロを算定する場合にあつては、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数とイの加配職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を2名以上配置（常勤換算による算定）していること。 ※ 通所支援計画を作成していない場合は算定できないこと。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	適・否	

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	放課後等デイサービス・共生型放課後等デイサービス		
4 看護職員加配加算	<p>「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成24年厚生労働省告示第269号)に適合するものとして知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき所定単位数に加算しているか。ただし、いずれかの加算を算定している場合にあっては、その他の加算は算定しない。</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める施設基準」の十のイ(看護職員加配加算(Ⅰ))  次のア又はイのいずれか及びウに該当すること。  ア 通所給付費等単位数表第3の1のイ又はロを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を1以上配置し、かつ、別表第1の各項目に規定する状態のいずれかに該当する障害児の数が1以上であること。  イ 通所給付費等単位数表第3の1のハを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を1以上配置し、かつ、別表第1の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、8点以上である障害児の数が5以上であること。  ウ 別表第1の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める施設基準」の十のロ(看護職員加配加算(Ⅱ))  次のア又はイのいずれか及びウに該当すること。  ア 通所給付費等単位数表第3の1のイ又はロを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を2以上配置し、かつ、別表第1の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、8点以上である障害児の数が5以上であること。  イ 通所給付費等単位数表第3の1のハを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を2以上配置し、かつ、別表第1の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、8点以上である障害児の数が9以上であること。  ウ 別表第1の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める施設基準」の十のハ(看護職員加配加算(Ⅲ))  次のア又はイのいずれかにも該当すること。  ア 通所給付費等単位数表第3の1のイ又はロを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を3以上配置し、かつ、別表第1の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、8点以上である障害児の数が9以上であること。  イ 別表第1の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める施設基準」の別表第1判定スコア  (1) レスピレーター管理=8  (2) 気管内挿管、気管切開=8  (3) 鼻咽頭エアウェイ=5  (4) O<sub>2</sub>吸入又はspO<sub>2</sub>90パーセント以下の状態が10パーセント以上=5  (5) 1回/時間以上の頻回の吸引=8、6回/日以上以上の頻回の吸引=3  (6) ネブライザー6回/日以上又は継続使用=3  (7) I V H=8  (8) 経管(経鼻・胃ろうを含む。)=5  (9) 腸ろう・腸管栄養=8  (10) 接注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時)=3  (11) 継続する透析(腹膜灌流を含む)=8  (12) 定期導尿3回/日以上=8  (13) 人工肛門=5</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第3の1の注10、平24厚告269の十、別表第1】</p> <p>※ 看護職員加配加算(Ⅰ)から(Ⅲ)については、いずれか1つを算定するものであること。  ※ 看護職員加配加算(Ⅰ)から(Ⅲ)における障害児の数の算出方法については、以下のとおり取り扱うこととする。  ア 当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の延べ利用人数を用いる。</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・職員名簿</li> <li>・雇用契約書</li> <li>・勤務表</li> <li>・資格等を証明する書類</li> <li>・利用者、利用者数に関する書類</li> <li>・医療的ケアが必要な障害児に対する支援ができる旨を公表していることに関する書類</li> </ul>

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	放課後等デイサービス・共生型放課後等デイサービス		
	<p>イ 医療的ケアに関する判定スコアにある状態のいずれかに該当する障害児又は医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児（以下「医療的ケアが必要な障害児」という。）の当該年度の前年度の延べ利用人数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする。 なお、この割合の算出に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</p> <p>ウ 児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所における医療的ケアが必要な障害児については、障害児の数を合算して算出すること。</p> <p>エ 新設、増改築等の場合の障害児の数については、            (i) 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の障害児の数は、新設又は増改築等の時点から3月未満の間は、新設又は増改築等の時点から体制届の提出までの間の在籍者数（契約者数）のうち、医療的ケアが必要な障害児の数により判断することとし、新設又は増改築の時点から3月以上1年未満の間は、新設又は増改築の時点から3月における医療的ケアが必要な障害児の延べ利用人数を3月間の開所日数で除して得た数とする。また、新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における医療的ケアが必要な障害児の延べ利用人数を1年間の開所日数で除して得た数とする。            (ii) 定員を減少する場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後3月における医療的ケアが必要な障害児の延べ利用人数を3月間の開所日数で除して得た数とする。            (iii) これにより難い合理的な理由がある場合であって、都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市においては、指定都市又は児童相談所設置市の市長）が認めた場合には、他の適切な方法により、障害児の数を推定することができるものとする。</p> <p>オ 加算創設当初の措置として、平成30年3月31日時点において現に存する事業所にあつては、平成30年4月1日時点の在籍者数（契約者数）のうち、医療的ケアが必要な障害児の数により判断すること。また、導入後3月経過後は、3月における医療的ケアが必要な障害児の延べ利用人数を3月間の開所日数で除して得た数とする。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>		
5 共生型サービス体制強化加算	<p>共生型放課後等デイサービス給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数に加算しているか。ただし、いずれかの加算を算定している場合は、その他の加算は算定しない。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第3の1の注11】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・職員名簿</li> <li>・雇用契約書</li> <li>・勤務表</li> <li>・資格等を証明する書類</li> <li>・地域に貢献する活動に関する記録等</li> </ul>
6 家庭連携加算	<p>指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者（放課後等デイサービス事業所従業者）が放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児等の居宅を訪問して就学児等及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月に2回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第3の2の注】</p> <p>※ 保育所又は学校等の当該就学児等が長時間所在する場所において支援を行うことが効果的であると認められる場合については、当該保育所又は学校等及び通所給付決定保護者の同意を得た上で、当該保育所又は学校等を訪問し、就学児等及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合には、この加算を算定して差し支えない。 この場合、当該支援を行う際には保育所等の職員との緊密な連携を図ること。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・放課後等デイサービス計画</li> <li>・訪問に関する記録</li> <li>・相談援助等の記録</li> </ul>
7 事業所内相談支援加算	<p>指定放課後等デイサービス事業所において、放課後等デイサービス事業所従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、同一日に6の家庭連携加算又は8の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第3の2の2の注】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・放課後等デイサービス計画</li> <li>・相談援助等の記録</li> </ul>

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	放課後等デイサービス・共生型放課後等デイサービス		
	<p>※ あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、障害児への支援方法等に関する相談援助を行った場合（次の①又は②のいずれかに該当する場合を除く。）に月1回に限り、算定するものであること。</p> <p>① 相談援助が30分に満たない場合 ② 当該相談援助について家庭連携加算又は訪問支援特別加算を算定している場合</p> <p>※ 相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。 ※ 相談援助を行うに当たっては、必ずしも事業所内で行う必要はないが、障害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に十分配慮すること。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>		
8 訪問支援特別加算	<p>継続して指定放課後等デイサービス支援を利用する就学児について、連続した5日間、当該指定放課後等デイサービスの利用がなかった場合において、放課後等デイサービス事業所従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児の居宅を訪問して当該指定放課後等デイサービス事業所における指定放課後等デイサービスに係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第3の3の注】</p> <p>※ 概ね3ヶ月以上継続的に利用していた就学児等が最後に利用した日から中5日間以上連続して利用がなかった場合、就学児等の居宅を訪問し、家族との連絡調整、引き続き指定放課後等デイサービス事業所を利用するための働きかけ、当該就学児等に係る放課後等デイサービス計画の見直し等の支援を行った場合に加算するものであること。 この場合の「5日間」とは、当該就学児等に係る通所予定日にかかわらず、開所日で5日間をいうものであることに留意すること。 なお、所要時間については、実際に要した時間により算定されるのではなく、放課後等デイサービス計画に基づいて行われるべき指定放課後等デイサービスに要する時間に基づき算定されるものであること。 また、1月に2回算定する場合については、この加算の算定後又は指定放課後等デイサービス事業所の利用後、再度5日間以上連続して利用がなかった場合にのみ対象となるものであること。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・サービス提供記録実績票</li> <li>・放課後等デイサービス計画</li> <li>・訪問に関する記録</li> <li>・相談援助等の記録</li> </ul>
9 利用者負担上限額管理加算	<p>利用者負担合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第3の4の注】</p> <p>※ 負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・受給者証写し</li> <li>・利用者負担上限額管理結果票</li> </ul>
10 福祉専門職員配置等加算	<p>(1) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第3の5の注1】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・職員名簿</li> <li>・雇用契約書</li> <li>・勤務表</li> <li>・出勤状況に関する書類</li> <li>・資格等を証明する書類</li> <li>・経験年数を証明する書類</li> </ul>
	<p>(2) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第3の5の注2】</p>	適・否	

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	放課後等デイサービス・共生型放課後等デイサービス		
	<p>(3) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(2)の福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>① 児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者(②において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。</p> <p>② 児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第3の5の注3】</p> <p>※ 多機能型事業所については、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての障害児に対して加算を算定することとする。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	適・否	
11 欠席時対応加算	<p>指定放課後等デイサービス事業所において指定放課後等デイサービスを利用する就学児が、あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、放課後等デイサービス事業所従業者が、就学児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに当該就学児等の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、1のハを算定している指定放課後等デイサービス事業所において1月につき当該指定放課後等デイサービスを利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第3の6の注】</p> <p>※ 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。</p> <p>※ 「就学児等又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該就学児等の状況を確認し、引き続き当該指定放課後等デイサービスの利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。</p> <p>※ 通所報酬告示第3の1のハを算定している事業所において、1月につき指定児童発達支援等を利用した障害児の延べ人数が利用定員に営業日数を乗じた数の80%に満たない場合については、重症心身障害児に限り8回を限度して算定可能とする。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・サービス提供記録実績票</li> <li>・連絡調整の記録</li> <li>・相談援助等の記録</li> </ul>
12 特別支援加算	<p>「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成24年厚生労働省告示第269号)に適合するものとして知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型指定放課後等デイサービス事業所において、次の①から④に掲げるいずれにも適合する指定放課後等デイサービス又は共生型指定放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービス又は共生型指定放課後等デイサービスを受けた就学児1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、1の注8のイの(1)若しくはロの(1)若しくは注9のイを算定している場合又は1の注11のイ若しくはロを算定している場合は、加算しない。</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める基準」の八</p> <p>① 特別支援加算の対象となる障害児(加算対象児)に係る放課後等デイサービス計画を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画(特別支援計画)を作成し、当該特別支援計画に基づき適切に訓練又は心理指導を行うこと。</p> <p>② 特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行うこと。</p> <p>③ 特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。</p> <p>④ 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・放課後等デイサービス計画</li> <li>・特別支援計画</li> <li>・同意書</li> <li>・サービスの提供に関する記録</li> <li>・職員名簿</li> <li>・雇用契約書</li> <li>・勤務表</li> <li>・出勤状況に関する書類</li> <li>・資格等を証明する書類</li> </ul>

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	放課後等デイサービス・共生型放課後等デイサービス		
	<p>※ 「厚生労働大臣が定める施設基準」の十一</p> <p>① 理学療法士等を配置していること。ただし、通所給付費等単位数表第3の1のハを算定する指定放課後等デイサービス事業所において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員を除く。</p> <p>② 心理指導担当職員は大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。</p> <p>③ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。</p> <p style="text-align: center;">【平24厚告122別表第3の7の注、平24厚告269の十一、平24厚告270の八】</p> <p>※ 特別支援加算については、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>① 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員、看護職員又は厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和55年厚生省告示第4号）第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を履修した者若しくはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を配置して、計画的に行った機能訓練又は心理指導（特別支援）について算定すること。</p> <p>② 特別支援を行うに当たっては、放課後等デイサービス計画を踏まえ、就学児等ごとに自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画（特別支援計画）を作成し、当該特別支援計画に基づくこと。</p> <p>③ 次に該当する場合には、当該加算は算定できないものであること。</p> <p>ア 放課後等デイサービス給付費のハを算定している事業所において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員による訓練を行う場合。</p> <p>イ 児童指導員等加配加算により理学療法士等（保育士を除く。）を配置している場合。</p> <p style="text-align: center;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>		
13 強度行動障害児支援加算	<p>「厚生労働大臣が定める基準」（平成24年厚生労働省告示第270号）に適合する強度の行動障害を有する就学児に対し、「厚生労働大臣が定める基準」に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行うものとして知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、1のハを算定している場合は、加算しない。</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める基準」の八の二（強度の行動障害を有する児童） 次の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の1点の欄から5点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が20点以上であると市町村が認めた障害児。（表省略）</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める基準」の八の三 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者が指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">【平24厚告122別表第1の9の2の注、平24厚告270の八の二、八の三】</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・ 放課後等デイサービス計画</li> <li>・ サービスの提供に関する記録</li> <li>・ 職員名簿</li> <li>・ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了証</li> </ul>
14 医療連携体制加算	<p>(1) 医療連携体制加算（Ⅰ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児等に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、放課後等デイサービス給付費のハ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p style="text-align: center;">【平24厚告122別表第3の8の注1】</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・ 放課後等デイサービス計画</li> <li>・ サービスの提供に関する記録</li> <li>・ 看護日誌</li> </ul>
	<p>(2) 医療連携体制加算（Ⅱ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の就学児等に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児等に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、放課後等デイサービス給付費のハ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p style="text-align: center;">【平24厚告122別表第3の8の注2】</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否	

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	放課後等デイサービス・共生型放課後等デイサービス		
	<p>(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、放課後等デイサービス給付費のハ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第3の8の注3】</p>	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・ 放課後等デイサービス計画</li> <li>・ サービスの提供に関する記録</li> </ul>
	<p>(4) 医療連携体制加算(Ⅳ)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、就学児等1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)、(2)、(5)若しくは(6)又は放課後等デイサービス給付費のハ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第3の8の注4】</p>	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録喀痰吸引等事業者申請関係書類</li> <li>・ 認定特定行為業務従事者認定証関係書類</li> </ul>
	<p>(5) 医療連携体制加算(Ⅴ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して、1日当たりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)若しくは(2)又は放課後等デイサービス給付費のハ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第3の8の注5】</p>	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 否	
	<p>(6) 医療連携体制加算(Ⅵ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の障害児に対して、1日当たりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)若しくは(2)又は放課後等デイサービス給付費のハ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第3の8の注6】</p>	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 否	
	<p>※ (1)から(6)の医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ当該看護職員が就学児等に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。</p> <p>① 指定放課後等デイサービス事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、就学児等に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。この支援は指定児童発達支援事業所等として行うものであるから連携する医療機関の医師から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。</p> <p>② 指定放課後等デイサービス事業所等は、当該就学児等に関する必要な情報を保護者等、主治医等を通じ、あらかじめ入手し本人の同意を得て連携する医療機関等に提供しよう努めるものとする。</p> <p>③ 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けて支援の提供を行うこと。</p> <p>④ 看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。（「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発0331002号）を参照のこと。）</p> <p>⑤ 通所報酬告示第3の8のホ又はへにおける「1日当たりの訪問時間」については、連続した時間である必要はなく、1日における訪問時間を合算したものであること。</p> <p>⑥ 放課後等デイサービス給付費のハ又は看護職員加配加算を算定している場合には、当該加算は算定できないものであること。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>		



確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	放課後等デイサービス・共生型放課後等デイサービス		
15 送迎加算	(1) 送迎加算のイについては、就学児（重症心身障害児を除く。）に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所との送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。  【平24厚告122別表第3の9の注1】	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・送迎の記録</li> <li>・車両運行管理簿</li> <li>・サービス提供記録実績票</li> <li>・職員名簿</li> <li>・勤務表</li> </ul>
	(2) 送迎加算のイを算定している指定放課後等デイサービス事業所において、「厚生労働大臣が定める施設基準」（平成24年厚生労働省告示第269号）に適合するものとして知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、その居宅等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位を所定単位数に加算しているか。  【平24厚告122別表第3の9の注1の2、平24厚告269の十一の二】	適・否	
	(3) 送迎加算のロについては、「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合するものとして知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、就学児（重症心身障害児に限る。）に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。  【平24厚告122別表第3の9の注2、平24厚告269の十一の二】  ※ 「厚生労働大臣が定める基準」の十一の二 送迎の際に、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を1以上配置していること。  ※ 重症心身障害児の送迎については、通所報酬告示第3の1のロにより評価しているところであるから、本加算においては送迎にあたり、運転手に加えて指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事するものに限る。）を1人以上配置している場合に算定を行うものであること。 なお、医療的ケアが必要な重症心身障害児に対する送迎を行う場合には、喀痰吸引等を行うことができる職員を配置するよう努めること。 ※ 送迎については、指定放課後等デイサービス事業所等と居宅又は学校までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。  【留意事項通知 平24障発0330第16】	適・否	
	(4) 送迎加算のイ及びロについては、指定放課後等デイサービス事業所等において行われる指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定放課後等デイサービス事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。  【平24厚告122別表第3の9の注3】	適・否	
16 延長支援加算	<p>「厚生労働大臣が定める施設基準」（平成24年厚生労働省告示第269号）に適合するものとして知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービスを受けた就学児に対し、就学児等の障害種別に応じ、当該指定放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な延長時間で所定単位を加算しているか。</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める施設基準」の十二 次の①から③までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 運営規程に定められている営業時間が8時間以上であること。 ② 8時間以上の営業時間の前後の時間において、放課後等デイサービスを行うこと。 ③ 指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を1以上配置していること。</p> <p>【平24厚告122別表第3の10の注、平24厚告269の十二】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・放課後等デイサービス計画</li> <li>・サービスの提供に関する記録</li> <li>・運営規程</li> <li>・勤務表</li> </ul>

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	放課後等デイサービス・共生型放課後等デイサービス		
	<p>※ ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。</p> <p>※ 個々の就学児等の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるものであること。</p> <p>※ 延長時間帯に、指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）が1名以上配置していること。</p> <p>※ 保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>		
17 関係機関連携加算	<p>(1) 関係機関連携加算(Ⅰ)については、就学児が通う小学校その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児に係る放課後等デイサービス計画に関する会議を開催し、小学校その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、共生型放課後等デイサービス事業所については、1の注11イ又はロを算定していない場合には、算定しない。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第3の10の2の注1】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・放課後等デイサービス計画</li> <li>・会議録</li> <li>・連絡調整の記録</li> <li>・相談援助等の記録</li> </ul>
	<p>(2) 関係機関連携加算(Ⅱ)については、就学児が就職予定の企業又は官公庁等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就職予定の企業又は官公庁等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第3の10の2の注2】</p>	適・否	
18 保育・教育等移行支援加算	<p>障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所を退所して児童が集団生活を営む施設等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談支援を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算しない。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第3の10の3の注】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・放課後等デイサービス計画</li> <li>・移行支援の記録</li> <li>・相談援助等の記録</li> </ul>
19 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>「厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第270号）に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所（独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17において同じ。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービスを行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次の(1)から(5)に掲げる単位数を所定単位数のいずれかを加算しているか。ただし、次の(1)から(5)のいずれかの加算を算定している場合にあっては、次の(1)から(5)のその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2から18までにより算定した所定単位数の1000分の81に相当する単位数次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>② 当該指定放課後等デイサービス事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>③ 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p> <p>④ 当該指定放課後等デイサービス事業所において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>⑥ 当該指定放課後等デイサービス事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第10条第2項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていること。</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・福祉・介護職員処遇改善計画書</li> <li>・賃金を改善したことが分かる書類</li> <li>・職員に周知した記録</li> <li>・労働保険料の納付関係書類</li> <li>・研修計画</li> <li>・研修実施記録</li> <li>・就業規則</li> <li>・給与規程</li> </ul>

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	放課後等デイサービス・共生型放課後等デイサービス		
	<p>⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>イ アの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>エ ウについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>オ 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>カ オの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>⑧ 平成27年4月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 2から18までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 (1)の①から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 2から18までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① (1)の①から⑥までに掲げる基準に適合すること。</p> <p>② 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p> a 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p> b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p> a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p> b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>③ 平成20年10月から(1)の②の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(4) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (1)の①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(3)の②又は③に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(5) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数 (1)の①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第3の11の注、平24厚告270の九】</p>		
20 福祉・介護職員処遇改善特別加算	<p>「厚生労働大臣が定める基準」(平成24年厚生労働省告示第270号)に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所が、次の①から⑥に掲げる基準のいずれにも適合し、就学児等に対し、指定放課後等デイサービスを行った場合に、2から18までにより算定した所定単位数の1000分の11に相当する単位数を加算しているか。ただし、19の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。</p> <p>① 賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>② 当該指定放課後等デイサービス事業所において、①の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員等に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>③ 福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。</p> <p>④ 当該指定放課後等デイサービス事業所において、事業年度ごとに福祉・介護職員等の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>⑥ 指定放課後等デイサービス事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第3の12の注、平24厚告270の十】</p>	○ 否	

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	居宅訪問型児童発達支援		
第6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い	【法第21条の5の3第2項】		
1 基本事項	(1) 指定児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費等単位数表」の第1（1の注7（人工内耳装用児支援加算）を除く。）により算定する単位数に、平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額又は別表第1（1の注7に限る。）により算定する単位数に10円を乗じて得た額を加えた額を算定しているか。  【平24厚告122の一、平24厚告128、法第21条の5の3第2項】	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費申請書</li> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> </ul>
	(2) (1)の規定により、指定児童発達支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。  【平24厚告122の二】	適・否	
2 居宅訪問型児童発達支援給付費	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。  【平24厚告122別表第4の1の注1】	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費申請書</li> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・サービス提供記録実績票</li> <li>・利用者数に関する書類</li> <li>・職員名簿</li> <li>・雇用契約書</li> <li>・勤務表</li> <li>・出勤状況に関する書類</li> <li>・資格等を証明する書類</li> </ul>
	(2) 厚生労働大臣が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第269号）に適合するものとして知事に届け出た居宅訪問型指定児童発達支援の単位において、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1日につき679単位を所定単位数に加算しているか。  【平24厚告122別表第4の1の注2、平24厚告第269の十二の二】  ※ 通所報酬告示第4の1の注1の2の訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）については、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業若しくはこれらに準ずる事業の従業者若しくはこれに準ずる者又は障害児入所施設又はこれに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者であって、次の①又は②のいずれかの職員が配置されているものとして知事に届け出た事業所について加算するものであること。 ① 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に5年以上従事した者 ② 障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に10年以上従事した者  【留意事項通知 平24障発0330第16】	適・否	
	(3) 居宅訪問型児童発達支援給付費の算定に当たって、次の①から②のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ① 従業員の員数が次に該当する場合 100分の70（5月以上継続している場合は、100分の50） 指定通所基準の規定により置くべき児童発達支援管理責任者の員数を満たしていない場合 ② 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 ア 居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 イ 居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50  【平24厚告122別表第4の1の注3、平24厚告271の三の二】	適・否	

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	居宅訪問型児童発達支援		
3 特別地域加算	<p>「厚生労働大臣が定める地域」（平成27年厚生労働省告示第182号）に居住している障害児に対して、指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき訪問支援員（指定通所基準第71条の8第1項第1号に指定する訪問支援員をいう。）が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第4の1の注4】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費申請書</li> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・サービス提供記録実績票</li> <li>・居宅訪問型児童発達支援計画</li> <li>・運営規程</li> <li>・利用者負担額請求書</li> </ul>
4 身体拘束等未実施減算	<p>指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第44条第2項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第4の1の注5】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費申請書</li> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・身体拘束等に関する記録</li> </ul>
5 通所施設移行支援加算	<p>指定通所基準第71条の8に規定する居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者が、指定居宅訪問型児童発達支援を利用する障害児に対して、児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助及び連絡調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第4の2の注】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費申請書</li> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・居宅訪問型児童発達支援計画</li> <li>・相談援助等の記録</li> <li>・連絡調整等の記録</li> </ul>
6 利用者負担上限額管理加算	<p>利用者負担合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第4の3の注】</p> <p>※ 負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・受給者証写し</li> <li>・利用者負担上限額管理結果票</li> </ul>
7 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>「厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第270号）に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所（独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。8において同じ。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次の(1)から(5)に掲げる単位数を所定単位数のいずれかを加算しているか。ただし、次の(1)から(5)のいずれかの加算を算定している場合にあっては、次の(1)から(5)のその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2から6までにより算定した所定単位数の1000分の79に相当する単位数次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>② 当該指定児童発達支援事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>③ 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・福祉・介護職員処遇改善計画書</li> <li>・賃金を改善したことが分かる書類</li> <li>・職員に周知した記録</li> <li>・労働保険料の納付関係書類</li> <li>・研修計画</li> <li>・研修実施記録</li> <li>・就業規則</li> <li>・給与規程</li> </ul>

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	居宅訪問型児童発達支援		
	<p>④ 当該指定児童発達支援事業所において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>⑥ 当該指定児童発達支援事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第10条第2項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていること。</p> <p>⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>イ アの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>エ ウについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>オ 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>カ オの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>⑧ 平成27年4月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 2から6までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数 (1)の①から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 2から6までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① (1)の①から⑥までに掲げる基準に適合すること。</p> <p>② 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>③ 平成20年10月から(1)の②の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(4) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位 (1)の①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(3)の②又は③に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(5) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数 (1)の①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第4の4の注、平24厚告270の二】</p>		
8 福祉・介護職員処遇改善特別加算	<p>「厚生労働大臣が定める基準」（平成24年厚生労働省告示第270号）に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問児童発達支援を行った場合にあって、2から6までにより算定した所定単位数の1000分の11に相当する単位数を加算しているか。ただし、7の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第4の5の注】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・福祉・介護職員処遇改善計画書</li> <li>・賃金を改善したことが分かる書類</li> <li>・職員に周知した記録</li> <li>・労働保険料の納付関係書類</li> <li>・研修計画</li> <li>・研修実施記録</li> </ul>

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	保育所等訪問支援		
第6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い	【法第21条の5の3第2項】		
1 基本事項	(1) 指定保育所等訪問支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費等単位数表」の第5により算定する単位数に、平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。  【平24厚告122の一、平24厚告128、法第21条の5の3第2項】	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費申請書</li> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> </ul>
	(2) (1)の規定により、指定保育所等訪問支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。  【平24厚告122の二】	適・否	
2 保育所等訪問支援給付費	(1) 指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。  【平24厚告122別表第4の1の注1】	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費申請書</li> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・サービス提供記録実績票</li> <li>・利用者数に関する書類</li> <li>・保育所等訪問支援計画</li> <li>・職員名簿</li> <li>・雇用契約書</li> <li>・勤務表</li> <li>・出勤状況に関する書類</li> <li>・資格等を証明する書類</li> </ul>
	(2) 「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成24年厚生労働省告示第269号)に適合するものとして知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき679単位を所定単位数に加算しているか。 【平24厚告122別表第5の1の注1の2、平24厚告269の十二の三】  ※ 通所報酬告示第4の1の注1の2の訪問支援員特別加算(専門職員が支援を行う場合)については、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業若しくはこれらに準ずる事業の従業者若しくはこれに準ずる者又は障害児入所施設又はこれに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者であって、次の①又は②のいずれかの職員が配置されているものとして知事に届け出た事業所について加算するものであること。 ① 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に5年以上従事した者 ② 障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に10年以上従事した者  【留意事項通知 平24障発0330第16】	適・否	
	(3) 次の①から③のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ① 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、保育所等訪問支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 ア 保育所等訪問支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 イ 保育所等訪問支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50 ② 同一日に同一の場所で複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合 100分の93 ③ 従業員の員数が次に該当する場合 100分の70(5月以上継続している場合は、100分の50) 指定通所基準の規定により置くべき児童発達支援管理責任者の員数を満たしていない場合  【平24厚告122別表第5の1の注2、平24厚告271の三の三】	適・否	

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	保育所等訪問支援		
3 特別地域加算	<p>「厚生労働大臣が定める地域」（平成27年厚生労働省告示第182号）にある保育所等に、指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が指定保育所等訪問支援を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第4の1の注3】</p> <p>※ 特別地域加算を算定する利用者に対して、指定通所基準第78条第5号に規定する通常の事業の実施地域を越えて支援を提供した場合、指定通所基準第77条第3項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費申請書</li> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・サービス提供記録実績票</li> <li>・保育所等訪問支援計画</li> <li>・運営規程</li> <li>・利用者負担額請求書</li> </ul>
4 身体拘束等未実施減算	<p>指定保育所など訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第44条第2項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第5の1の注4】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費申請書</li> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・身体拘束等に関する記録</li> </ul>
5 初回加算	<p>指定保育所等訪問支援事業所において、新規に保育所等訪問支援計画を作成した障害児に対して、当該保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が初めて又は初回の指定保育所等訪問支援を行った日の属する月に指定保育所等訪問支援を行った際に児童発達支援管理責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第5の1の2の注】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費申請書</li> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・サービス提供記録実績票</li> <li>・同行訪問に関する記録</li> </ul>
6 家庭連携加算	<p>指定保育所等訪問支援事業所において、指定通所基準第73条の規定により指定保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者が、保育所等訪問支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月に2回を限度として、その内容の指定保育所等訪問支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第5の1の3の注】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・保育所等訪問支援計画</li> <li>・訪問に関する記録</li> <li>・相談援助等の記録</li> </ul>
7 利用者負担上限額管理加算	<p>利用者負担合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第5の2の注】</p> <p>※ 負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。</p> <p style="text-align: right;">【留意事項通知 平24障発0330第16】</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・受給者証写し</li> <li>・利用者負担上限額管理結果票</li> </ul>
8 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>「厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第270号）に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。9において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次の(1)から(5)に掲げる単位数を所定単位数のいずれかを加算しているか。ただし、次の(1)から(5)のいずれかの加算を算定している場合にあつては、次の(1)から(5)のその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2から7までにより算定した所定単位数の1000分の79に相当する単位数 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費請求明細書</li> <li>・福祉・介護職員処遇改善計画書</li> <li>・賃金を改善したことが分かる書類</li> <li>・職員に周知した記録</li> </ul>



確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	保育所等訪問支援		
	<p>① 福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>② 当該指定保育所等訪問支援事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>③ 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p> <p>④ 当該指定保育所等訪問支援事業所において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>⑥ 当該指定保育所等訪問支援事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第10条第2項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていること。</p> <p>⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>イ アの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>エ ウについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>オ 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>カ オの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>⑧ 平成27年4月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 2から7までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数 (1)の①から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 2から7までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① (1)の①から⑥までに掲げる基準に適合すること。</p> <p>② 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>③ 平成20年10月から(1)の②の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(4) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位 (1)の①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(3)の②又は③に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(5) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数 (1)の①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働保険料の納付関係書類</li> <li>・研修計画</li> <li>・研修実施記録</li> <li>・就業規則</li> <li>・給与規程</li> </ul>
	【平24厚告122別表第5の3の注、平24厚告270の十一】		

確認項目	確認事項	左の結果	関係書類
	保育所等訪問支援		
9 福祉・介護職員処遇改善特別加算	<p>「厚生労働大臣が定める基準」（平成24年厚生労働省告示第270号）に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、次の①から⑥に掲げる基準のいずれにも適合し、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合に、2から7までにより算定した所定単位数の1000分の11に相当する単位数を加算しているか。ただし、8の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。</p> <p>① 賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>② 当該指定保育所等訪問支援事業所において、①の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員等に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>③ 福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。</p> <p>④ 当該指定保育所等訪問支援事業所において、事業年度ごとに福祉・介護職員等の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>⑥ 指定保育所等訪問支援事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第5の4の注、平24厚告270の十二】</p>	適・否	